

会 議 録

令 和 4 年 第 2 回 定 例 会

会期：令和4年6月10日
令和4年6月24日
(15日間)

小 海 町 議 会

第2回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、委員会付託）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
承認第1号（条例）	12
承認第2号～5号（補正予算）	12
議案第19号～23号（条例・補正予算）	22
陳情・請願等	43
第5日（一般質問）	
第1番 黒澤 敦史 議員	46
第5番 渡邊 晃子 議員	53
第8番 品田 宗久 議員	69
第9番 小池 捨吉 議員	79
第2番 鷹野 文則 議員	85
第6番 的埜美香子 議員	88
第3番 篠原 哲雄 議員	100
第15日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	117
議員派遣の件	118
承認第1号（条例）	119
承認第2号～5号（補正予算）	119
議案第19号～21号（条例）	122
議案第22号～23号（補正予算）	123
陳情第2号・発議第3号	125
陳情第3号・発議第4号	127
発議第4号	129
陳情第5号・発議第5号	129
陳情第6号	131
陳情第7号	131
署名	133

**令和 4 年 第 2 回
小海町議会定例会議事日程**

開会年月日時	令和4年6月10日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和4年6月24日 午後 3時42分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第4番議員、第5番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和4年6月10日 至 令和4年6月24日 15日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
承認第1号	小海町税条例等の一部を改正する条例について	原案承認
承認第2号	令和3年度小海町一般会計補正予算(第9号)について	〃
承認第3号	令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃
承認第4号	令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	〃
承認第5号	令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃
議案第19号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第21号	小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	令和4年度小海町一般会計補正予算(第2号)について	〃

議案第23号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
陳情第2号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	採択
陳情第3号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	〃
陳情第4号	J A長野八ヶ岳小海支所野菜安定基金に関わる助成金増額に関する陳情書	継続審査
陳情第5号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書	採択
陳情第6号	ハーベスタ導入に関する補助金の陳情書	不採択
陳情第7号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	不採択

《追加議案》

発議第3号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書	原案可決
発議第4号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	〃
発議第5号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	〃

会議の顛末	令和4年6月10日 午前10時00分に始め
	令和4年6月24日 午後 3時42分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出宗則
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出智善
	教 育 長 中島行男 教育次長 井出直人
	総 務 課 長 黒澤五雄 観光交流センター所長 小池 司
	町 民 課 長 井出知之 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵
	書 記 柳澤武彦

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	6/10	6/14	6/15	6/17		6/20	6/21	6/24
					総産委	民文委	予決委	予決委	
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	—	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	—	○	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	—	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	×	×	○	—	○	○	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	○	—	○	○	○
計		11	11	12	6	7	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第4番 井出和人 議員							
		第5番 渡邊晃子 議員							

令和4年第2回	
小海町議会定例会会議録	
「第1日」	
* 開会年月日時	令和4年6月10日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和4年6月10日 午後 4時20分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和4年第2回小海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>県でもやっとコロナが下火となり、佐久圏域においてはレベルが2となりましたが、限りなく3に近い状況であります。本日10日より、訪日観光客の受入れが本格化します。政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための受入れ指針を公表していますが、いずれにしましても、一日でも早くコロナが落ち着き、私たちの日常が取り戻せますよう願うところであります。</p> <p>今、国では物価上昇、いわゆるインフレが懸念されています。理由としては、幾つか複合的な要素があるとは思いますが、最近私たちの日常においてもガソリンや食料品、そして生活用品の価格が軒並み値上がりをし、家計を圧迫しています。このような厳しい状況であり、行政側も議会も令和4年度の予算審議を通して、町民の皆さんに寄り添う施策であり、予算となりますようお願いをいたすところであります。</p> <p>ただいまの出席議員数は11人であります。なお、篠原伸男議員は所用のため欠席との連絡がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p>
<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

	<p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、第4番 井出和人君及び第5番 渡邊晃子君を指名いたします。</p>
<p>日程第2 「会期の決定」</p>	
議長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきましては、去る5月19日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 的埜美香子君。</p>
議会運営委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の令和4年第2回小海町議会定例会の運営につきましては、去る5月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は専決処分5件、条例改正案3件、補正予算案2件、陳情6件の合計16件であり、会期は本日より6月24日までの15日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。ただし、質疑が5時を過ぎた場合は質疑終了後としますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば15日、午前10時から、2日間の場合は15日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おきください。なお、本日の昼休み、12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から6月24日までの15日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。</p>

日程第3 「町長招集あいさつ」

議 長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	<p>皆様、改めておはようございます。</p> <p>令和4年第2回定例会開会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員のご出席を賜り開会できますことに、心より御礼を申し上げます。当初、9日に開会を予定したわけですが、拡大版佐久地域戦略会議への出席を余儀なくされ、有坂議長様を初め議員の皆様のご理解をいただき、本日の開会となりましたことに、心からのおわびと御礼を申し上げます。</p> <p>そして、私も任期を改めて初めての定例会でございます。町の発展と町民福祉の向上を目指し、町民益を第一に、議会の皆様にご理解をいただきながら、職員共々、誠心誠意頑張っていく所存でございます。議会の皆様とは、車の両輪として共に力を合わせ進んでいきますよう、ご協力を重ねてお願い申し上げます。</p> <p>さて、世界では、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が続き、ウクライナの各地で戦闘があり、大勢の市民が国外へ避難されています。一日も早い終息を願うばかりでございます。ウクライナ情勢が不安定化したことなどから、穀物物価、原油価格の高騰、半導体不足など、地域経済への影響、物価上昇による各家庭への生活不安など、大きな影響を及ぼしております。町民の生活や経済への不安が増大しないよう、多方面において政策を展開していくことが必要であります。既に予算をお認めいただいております町民生活支援事業などを効果的に執行してまいります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、先日、長野県の感染警戒基準が改正され、佐久圏域におきましては5月31日、感染者が減少していることから、感染レベル区分が引き下げられております。今後も感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を行うため、メリ張りのある行動を町民の皆様にご希望するところでございます。当町におけるワクチンの接種につきましては、希望者への3回目の接種はほぼ終了し、今後4回目接種の事務手続を進める段階でございます。</p> <p>また5月16日、小海小学校の下校中の児童が、本来降車するバス停でない場所でバスを降り、歩道でない国道脇を歩き自宅に向かう事案が発生しました。経過や今後の対応につきましては、先日本お届けしました報告のとおり</p>

りでございます。子育て支援を政策に掲げ施策を展開している最中にこのようにことが発生しましたことを心の底から反省し、誰が悪いなどの問題でなく、二度とこのようなことが起こらないよう改めて安全対策を検討しているところでございます。

そのような中、先日6日に関東甲信越地方の梅雨入りが発表されました。台風による大雨やゲリラ豪雨など災害が発生する季節となり、災害での犠牲者を一人でも出してはなりません。町民の皆様の期待に添い、迅速な対応ができるよう常々心がけ、準備を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

承認第1号 小海町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、関連する各項の整備を行い、小海町税条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

承認第2号 令和3年度小海町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に7,783万7,000円を追加し、総額を49億6,993万9,000円としたものでございます。主な要因は精算によるものです。歳入につきましては、町税の確定により1,077万3,000円の増額、地方交付税では、特別交付税が確定したことにより7,320万6,000円の増額となりました。歳出につきましては、総務費が2,394万円の減額、民生費が4,244万7,000円の減額、衛生費が2,322万円、農林水産費が1,474万8,000円、商工費が2,561万9,000円、土木費が1,135万4,000円、消防費が13万7,000円、教育費が2,294万1,000円、災害復旧費が620万4,000円、公債費が15万円、それぞれ減額するなど精算を行ったもので、予備費の総額を4億6,883万1,000円としたものでございます。

承認第3号 令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から1,148万6,000円を減額し、総額を5億2,579万9,000円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入で県支出金が1,132万4,000円減額、歳出で保険給付費が1,367万2,000円減額となったことにより、予備費を337万1,000円増額したものでございます。

承認第4号 令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に16万7,000円を増額し、総額を7億104

万1,000円としたものでございます。主な要因は精算によるものでございます。

承認第5号 令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から67万6,000円を減額し、総額を7,955万4,000円としたもので、主な要因は精算によるものでございます。以上、5件につきましては3月31日付で専決処分しましたので、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案について概要を申し上げます。

議案第19号の小海町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴うもので、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申をいただいた上で、課税限度額について医療分2万円、後期高齢支援分1万円、それぞれ引き上げるものでございます。

議案第20号の小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の定数を実団員数に合わせるため、154人から3人増やし157人に改めるものであります。

議案第21号の小海町消防団員の公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴うもので、公務災害補償を受ける権利を担保する特例の改正を行うものであります。

議案第22号 令和4年度小海町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に4億6,026万4,000円を追加し、総額を42億9,055万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、当初予算が骨格編成であったことから政策的な事業費を計上したことと、併せて人事異動に伴う人件費等の補正でございます。

歳入につきましては、国庫支出金で、過疎地域持続的発展支援交付金3,171万円と、重層的支援体制整備事業補助金823万8,000円を新たに計上し、その他新型コロナウイルス地方創生臨時交付金は5,490万6,000円追加し、総額を9,389万4,000円、社会資本整備総合交付金は3,791万3,000円追加し、総額6,255万3,000円などとなっております。県支出金では、林道八ヶ岳線改良事業補助金1,031万円などを見込みました。寄附金につきましては、宿渡出身で横浜市に住んでおられました小山満之介さんがお亡くなりになり、親族の皆様でご相談の上、ふるさとへのご厚意として1,000万円のご寄附の申出がございました。小海小学校、小海中学校へそれぞれランドピアノを贈呈したいとの意向でございます。また、松原湖高原観光交流センター八峰の湯の改修工事に伴い、5か月間の休館をせざるを得ないこ

	<p>とから、施設使用料や食堂収入、入湯税など、約4,720万円減額してございます。過疎対策事業に充てられるため、過疎債につきましては八峰の湯の改修工事で1億8,000万円、橋梁修繕工事に3,000万円など、2億4,250万円を計上しました。</p> <p>歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、総務費では、指定管理者として開発公社が運営しているキャリフル小海レクリエーション施設のコテージ改修工事に1,800万円、集落支援事業では、各集落の要望に柔軟に対応するため、各地区の上限を50万円から100万円増額し、1,650万円増額しております。民生費では、高齢者や障害者など社会的弱者のサポートを重層的に行う重層的支援体制整備事業に1,098万4,000円、やすらぎ園の改修工事では1,500万円を計上し、衛生費におきましては、第4回コロナワクチン接種費用を計上してございます。農林水産費では、林道費において林道八ヶ岳線の改修工事費2,100万円を計上し、商工費では、松原湖高原観光交流センター八峰の湯の施設改修工事費2億円を計上しました。予算をお認めいただいた後、事務手続を進め、契約議決案件に伴う臨時議会をお願いすることになりますが、よろしくお願いを申し上げます。土木費では、橋梁修繕費として稲子橋ほか3か所8,200万円、消防費においては防火水槽設置1か所、可搬ポンプ付消防自動車1台など1,829万6,000円を計上してございます。教育費では、指定寄附として歳入に計上した1,000万円を財源に、小・中学校のグランドピアノ購入費を計上してございます。</p> <p>議案第23号 令和4年度小海町介護保険事業特別委員会補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の総額に64万2,000円を追加し、総額を7億1,595万2,000円とするものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う人件費等の補正でございます。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。よろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>日程第4 「諸般の報告」</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。そのほか、報告事項</p>

	<p>のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p>日程第5 「行政報告」</p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>では、2件につきましてご報告をいたします。</p> <p>まず1件目ですが、5月18日、道路整備促進期成同盟会総会の折、井出庸生議員、佐久市市長、南牧村長と共に、中部横断自動車道の整備促進について道路整備予算を安定的、継続的に確保され、環境影響評価等の手続を進め、ルート案を沿線自治体に早期に示していただき、早期の事業化を図ることなどを要望したところであります。2件目ですが、昨日、佐久合同庁舎におきまして拡大版地域戦略会議がございました。知事を初め佐久地域選出の県会議員の先生方がお越しになり、中部横断道やコロナ禍、またウクライナ情勢による物価の高騰、農林業、教育等の施策などについて意見交換を行いました。佐久圏域11市町村の首長と意見交換をいたしました。</p> <p>以上、2件でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長 【令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】</p> <p>【令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書の報告】</p> <p>【佐久広域連合議会第1回定例会の報告】</p> <p>【長期振興計画審議会の報告】</p> <p>【駅前再整備検討委員会の報告】</p> <p>町民課長 【小海町国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】</p> <p>【小海町交通政策審議会の報告】</p> <p>子育て支援課長 【子育て支援推進委員会の報告】</p> <p>観光交流センター所長 【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p> <p>副町長 【小海町開発公社経営状況の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>

<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、承認第1号から議案第23号、請願・陳情につきましては上程から付託までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6 「承認第1号」</u>	
議 長	日程第6、承認第1号「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ここで、11時5分まで休憩といたします。 <div style="text-align: right;">(ときに10時51分)</div>
<u>日程第7 「承認第2号」</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <div style="text-align: right;">(ときに11時05分)</div> 日程第7、承認第2号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 篠原副町長。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 7ページ、第2表、繰越明許費補正。第3表、地方債補正。 歳入、10ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、項3軽自動車税、 10ページ。 次、11ページ、項3軽自動車税続き、項4市町村たばこ税、項5入湯税。 款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、11ページ。 次、12ページ、項2自動車重量譲与税、項3森林環境譲与税。 款3利子割交付金。款4配当割交付金、12ページ。 次、13ページ、款5株式等譲渡所得割交付金。款6法人事業税交付金。 款7地方消費税交付金。款8ゴルフ場利用税交付金、13ページ。 次、14ページ、款9環境性能割交付金。款10地方特例交付税、 項2新型コロナ対策地方税減収補填特別交付金。款11地方交付税。 款12交通安全対策特別交付金、14ページ。 次、15ページ、款13分担金及び負担金、項2負担金。 款14使用料及び手数料、項1使用料、15ページ。 次、16ページ、使用料続き、項2手数料。款15国庫支出金、 項1国庫負担金、16ページ。 次、17ページ、国庫負担金続き、項2国庫補助金、17ページ。 次、18ページ、項3国庫委託金。款16県支出金、項1県負担金、 項2県補助金、18ページ。 次、19ページ、県補助金続き、項3県委託金。 次、20ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売却収入。
6 番議員	6番、的埜です。お願いします。 財産売却収入ということで、先ほど説明の中で払下げが2件あったということなんですけれども、この2件はどこを指すのでしょうか、お願いします。

総務課長	今回の補正で2件を計上させていただきました。1件は、中学の校門の入口の、校門を入れて左側の土地であります。そしてもう一件は、水上の奥の岳でございます。以上です。
6番議員	1件は中学の入口ということで、土村南町の土地のことを言っていると思うんですけども、少し前から、もう家のほうが建っていると思うんですけども、これはなぜ3月補正でできなかったのかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。
総務課長	契約の経過としまして、昨年令和3年11月上旬に契約を締結をしたと。そして、その契約の内容につきまして、売買代金、これを令和4年4月25日までの3か月程度の期間に納付をお願いをしたいという契約でございました。そういう中で、実際に3月に当然計上しまして、納付がない場合は後、翌年度へ計上すべきだったということですが、3月へ計上をするのをそのままになってしまいまして、今回改めて納付を確認した中で、計上はさせていただいたという経過でございます。
議長	ほかに。 次、21ページ、款19、項1特別会計繰入金、項3基金繰入金。 款21諸収入、項3受託事業収入、項4雑入、21ページ。 次、22ページ、雑入続き。
6番議員	6番です。お願いします。 雑入ということで、温泉施設収入の受託販売収入で数字が載っているんですけども、仕入れ率は何%になりますか、お願いします。
観光交流センター所長	仕入れ率というのは20%ですね、こちらで取りまして、残りを入れていただいている方にお支払いしているという形でございます。
議長	ほかに。 次、23ページ、雑入続き、項5延滞金加算金及び過料。款22町債、23ページ。歳出に移ります。 24ページ、款1議会費。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、24ページ。 次、25ページ、目1一般管理費続き、目2財産管理費、25ページ。 次、26ページ、財産管理費続き、目3広報費、目4企画費、26ページ。 次、27ページ、企画費続き。 次、28ページ、企画費続き、目5地域振興費、目6積立金、目7総合センター運営費、28ページ。

	<p>29ページ、項2徴税費、目1税務総務費、項3戸籍住民登録費、29ページ。 次、30ページ、項4選挙費、目2衆議院議員総選挙費、 目3参議院議員補欠選挙費、目4小海町長選挙費、30ページ。 次、31ページ、項5統計調査費、項6監査費。款3民生費、項1社会福祉費、 目1社会福祉総務費、31ページ。 次、32ページ、社会福祉総務費続き、目2老人福祉費、32ページ。 次、33ページ、老人福祉費続き、目3やすらぎ園運営費、 目4心身障害者福祉費、33ページ。 次、34ページ、心身障害者福祉費続き、目5あゆみ園運営費、 項2児童福祉費、目1保育所費、34ページ。 次、35ページ、保育所費続き、目2児童措置費、35ページ。 次、36ページ、児童措置費続き、目3児童館運営費、 目4結婚推進・子育て支援費、36ページ。 次、37ページ、児童福祉費続き。款4衛生費、項1保健衛生費、 目1保健衛生総務費、目2予防費、37ページ。 次、38ページ、予防費続き、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費、 目2塵芥処理費、38ページ。 次、39ページ、塵芥処理費続き、目3し尿下水処理費、目4住宅管理費、 目5町営バス運行管理費。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。 すみません、戻りまして、4目住宅管理費の工事請負費、町営住宅のところ なんですけれども、これは竣工日がいつだったのか教えてください。お願い します。</p>
町民課長	<p>こちらの竣工日につきましては、令和4年3月31日ということでございます。</p>
6番議員	<p>今、令和4年3月31日とおっしゃいましたが、これは検査日、検査の職員は 誰が立ち会ったか、じゃ、お願いします。</p>
町民課長	<p>検査職員につきましては会計管理者と総務課長になります。</p>
6番議員	<p>私、4月5日に大畑のあそこを通ったときに、まだでき上がっていない状態 だったんですけれども、工期は確かに3月31日ということだったんですけ れども、合っていますか、3月31日。</p>
町民課長	<p>その件につきましてはですが、実際の竣工日につきましては令和4年3月31日 ということございました。ですが、ちょうど3月下旬の20日過ぎという ところでちょっと雪が降りまして、現状、舗装の部分とフェンスの部分、</p>

	<p>こちらの工事につきまして、やはり路盤的なものが雪ということできな いという状況の中で、町のほうとしまして、その路盤をしっかりしたもの にして、いい状況の駐車場の舗装にしたいという状況がございましたの で、ちょっとこちらのほう竣工日はちょっとずれてしまいますが、4月に 入って舗装とフェンスだけはいいものにしたいということで、ちょっと遅 れて工事を行ったという部分はございます。</p>
6番議員	<p>今、舗装の関係とフェンスの関係で、雪でということが説明されましたけ れども、意味は分かりましたけれども、これは延期願をしっかりと出して、 3月20日という今話でしたけれども、3月30日に臨時議会もあったわけなん ですよ。そこでやっぱりそれなりの手続をどうしてしなかったのか、そ の辺の説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>今、ご指摘のとおりであります。3月30日に臨時議会でしたか、ありまし た。そこで皆さんに状況報告、そして実態は業者さんからは竣工段階にな っているが、発注者として工事の日程を、さっき町民課長が申し上げまし たとおり状況判断で延ばさせてもらったということを皆様にご報告させ ていただいて対応すべきだったということを感じておりますが、今となっ ては申し訳なかったということをおわびを申し上げるということでござ います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>3回終わりですけれども。</p>
6番議員	<p>はい、質問ではありません。 今の説明、分かったんですけれども、3月の臨時議会のほうで、新田小海原 線のほうはしっかりと繰越しの手続がなされました。だから、しっかりと やっぱり同じように手続が必要だったと思います。 それで、今後の入札参加ということで、やっぱり資格にペナルティーが科 せられると思うんですけれども、普通でいけば。そういう決まりはどうな っているのか、また委員会のほうで説明をお願いします。</p>
議 長	<p>ほかに、39ページ。 次、40ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、 目2農業振興費、目3畜産振興費、目4農地費、40ページ。 次、41ページ、農地費続き、項2林業費、目1林業振興費、 目2県有林受託事業費、目3林道費、41ページ。 次、42ページ、款6商工費、目1商工業振興費、目2観光費、42ページ。 43ページ、観光費続き、目3国際交流センター運営費、 目4松原湖高原観光交流センター運営費、43ページ。</p>

	次、44ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き。
6番議員	6番です。お願いします。 委託料の施設改修計画設計委託ということで、そもそもこれは設計はもう完了しているのかどうか、お願いします。
観光交流センター所長	設計のほうは終了しております。
6番議員	設計図書の竣工日はいつになりますか、お願いします。
観光交流センター所長	竣工は令和4年3月31日になります。
議長	ほかに、44ページ。 次、45ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、45ページ。 次、46ページ、目2道路改良舗装費、項3都市計画費。款8消防費、目1非常備消防費、目2常備消防費、46ページ。 次、47ページ、消防費続き、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、目2事務局費、47ページ。 次、48ページ、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費、48ページ。 次、49ページ、教育振興費続き、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、49ページ。 次、50ページ、公民館費続き、目3美術館運営費、目4音楽堂運営費、50ページ。 次、51ページ、項4保健体育費、目1保健体育総務費、目2小海小学校給食費、目3スケートセンター運営費。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、51ページ。 次、52ページ、公共土木施設災害復旧費続き、項2農林施設災害復旧費、52ページ。 次、53ページ、款11公債費。款12予備費、53ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
12番議員	12番、篠原です。 40ページの17節備品購入費というところで、タブレットの購入費とありますけれども、これは金額的に1台か、だと思っうんですけれども、何台買っ

	て、その使い方、使う方法、キーボードを打つだけじゃなくて、どういったことに使っていくか、お願いします。
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>タブレット購入費とございまして、当初、繰越しで16万円を計上したものが、精算で12万4,000円になったということで、これは農地パトロール用のタブレット端末、パソコンの画面ぐらいの大きさのもので、外へ持ち出すことができるものでございまして、主に農業委員さんがそれを現地に、荒廃農地であるとか遊休農地の調査に、この地図を調べて、そこがどういうふうな状態かということをごへ入力するためのものでございます。4台なんですけれども、農業委員さんの数には足りないわけなんですけれども、4人の委員さんの後、またその次に、次の委員さんが使っていくというような使い方をして、調査をする、そういうようなものでございます。以上です。</p>
議長	ほかにございせんか。
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに12時00分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>議事に入ります前に、先ほど12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の間合議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告を願います。</p> <p>議会運営委員長 的埜美香子君。</p>
議会運営委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>議会運営委員及び各常任委員長による合同合議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。</p> <p>6月17日金曜日午前10時より総務産業常任委員会、視察なし。午後3時より民生文教常任委員会、視察なし。6月20日月曜日午前10時より予算決算常任委員会。6月21日火曜日午前10時より予算決算常任委員会。また、午前中申し上げましたとおり、現地視察及び全員協議会につきましては6月15日に行います。以上で報告を終わりにします。</p>
日程第8 「承認第3号」	

議 長	<p>日程第8、承認第3号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>歳入、7ページ、款1国民健康保険税。款2使用料及び手数料。款4県支出金、7ページ。</p> <p>次、8ページ、款5財産収入。款6繰入金。款8諸収入、項1延滞金及び過料、8ページ。</p> <p>9ページ、項2雑入、9ページ。</p> <p>歳出、10ページ、款1総務費、項1総務管理費、項2運営協議会費、項3趣旨普及費、10ページ。</p> <p>次、11ページ、趣旨普及費続き。款2保険給付費、項1療養諸費、11ページ。</p> <p>次、12ページ、項2高額療養費、項3出産育児諸費、項4葬祭諸費、12ページ。</p> <p>13ページ、項5移送費、項6傷病手当金。款3国民健康保険事業費納付金、13ページ。</p> <p>14ページ、国民健康保険事業費納付金続き。款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、項2保健事業費、14ページ。</p> <p>次、15ページ、保健事業費続き。款5基金積立金。款6諸支出金。款7予備費、15ページ。</p> <p>全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<p><u>日程第9 「承認第4号」</u></p>	

議 長	<p>日程第9、承認第4号「令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>歳入、6ページ、款1保険料。款2使用料及び手数料、項1手数料、項2使用料、6ページ。</p> <p>7ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金。款4支払基金交付金、7ページ。</p> <p>次、8ページ、支払基金交付金続き。款5県支出金、項1県負担金、項2県補助金、8ページ。</p> <p>次、9ページ、款6サービス収入。款7財産収入。款8繰入金、9ページ。</p> <p>次、10ページ、繰入金続き。款10諸収入、10ページ。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>11ページ、款1総務費。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、11ページ。</p> <p>次、12ページ、介護サービス等諸費、12ページから15ページまで、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ。</p> <p>16ページ、項2介護予防サービス給付費、16ページ。</p> <p>次、17ページ、同じく介護予防サービス給付費。</p> <p>次、18ページ、項3その他諸費、項4高額介護サービス費、18ページ。</p> <p>次、19ページ、高額介護サービス費続き、</p> <p>項5高額医療合算介護サービス等費、19ページ。</p> <p>次、20ページ、項6特定入所者介護サービス等費。</p> <p>21ページ、特定入所者介護サービス等費続き、21ページ。</p> <p>22ページ、特定入所者介護サービス等費続き。款3地域支援事業費、</p>

	<p>項1日常生活支援総合事業費。</p> <p>23ページ、日常生活支援総合事業費続き、項2一般介護予防事業費、23ページ。</p> <p>24ページ、一般介護予防事業費続き、項3包括的支援事業任意事業費。</p> <p>25ページ、包括的支援事業任意事業費続き、項4その他諸費。</p> <p>款4基金積立金、25ページ。</p> <p>26ページ、基金積立金続き。款5諸支出金。款6予備費、26ページ。</p> <p>全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
12番議員	<p>12番、篠原です。</p> <p>11ページの款2保険給付費、18節、軒並み△になっているんですけども、こういった状況にあるのか、ちょっとお聞きしたいですけども。</p>
町民課長	<p>先ほどの説明の中でもありましたが、基金の積立てのところで説明もいたしました。今年度の認定者数につきまして、当初、令和2年度より大体横ばいで来ておりました。高止まりというような形で来ておりました。それがやはり令和3年の11月から12月頃から2月頃までに対して人数が減少傾向にあったという部分がありまして、この部分でやはり利用者が減ったということで、ここは減少に転じてマイナスの利用料が発生してきているというふうに、ちょっと中身を分析いたしました。</p>
議長	<p>ほかに。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第10 「承認第5号」</u></p>	
議長	<p>日程第10、承認第5号「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>井出町民課長。</p> <p>(町民課長説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

	<p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>歳入、4ページ、款1後期高齢者医療保険料。款2使用料及び手数料。</p> <p>款3繰入金、4ページ。</p> <p>5ページ、款5諸収入、項1償還金及び還付加算金、項2雑入、5ページ。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>6ページ、款1総務費。款2後期高齢者医療広域連合納付金、6ページ。</p> <p>次、7ページ、款3諸支出金。款4予備費。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
12番議員	<p>直接この予算書には関係ないんですけども、ちょっと教えてもらいたいですけれども、この後期高齢者のこの保険は、我々社会保険、国保等、保険を掛けているわけなんですけれども、何か特別、ルール上、違ったことはあるのか、それとも国保や社会保険と同じかどうかということ。</p>
町民課長	<p>いずれ国民保険、社会保険ありますけれども、それが要は保険制度自体でいきますと、75歳から後期高齢者医療の保険のシステムに移行するということですので、その中での医療費の給付割合とかはありますけれども、その部分についてはそれほどのあれはないと思うので、いずれ推移していく、保険自体が推移していくということであります。</p>
12番議員	<p>そうすると、今、私、建設国保に入っていて掛けているんですけども、それで、この後期高齢者の保険も今度は掛けるようになったわけなんですけれども、その2つ掛けているというところら辺はどうなりますかね。</p>
町民課長	<p>町民1人1保険ですので、その場合ですと、要するに建設国保に加入していますれば、75歳になって後期高齢に移行した場合には建設国保のほうを脱退というか喪失してもらおうという手続を取ってもらおうようになります。それで、後期高齢の保険一本にしてもらわないといけないということになりますので、ちょっと確認をしてみてくださいと思います。</p>
議長	<p>予算書について、ほかに。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第11 「議案第19号」</p>	
議長	<p>日程第11、議案第19号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>

	<p>について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<u>日程第12 「議案第20号」</u>	
議 長	<p>日程第12、議案第20号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<u>日程第13 「議案第21号」</u>	
議 長	<p>日程第13、議案第21号「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正</p>

	<p>する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 ここで、2時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時44分)</p>
<u>日程第14 「議案第22号」</u>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時00分)</p> <p>遅ればせながら、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。 日程第14、議案第22号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 篠原副町長。</p>
(副町長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。 ここで、3時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時43分)</p>

<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 00 分)</p> <p>令和4年度小海町一般会計補正予算(第2号)について、歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>6ページ、第2表、地方債補正、6ページ。</p> <p>次、9ページ、歳入から始めます。</p> <p>款1町税、項3入湯税。款11地方交付税。款13分担金及び負担金、項2負担金、9ページ。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>6番です。お願いします。</p> <p>真ん中の地方交付税の関係ですけれども、特別交付税ということ、この時期に何か特別な要因があるのかということ、先ほど集落支援員の謝礼ということ、説明はあったんですけれども、ほかに何かあるのかをお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ほかに特にこれというものはございません。例年並みのメニューによりまして交付を見込んでおります。大きいものですと、不採算地区の病院の特交分、また地方バス、町営バス、そういうものを見込みまして前年度並みを見込ませていただいたという内容でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいですか。</p> <p>ほかに、9ページ。</p> <p>次、10ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料。款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金、10ページ。</p> <p>次、11ページ、国庫補助金続き。款16県支出金、項2県補助金。</p> <p>款17財産収入、項1財産運用収入、11ページ。</p>
<p>12番議員</p>	<p>12番、篠原です。</p> <p>先ほど説明あったかどうか、ちょっと私が聞き逃したかもしれませんが、5目教育費補助金のところの1節学校保健特別対策事業補助金とありますけれども、どういった事業補助金か。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>11ページ上段の学校保健特別対策事業補助金でございますけれども、歳出のほうの28ページをちょっと見ていただけたらと思います。小海小学校の学校管理費の需用費というところで、45万円で新型コロナ対策の消耗品を購入したいという中で、そういったものを対象にした補助事業ができたので、そちらのほうへ申請をしたという内容でございます。補助率は2分の1ですけれども、具体的には空気清浄機6台ですとか、サーキュレーターで</p>

	すから送風機、小さい送風機ですけれども、10台、それからアルコールとか、使い捨てのビニール手袋といったようなものを購入したいという内容での財源たる補助金となります。よろしくお願いします。
議長	ほかに。 次、12ページ、款18寄付金。款21諸収入、項4雑入。款22町債、12ページ。
6番議員	6番です。お願いします。 町債の関係ですけれども、過疎対策事業債ということで3.2億円を超える額なんですけれども、3億円を超えるというのは過去にそんなになんか思わなくて、許可の見込みはあるのかどうか、お願いします。
総務課長	ただいま申請中でありまして、許可の見込みを立てた中で予算立てをさせていただいているという状況でございます。
議長	12ページ、ほかに。 次、歳出に移ります。 13ページ、款1議会費。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、13ページ。
12番議員	12番。 12ページの14節防犯カメラの設置、安心・安全のために防犯カメラを設置ということなんですけれども、10か所ほど予定しているとのことなんですけれども、まるでまだ設置場所は白紙の状態であるとかどうか。
総務課長	防犯カメラにつきましては、平成30年に通学路を主として設置を20台した経過がございます。そして令和2年に、元年の台風の経験を生かしまして河川カメラとして3台設置しております。そして、今回は10台ほどを設置をしたいということでありますが、これにつきましては、昨年ですか、窃盗だとか、そういう事件が発生してしまったという状況の中で、警察などへ相談をして、町村界だとか、集落間の人通りがあまりないというか、例えば五箇から溝の原とか、五箇から八那池とか、そういうところを主に、警察と相談をした中で設置をしていきたいと、そして犯罪の抑止効果にもつなげていきたいという考えでございます。
6番議員	6番。 ただいまの防犯カメラの設置に関してですけれども、今の説明だと、まだ具体的には決まっていないということでしょうか。まずそこをお願いします。
総務課長	具体的には箇所は決まっています。
6番議員	警察に相談してということだったんですけれども、先ほどの説明で、平成

	30年と令和1年ということで、通学路と河川をとということだったんですけども、この警察から依頼を受けるような、そういう活用事例というのがあったのかどうか、その辺をお願いします。
総務課長	特に警察から防犯カメラをこういうところへつけてくださいというような依頼はないわけではありますが、今後そのような相談をしていきたいということでございます。
6番議員	すみません、聞き方が悪かったです。今既設の、今設置しているものの活用があったのかどうかということをお聞きしたかったんですけども。
総務課長	今、設置しているものの活用ということになりますと、何か事が起きて、それを確認をするというようなことでございます。そういうことは差し当たってないと思っておりますが、小さい、ちょっとした事故というか、そんな感じで1回か2回、警察から、もしあったら見せてくれというような形のものがあったと思います。
議長	ほかに、13ページ。 次、14ページ、一般管理費続き、目2財産管理費、目3広報費、目4企画費。
5番議員	5番、渡邊です。お願いします。 一番上の1目の集落自治交付金というものなんですけれども、これもかなり増額になっていますが、ちょっとご説明を、どういったものかも含めてご説明をお願いします。
総務課長	集落自治交付金、言葉はそういうことなんです、実際には区への交付金というような形であります。従前は世帯割、当然見直し後も世帯割とかつくるんですけども、まず世帯割、均等割、そして敬老割というような形でありまして、世帯割は1,130円、そして均等割が、土村と馬流以外は1万4,200円、そして土村と馬流は3万5,900円、そして敬老割としまして、70歳以上の方お一人について200円というような算出を行っておりました。 今後については、世帯割は1,000円に、若干ですが下げさせていただきたいと、そして均等割を8万円に設定をさせていただきたいと、そして敬老割に対するものを後期高齢者の人口割にさせていただきたいということでありまして、こういうことによりまして、世帯の減少だとか高齢化、そういうことでそれぞれの区の財政だとか、いろいろな面での状況の変化に柔軟に対応ができるかなということ、人口が減っても均等割がある程度保証される分、その区の交付金があまり変わらない。そして高齢者といいましても、70歳以上というより後期高齢者、75歳以上の方を対象にして、このような手当を町ですることによりまして、例えばおてんまだとか、そう

	<p>いうときに80歳以上の高齢者の世帯は免除をすとか、いろいろなことが区の運営の中で考えていただけるかなということも加味しまして、このような形で交付金を増額をし、対応をしてみたいというものでございます。</p>
議長	<p>ほかに。</p>
6番議員	<p>6番です。 その下の財産管理費のコテージの修繕工事ということで先ほど説明あったんですけども、設計料とか監理料というのは必要なのか、その辺どう考えているのかお願いします。</p>
総務課長	<p>設計料、監理料につきましては、大きいというか、一つのものが1種類で大きがり、例えば外壁をやり直すとか、屋根をふき替えるとか、そういうことではなく、キッチンの周り、水回りを直すとか、トイレの便座を今風にするとか、またはちょっと土台の周りを防腐剤を塗るとか、いろいろ細かいものが多々あります。そういう中で、建設協力会とか、そういうところへお願いができれば、見積りの中で協議をしながら進めることができるかなということ考えております。 以上です。</p>
議長	<p>ほかに、14ページ。</p>
12番議員	<p>12番。 14ページ、4目企画費の中の12節じろ倶楽部委託料とありますけれども、馬流にじろ倶楽部が開設したおよりなんしだったか、よってけ……、忘れちゃったんですけども、そこら辺はどうなりましたか。</p>
総務課長	<p>じろ倶楽部自体は活動されていると思いますが、この予算におきます440万円の減額、これについては地域おこし協力隊の方が昨年はいらっしゃいました。都合によりましてお辞めになられたということで、今年もそのような方を募集をしておりましたが、なかなか適任の方がいらっしゃらなかったということで、今回このような補正予算で、地域おこし協力隊については減額を提案させていただいたという内容でございます。</p>
12番議員	<p>12番。 同じく12節のゼロカーボン推進事業、大変すばらしい事業だと思いますが、具体的にどこの部署というか、どういった組織、どういう方がリーダーになってこれを進めるのかという説明をいただきたいんですけども。</p>
総務課長	<p>これについては、憩うまちこうみ事業を基軸としまして、ワーケーションの推進、そして実施の実験というか調査、モニターツアー、そういうこと</p>

	を試みていきたいという内容であります。そして、これは業者に委託をしまして分析等をお願いをしたいという考えでございます。そういう中におきましても、クリーンエネルギーの推進ということで直接この委託料には関わってこないかもしれませんが、先ほど副町長、説明申し上げました温泉のバイオのボイラーとか、例えば電気自動車の購入とか、公用車としての。そういうものを手がけていきたいということでございます。
12番議員	12番。 憩うまち事業の延長線ということだと、じゃ、庁舎内で行くと渉外戦略係が主体でやるということですか。
総務課長	事務分担はそのような形になろうかと思えます。
6番議員	今のゼロカーボンの関係ですけれども、今、温泉だの電気自動車だのいろいろあったんですけれども、省エネということでもいいとは思いますが、この必要性の議論というのはどこでされたんでしょうか、お願いします。
総務課長	この必要性、これはゼロカーボンのキックオフイベント、そういう経過の中で、小海町がそのような取組を行っていくということで、町の姿勢を示してあると思っております。そういう中で、県の元気づくり支援金というような形で、県の考えている構想とマッチしたものに交付をされる事業であります。その元気づくり支援金の事業にたまたまこのゼロカーボンの推進事業が該当しました。補助率80%、360万円の補助金の該当になったということで、私たちが今回改めて補正予算に計上させていただいたという内容でございます。
議 長	14ページ、ほかに。
5番議員	5番です。お願いします。 12の委託料の中で、戻りますが、アルル設備等調査ということで、今、アルルはまだ個人の資産ですけれども、個人の資産をどういう目的で、まず調査をするのか、お願いします。
総務課長	おっしゃられるとおり、アルルはアルルの資産でございます。そういう中でありますが、先般お話というか協議いただいておりますように、アルルから相談を受けているということは事実でございます。そういう状況の中で、当然人のものをやたらに調査するというのではなく、相手方の承諾を得た中で実際の建物の状況、例えば空調だとか上下水道、そして電気、耐震、そしてもしホールのものを仕切るとしたらどのくらいの費用がかかるか、そういう中で、概算的な費用をつかみたいということで、アル

	ルの設備の調査をさせていただきたいという内容でございます。
議 長	ほかに、14ページ。
5 番議員	お願いします。 その下、村上団地の土地鑑定委託ということですが、何を鑑定するのか、お願いします。
総務課長	これは土地の鑑定をさせていただくというものであります。実際に計画で37区画を計画しております。そして、37区画はそっくり同じ条件の土地ではなく国道沿いであったり、国道から離れたところであったり、また造成の中で真ん中、中心部というか、幹線的な道路に面していたり、四方を道路で囲まれていたり、そういう状況を鑑定士の目で、どの程度の差をつけることが適切かと。実際の売買価格をどうするというのではなく、その団地内の価格の差をどの程度つければいいのかと、誰に質問されても、こういうことだから、ここよりこのほうが坪にして幾ら高いんですという説明をしたいというものでございます。
5 番議員	今のご説明で分かりました。それで、その同じ村上団地ですが、用地の買収は完了しているのか、お願いします。
総務課長	用地は令和3年度で終了をしております。
議 長	次、15ページ、企画費続き、目5地域振興費、15ページ。
6 番議員	6番、お願いします。 15ページ、地域振興費の派遣職員ということで先ほど説明あったんですけども、これは何か制度が変わったということなんでしょうか。ちょっとその辺が分かりにくかったですけれども、お願いします。
総務課長	制度が変わったというか、公益法人等への職員の派遣に関する条例という制度がございます。その制度を適用して、今回このような派遣制度を行いたいというものです。そして、過去に派遣をする場合は健康保険、共済年金、それは協会けんぽへ移行しなければいけないという時代がございました。だが、今は共済組合のまま、在職派遣としてその行為が可能であります。そして実際に担当する仕事、これが温泉と公社と、今までは多少でも手伝い合ってきていたんですが、最近だんだんと公社は公社、温泉は温泉、区割りができてきていると。それで、物が上手に動いているという状況の中で、もっぱら公社へ専念をするという意味から、派遣という形をとらせていただきたいというものでございます。
6 番議員	そうすると、今後の職員の人件費というのはどうなるんでしょうか。すみません、ちょっと分からないんですけれども。

<p>総務課長</p>	<p>職員の人件費については、派遣先で支払うということです。開発公社に派遣をした職員の分は開発公社で支払う。ただ、その支払う方法が、公社として支払うものは開発公社から従事者へ、そして保険料として支払うものは、共済組合ですから町が一回立て替えておきまして、そして町へ繰り入れるという形で収入に若干、200万ほどでしたっけ、ちょっと分かりませんが、計上してあるという中身です。</p>
<p>議長</p>	<p>16ページ、ほかに。 16ページ、項2徴税費、目1税務総務費、項3戸籍住民登録費、16ページ。次、17ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目3やすらぎ園運営費、17ページ。</p>
<p>6番議員</p>	<p>6番。 1目の社会福祉総務費で重層的支援体制整備事業委託料ということで、先ほど社協のほうに委託をするという話がありました。それで、相談員2名分ということだったんですけれども、その相談の対象者というのはどの程度見込んでおられるのか、お願いします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>相談員の、人数的にはまだちょっと詳細な把握はしてございません。いずれこの重層ということでございますので、いわゆる今の制度の中では子供、障害や高齢者、要介護、虐待とか生活困窮者みたいな形の縦割りの制度の中で救済をしているという状況ですが、その中には入らないような、また多重でそういうものを抱えている方の相談を社協のほうで受け持っていたきたいということで委託をするものであります。現在、社協の中では、やすらぎの家やフードバンク、金銭の管理、生活困窮者への資金貸与なども行っておりますので、そういう救済的な措置も持っているという部分でありますので、そのようなニーズがある社会的な困っている人に対しての相談の窓口ということで今回設置しております。今現在もそのような方の相談等、結構ございますので、いわゆるこういう政策の補助に絡んでこないようなダブルケアですとか8050とか、あとひきこもりですとか、そういうような町の政策とか補助対象的なものから外れる、そのような対象者の人、またそういうことで困窮している人への手を差し伸べるということで、そういうところにも相談に行くといった中で、また対応できるものがあれば、町、その他関係機関で、要するにタイアップして救済をしていくという形を考えております。いずれ社協のほうで、もうその相談員というものを設置した中で、そういう複数抱えた課題を持つ方の救済というような形で、ちょっと町のほうとしても、社協を中心にして、そういう方</p>

	<p>の救済の体制をこれから整えていきたいなということで、今回この事業を始めていくということでございます。</p>
6番議員	<p>ただいまの説明どおり、多重の問題を抱えている方というのは相談するところもなかなか見つからない状態ということもよく聞くんですけども、その辺で社協がこういう問題に目を向けて、生活困窮だとか障害のほうにいろいろやっていくという方針も分かっているんですけども、社協に本当に受託できる体制がきちっと整っているのかどうか、この間も理事会の中であったんですけども、その辺はどうでしょうか。</p>
やすらぎ園 所長	<p>この重層的支援体制整備というものが何で起こってきたかということからちょっとお話しさせていただきたいんですが、簡単にこれを説明すると、猫屋敷、ごみ屋敷、そういうものを今まで縦割りで処理してきたという中で、町の町民課の社会福祉係、高齢者支援係、それから保健包括、それから生活環境が中心になって、そういうものを職員が片づけてきたり、いろいろしました。なんですけれども、今そういうふうに職員がやりますと、通常の業務ができなくなってしまいます。という中で、国も重層的にこの生活困窮ですとか猫屋敷、ごみ屋敷という、そういうものに対応するのを町民課だけでなく産業建設課も総務課も教育委員会も子育て支援課も、みんなが重層的に絡み合って、それは高齢者だから高齢者の支援係の仕事じゃないよということで、これには協議体をつくります。なもので、社協のほうで、町と社協と絡めた中で協議体をつくります。それで、要は相談員というお話なんですけれども、実際には生活困窮した人が、ごみ屋敷の人が相談に来るわけではなく、例えば区長さんからとか、地域の方とかが、あの家何とかしてくれとかということ、昔からこういう町役場は職員がやってきました。という中で、国がそういうものに関して交付金を出してくれるということになったもので、これからは全ての担当課が重層的に、ゼロ歳から110歳ぐらいまでの全てのところを縦割りでなく横のつながりで支援していくという体制の窓口を社協のほうで委託していただくということなんです。職員体制については、今までどおり社協もごみを片づけて、猫屋敷の解決とか、そういうのに当たっていますので、従来からやっているものに国が交付金をつけてくれるような、そういう形になったというふうに理解していただくと分かりやすいのかなというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>ほかに、17ページ。 次、18ページ、やすらぎ園運営費続き、項2児童福祉費、目1保育所費、</p>

	18ページ。
6番議員	<p>6番です。お願いします。</p> <p>3目の備品購入費ということで車両購入、これも社協の理事会のほうでも説明あったんですけども、ちょっと私分からないのでお聞きしたいんですけども、今までほかの車両に対しても、こういう町が購入してきたんでしょうか。今までのちょっと形というのが分からないんですけども、お願いします。</p>
やすらぎ園所長	<p>今までも町のご支援をいただいて買っております。というのは、社会福祉協議会、それからやすらぎ園という一般会計を持ってしまして、サービス事業というのは、実際には車両とかサービス事業の中で購入するのが基本でございます。ただ、配食サービスですとか二輪草の会ですとか、介護予防的な事業というのは町の受託を受けてやっている中で、簡単に言いますと配食事業、一回配ると250円、そのお金を貯めて、その配達する車を購入すればいいんですけども、町のほうで車両をつけて、そういう事業をやっていただくという解釈で、町のやすらぎ園費のほうで購入しております。今回、送迎に行く車がさびていたり、いつ真ん中から真っ二つに折れるんじゃないかという車を十何年来使っているもので、その車を3台、ちょっと目立つものがありますので、軽自動車なんですけれども、4人乗りの普通軽自動車を3台購入させていただきたいと、更新でございます。以上です。</p>
議長	<p>18ページ、ほかに。</p> <p>次、19ページ、目2児童措置費、目3児童館運営費、目4結婚推進・子育て支援費。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、19ページ。</p>
5番議員	<p>5番です。お願いします。</p> <p>一番上、2の児童措置費ですが、子育て世帯生活支援特別給付金ということで、国から100%ではあるものの事務費に100万円をかけて給付金のほうに150万という、これはどう考えればいいのかというか、対象世帯数も含めてお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>今回、子育て世帯生活支援特別給付金ということで合計250万円、計上をお願いしてございます。負担金ということで、実際に150万円の給付金ということで、こちらにつきましては、1名につきまして5万円で、30名ということで見込んでございます。12節の委託料の関係でございましてけれど</p>

	<p>も、98万円ということで、こちらのほう、給付に当たっての電算への委託料というふうになっております。こちらにつきましては、令和3年度につきましても同じ事業がございまして、通知のほう、本当に予算編成時のほうに通知も来たということがある中で、昨年度と同額を計上させていただいておりますけれども、今後の見積りによって、これよりさらに安価な金額でできるというふうに見込んでおります。以上でございます。</p>
議長	<p>ほかに、19ページ。</p> <p>次、20ページ、保健衛生総務費続き、目2予防費、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費、20ページ。</p> <p>21ページ、生活環境衛生総務費続き、目4住宅管理費。款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、目2農業振興費、21ページ。</p>
6番議員	<p>6番です。</p> <p>衛生費の1目の役務費で旧リサイクルセンターの水質検査ということで、これの内容を説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>こちらの水質検査関係でございますが、こちらにつきましては、本間、溝の原、両区との話合いの中での要望ということでございまして、現在、リサイクルセンターの周りの三沢川の上下流に1か所ずつ水質検査の場所を設けております。ですが、またその下流のほうなんです、今現在調査している調査場所よりさらに下流のほうの水質検査をしてもらいたいということで、それを1か所設けてございます。その予算として35万7,000円。</p> <p>あと、リサイクルセンターの周辺の大気観測をしていただきたいということでございまして、そちらにつきましては1か所ということでございます。こちらはダイオキシン、アスベスト等の調査になるんですけれども、これを溝の原公民館の辺りで調査をしたいということでございます。こちらが43万8,000円ほどかかるということで、いずれ調査2か所分の補正でございます。</p>
6番議員	<p>これは区からの要望だということなんですけれども、町の事業として行うということですね、県は絡まない。お願いします。</p>
町民課長	<p>はい、町の事業として行うということでございます。</p>
議長	<p>21ページ、ほかに。</p>
12番議員	<p>12番。</p> <p>21ページですね、2目農業振興費の10節需用費、プレハブ保管施設整備費とありますけれども、どういった内容ですか。</p>
産業建設	<p>お答えいたします。</p>

課長	保管施設の整備をしたいということなんですけれども、こちらはプレハブの中にソバですとか鞍掛豆、そういうものの保管庫にしていきたいということなんですけれども、大きさにつきましては、約4坪程度のものがございます。それを購入して、そして設置する、それに139万円ということなんですけれども、長期保冷するための冷蔵庫ということでございます。以上です。
6番議員	6番。 今の関係ですけれども、新設ということでしょうか。お願いします。
産業建設課長	新設でございます。今現在も冷蔵庫、保管庫を持っております。旧高根保育所のところがございますが、ソバの収量も、出口といたしますか、加工して販売するおそばをこれからもたくさんつくっていききたい。それで、つくっていくということは、引き取るほうも多くなる。そして、鞍掛豆につきましても、たくさんつくって作付をしてくれる農家さんもおいでになりまして、そちらのほうも豆として販売したり、それから加工して販売したりということが、今、シャトレーゼさんの協力も得て、そういう出口もかなり多くなってまいりました。ですので、農家さんから買ったものの保管としていい状態で保管する、そういうものも必要に、そういう場所が必要になってきますので、そのための施設ということでお願いいたします。以上です。
6番議員	今、高根ということで、冷蔵庫の中はすごくいっぱいだと思うんですけれども、場所はどこに考えているんでしょうか。
産業建設課長	こちらにつきましても、今検討はしていくんですけれども、同様に同じ場所という考えでおります。そのほうが使いやすさからすればいいということで、これまでも実際のところはこういうものがなかったものですから、係が工夫をして除湿をするような、ビニールを張ってちょっと部屋に区切って、それで湿気を防いでいたというようなことも行いました。ただ、そういうことだけではやはり難しいということがありまして、雨の日も高温の日もございますので、やっぱり売り物ですから、もっとしっかりした施設が欲しいということで計上させていただきました。よろしく申し上げます。
6番議員	内容は分かったんですけれども、これって財産購入費で措置ということは考えなかったのか、お願いします。
産業建設課長	通常の冷蔵庫のように、できたものを購入するというとは違っていて、パーツを買うというんですか、買って組立てをする、そういうような

	イメージでございます。こちらのほうも、そういう費用は職員が、職員というか、そういう組み立てる、そういうものを職員が行う予定でいます。電気工事のみはできませんので、それは頼んで行うということでございます。
議 長	ほかに、21ページ。
5 番議員	お願いします。 7から10にかけて、これは何と読むのかさえ、「ハンドレッドダイブ」なのか「ヒャクダイブ」なのか、新しい事業かと思うんですが、これのご説明をお願いします。
産業建設課 長	7節、8節、10節にございます、「ヒャクダイブ」事業というふうに読んでいただきたいと思います。こちらのほうもちょっと説明をさせていただきます。 100DIVE事業、こういった名称、昨年度から実は継続しておりまして、そのときは渉外戦略が中心に行ってきたわけですけれども、鞍掛豆の生産、消費、そういったことを考えてくれる一般社員というか、職員ではなく、通常、ネット等で参加を呼びかけて、そこで集まってくれたメンバー、そういう方々がおいでになります。それで、昨年行ったことというのは、3グループに分かれまして商品開発などの提案をしていただいた、そしてアイデアを競うようなことを元気づくり支援金を財源として行ってまいりました。その事業の中で、私たちも参加、その審査に参加させてもらったんですけれども、町長以下、関係の職員等が審査員として、それでその中の1つのグループを選んだということでございまして、そのアイデアを今年は実現したいということでして、鞍掛豆で町おこしをするというような提案なんですけれども、つくり手から買い手まで、つながりを強くするための活動、そういったようなものをグループを、仲間ですね、豆メイトというふうに提案の中では言われているんですけれども、そういった活動をこれからしていきたいと、そういう内容でございます。以上です。
議 長	21ページ、ほかに。
6 番議員	一番下のワイン用ブドウの施設補助ということで、今日、要綱のほうも出していただいたんですけれども、これは今年ということなので、もう作付は終わっていると思うんですけれども、何人がブドウ苗を植えられたのか、お願いします。
産業建設課 長	こちらの施設補助につきましては、これからのことでございます。予算をお認めいただきまして、それで要綱に沿ってこれを広報していくというこ

	となので、まだスタートしているわけではございません。
議 長	次、22ページ、農業振興費続き、項2林業費、目3林道費、22ページ。 次、23ページ、款6商工費、目1商工業振興費、目2観光費、23ページ。
6番議員	6番です。 1目の商工業振興費の委託料の関係ですけれども、プレミアム商品券のシステム改修ということで載っているんですけれども、これはどういうことでしょうか。町のシステムを何か改修するのか。お願いします。
産業建設課 長	お答えいたします。 こちらにつきましては、これまでもプレミアム商品券の販売をしてまいりました。その中で、町民に販売をして、その後町民と、それから町外も含めて販売するというようなことを行った際に、町民でもまだ買いたかった人がいたにもかかわらず町外の人を買ってしまい、私は町民なのに買えなかったじゃないか、そういうような声をいただいたということがございました。そして、なるべく公平に買えたらいいんじゃないかということで、これは佐久市さんが行っている方法なんですけれども、一回申込み受付をして、それはどちらかという上限額を大きくして、それで多く申込みをいただいております。それでそのシステムによって一律に、この全体を割り振る、そういうようなことをするためのシステムということでして、これまで役場にはこのシステムは入ってございません。新たにこれを導入して、一度導入すれば今後においても利用していただけますので、それでシステムを入れたいと、株式会社電算さんのシステムですけれども、それを入れたいという内容でございます。
議 長	次、24ページ、観光費続き、目3国際交流センター運営費、 目4松原湖高原観光交流センター運営費、24ページ。
9番議員	9番、小池です。 17節のところでもって、備品購入費の中で、登山用の重機購入ということで先ほど説明はあったんですけれども、これはどういう機械を買って、どういうところに貸し付けるんですか。
産業建設課 長	お答えいたします。 こちらは登山道整備のために、ミニバックということでございます。この費用で買える範囲ということでして、今、ミニバックは大変高いものなんですけれども、小型の登山道整備ですので、登山道に入れるもの、そういったものなんですけれども、これは中古も考えております。範囲内で買えるものということで、そしてしらびそ小屋周辺、それから本沢のほうへも

	登山道をこの機械が自走して、それで直せるところがあります。そういったことが近年の集中豪雨のためにかなり、直したいんだけど、直せない、また一般に、一般というか業者さんに依頼すると、やはり運搬から何からと申しますと本当に高額になってしまう。そういうこともあって、これを常備して、貸付けということより、町が購入をして、そして管理はどうしても必要になりますので、保管のほうをしらびそさんをお願いするような、そんなことを考えております。以上です。
9番議員	それは分かったんですが、そうすると、貸付けで使う人というか、貸付けするところはまだ決まっていないということですね。
産業建設課長	貸付けというよりも保管する場所、これはしらびそ小屋がございますので、そこに保管をしたいということでございます。
9番議員	それではあれですが、いずれにしる八ヶ岳側で使うということらしいけれども、こういう意味では茂来山とか、そっちもあるんですが、そっちの輸送とか、何かあればそちらへも回すという考えを持っているわけですね。
産業建設課長	茂来山のほうはまた林道もございまして、別の業者さんに依頼しても可能だと思われまますので、今回のこの重機につきましてはほかのところには行かない、そういう予定でございまして。
議長	ほかに、24ページ。
5番議員	お願いします。 戻ってまいります。24ページ、12委託料で観光、観光と、大分観光に力を入れるんだということは分かるんですけども、そういえば、観光撮影スポット整備事業ですとか、全てゼロから始まるわけで、資料、事業内容、目的や内容など、またどこらを考えているのだとか、委員会までにそういった資料は頂けるか、お願いします。
産業建設課長	承知いたしました。場所については今申し上げますと、予定ということなんですけれども、例えばサラサドウダンツツジの群落の辺であるとか、白石林道、レストハウスふるさとの下の方面ですけれども、それからあと稲子湯方面、大変景色がいいところがございますが、木も大きくなってきて、なかなか撮影スポットとしてはもうちょっと手入れが必要かなという場所もございまして。そういった場所を整備をして案内することで、またそのポイントに集まるというか、そこへ行って撮影したり、そんなことをしていただきたいという内容の整備の事業でございまして。
議長	ほかに、24ページ。
5番議員	お願いします。

	18で観光協会補助金、これがまた倍増ちょっと以上になっているということで、これはどういったことなのか、上と関連があるのか。否定するものではないんですけれども、こういうことをするならば明確に観光協会の予算書等を拝見したいと思うんですけれども、そのあたりお願いします。
産業建設課長	これは前の議会におきましてもちよっとお願いをさせていただいた御柱に関係する観光協会の補助金ということでございます。その時期にちょっと要望等あったということで、それが予算化に間に合わなかった、そういう内容で今回に提案させていただきました。よろしくお願いします。
議長	ほかに、24ページ。 次、25ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き。
6番議員	6番です。お願いします。 4目の需用費の中の修繕費ということで、先ほど説明あったかどうか、この内容はこういったものかお願いします。
観光交流センター所長	需用費の修繕費につきましては、源泉の揚湯ポンプの交換ということで定期メンテになります。これは改修中に源泉のポンプを引き揚げて、それを修理に出すというものになります。
6番議員	改修工事の中でという意味でしょうか。
観光交流センター所長	改修の期間中にやるということで、このポンプ、源泉のポンプを現状引き揚げて、今入っているものをメンテに出すということで、今予備が1つあります。その予備と入れ替えて、現在使っているものをメンテに出すという形で、八峰の湯が改修で止まっている分でも、リエックスはお湯を必要としますので、このポンプの入替えの数日は、その間だけはリエックスも止まるよという形で、即入れ替えて、リエックス経由でまだお湯はくみ上げなければいけないということになります。ですので、休館中にこの作業を行うということでお願いします。
議長	ほかに、15ページ。 次、26ページ、款7土木費、項1土木管理費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、目2道路改良舗装費、26ページ。 次、27ページ、項3都市計画費。款8消防費。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、27ページ。 次、28ページ、教育総務費続き、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費、28ページ。
5番議員	5番、お願いします。 2目の教育振興費、グランドピアノ、先ほどご説明ありましたけれども、

	1,000万円も寄附をいただいて、500万円ずつ。ただ、グランドピアノの指定ということで、今もう既にあるかと思うんですが、その辺、既存のものだとか、学校側とどういってお話をされているのか、お願いします。
教育長	<p>お答えをいたします。</p> <p>小・中学校体育館にグランドピアノ置きでございますけれども、寄附される方のご意向が形のあるもので、長年もつものという考えでございました。小学校、中学校の校長にはその旨を伝え、体育館のグランドピアノが新調されるよというお話をしております。ヤマハの、体育館置きとすれば最高級のものを入れる予定です。実際にはそれは415万ほどなんですけれども、最初の話ではピアノを1台ずつということで830という数字が出たわけ何ですが、切りのいいところで1,000万というお話を先方からいただいた中で、500万ずつ振りまして、残りの85万については、それぞれの学校で今必要としている備品類に充てていただいていたという内容でのお話です。以上です。</p>
12番議員	<p>12番。</p> <p>1目学校管理費、13節の使用料、バスの借り上げ料ですね、これが225万ほど増えているんですけれども、どういったいきさつで。</p>
教育長	<p>相手がコロナということでして、当初予算で、これからコロナが収まったときのことまで考慮していいのかどうかという判断もなかなかできない状況でしたので、このコロナのバス、例えば帰りの本間線ですとか、朝、帰りの八那池のお子さんたちを乗せているわけですが、そういったものについては3か月ごとの予算要求が一番妥当ではないかと。そうすれば、そのときのコロナの状況により、もうこれで終わりにしますという決断もできなくもないという判断の中で、当初予算では、まず、4月から6月までの3か月分をお願いしました。今回お願いしますのは、そうはいつでもまだこういった状況であるし、三密を避けるというはずっと生きていくということになりまして、小海の場合、一番密になる状態がスクールバスで通うときでございます。教室内よりも当然混み合うということの中で、今回は7月から9月末までの台数、およそ150便になりますが、それをお願いしたものでございます。1便当たり1万5,000円という値段は最初から変わっておりませんが。以上です。</p>
議長	<p>28ページ、ほかに。</p> <p>次、29ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、目3美術館運営費、目4音楽堂運営費、29ページ。</p>

6番議員	<p>6番です。</p> <p>社会総務費、社会教育総務費の中の報償費、需用費、委託料ということで、戦争遺構調査謝礼というふうな、遺構調査ということが続けて載っているんですけども、これはどういったことでしょうか、お願いします。</p>
教育次長	<p>戦争遺構調査という形で、報償費、需用費、委託料で載ってございます。こちらは昨年新聞に出ました大畑のゴルフ練習場の奥に監的壕と呼ばれる、戦時中に一般の方を対象にして射撃練習訓練があったと、見られるということで、それが発見されたということで、射的場所と射場、その辺を文化財調査委員の方が調査したいということを受けましたので、調査委員の謝礼として報償費で謝礼分、それから需用費では、その調査・報告等の経費、それから委託料として、その辺の測量を兼ねるということで、測量委託という形で調査をさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ほかに、29ページ。</p> <p>次、30ページ、項4保健体育費、目3スケートセンター運営費、30ページ。</p> <p>次、補正予算給与費明細書、31ページから35ページまで。31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
12番議員	<p>12番。</p> <p>16ページの1目戸籍住民登録費、18節の特定個人情報提供に係る事務負担金というものはいかなるものか説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>これにつきましては、マイナンバーシステムの中間サーバの連携システムでございます。地方公共団体の情報システム機構という団体がありまして、そちらのほうへお支払いするものでございます。以上です。</p>
議長	<p>ほかに。</p>
9番議員	<p>小池です。</p> <p>26ページの土木費のところでもって、道路改良舗装費ということですが、これは16節の公有財産購入ということで用地代とあるんですが、これは道路を買うということですか、どういうことですか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>春先に区の要望等もございしますが、道路の拡幅ですとか、のり面が崩れるからそこを修繕してくれとか、そういう場合がございまして、その整備する際に、やっぱり土地がかかってしまう場合がございます。そのための、そのかかった場合に、今度はその分を町道敷きとして分筆させていただい</p>

	て、購入させていただくというような考えでございまして、3か所程度ということで予定しております。以上です。
議 長	ほかに。
6 番議員	6番。 25ページの温泉の関係ですけれども、工事請負費の施設改修工事費ということで、先ほど9号のほうで設計はでき上がっているということだったんですけれども、今日、図のほうは示されたんですけれども、設計費のほうは前回と変わらないのか、お願いします。
観光交流 センター 所 長	設計費のほうも変わりはありません。
6 番議員	設計費ということで、1年前というか、半年前というか、そこから比べると資材の高騰がかなりあると思うんですけれども、その設計書で入札できるのかどうかちょっと心配じゃないでしょうか、お願いします。
観光交流 センター 所 長	その辺の材料の関係等も設計の事業者との話は再三してはいるんですけれども、単価入替え等していきますので、そこは大丈夫かと思われま。
議 長	ほかにございせんか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
日程第 1 5 「議案第 2 3 号」	
議 長	次、日程第15、議案第23号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。

	<p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、4ページ、款8繰入金、4ページ。 歳出に移ります。 5ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費、 項3包括的支援事業任意事業費、5ページ。 次、補正予算給与費明細書、6ページから10ページまで。6ページ、 7ページ、8ページ、9ページ、10ページ。 全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第16 「陳情・請願等」</u>	
議長	<p>日程第16、陳情第2号から陳情第7号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情は、お手元に配付したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。</p>
<u>○ 質疑終了</u>	
議長	以上をもちまして、承認、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議長	<p>本日、議題としてまいりました承認第1号から議案第23号と、陳情第2号から陳情第7号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、それにご異議はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。 議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審査のほどをお願い申し上げます。</p>
<u>○ 散 会</u>	

議 長	<p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>一般質問は14日、午前10時から行います。これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時20分)</p>
-----	---

令和 4 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 5 日」	
* 開会年月日時	令和4年6月14日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和4年6月14日 午後 4時32分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。本日は令和4年第2回定例会、一般質問であります。今日は7人の議員により一般質問を行われます。今さら申し上げるまでもございませんが、一般質問は議員に与えられました重要な責務の一つであります。行政側から提出されました行財政全般にわたる各議案等に対して、時間の制限はありますが、積極的な質疑がなされますようお願いをいたすところであります。なお、黒澤町長はじめ各理事者の皆さんによる簡潔かつ丁寧な答弁も併せてお願いを申し上げるところであります。定刻になりました。ただいまの出席議員数は11人であります。なお、篠原伸男議員は所用により欠席との連絡がありました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで構いません。</p>
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	<p>日程第1、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p>

	それでは順次質問を許します。
<u>第1番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	初めに第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番 議 員	<p>1番 黒澤敦史です。通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願 いいたします。今回の私の一般質問では、教育について質問させていただ きます。なお、今回の質問は教育をテーマとしたものではありません。教育 システムそのものについてのものではありません。教育という大きな問 題に対して、町でできることは限られていることを分かった上で、その中 でも町としてできることは何なのかを、町長とお話をさせていただければ と思います。</p> <p>まず、今私たちがこうして生きてられるのは、先人たちの積み重ねがあっ てこそであり、多くの方々の努力、そして戦争や災害で亡くなった方々の 貴い犠牲の上に私たちは生きております。その今を生きる私たちには、今 の日本をよりよくして次の世代へ引き継ぐ義務、責任があります。その責 任を果たすために何よりも重要なものが、子供たちへの教育であると思 います。子供たちが自分で学び自分で考える力を、いかに育ませてあげ ることができるか、笑顔で生き生きと生きていくことができる未来の自分 を想像できるようにしてあげられるか、それは全て私たち大人の責任でし かありません。</p> <p>ところが、今の子供たちの現状は、全くひどいものになっているのではな いかと思います。文部科学省が毎年調査しているとのことですが、児童・ 生徒の不登校の令和2年度の人数は、全国で小・中学生はおよそ20万人、高 校生は8万人。小・中学生のその不登校の理由の半数は、無気力、不安だそ うです。また、昨年小学生から高校生までの自殺してしまった子供の数 415人、内閣府の調査によると、15歳から39歳までのひきこもりの人数は 54万人。ちなみにですが、40歳から64歳までの引きこもりの人数は、さら に61万人とのこと。</p> <p>日本財団が、日本、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インドの6か国の18 歳の男女に行った調査、18歳の意識調査というのがホームページに公開さ れておりますが、それによると、「自分は他人から必要とされている」とい う質問に対し、1位の中国77.3%、日本は最下位の6位で52.7%。「自分の将 来が楽しみである」という質問に対し、1位のインド90.6%、日本は最下位</p>

の6位で57.8%。「自分の行動で国や社会を変えられると思う」という質問に対して、1位のインド78.9%、日本はまた最下位6位で26.9%。この数字が全てではないというのは当然ですが、今の子供たちの傾向としては、そんなに間違っていないのかなというのは、私の個人的な感覚です。この調査結果が示すものは、未来ある若者たちが自分の将来に希望を持たず、自分が将来活躍する姿、楽しそうな未来を想像できていないという事実で、地域や国、社会の未来にとって非常に危機的な状況であるということではないでしょうか。

私は、地域や国という社会の持続と発展については、よく言及されるような移民の受入れなど対症療法的な方法ではなく、教育の改革によって、日本人が自ら考え自ら学ぶ力を高めることができれば解決できるはずであるし、むしろ、そこを放っておいては、日本という国はなくなってしまうのではないかとこのように考えています。

そして、そもそも、ただテストで高い点数を取ることを主眼においた現在の教育システムでは、もはや右肩上がりではなくなってしまった社会からの多様な人材供給の要請に応えることができないのではないかと考えております。右肩上がりの時代には、教育が子供それぞれの個性や興味・関心を伸ばしてあげることができなくても、画一的な教育を提供することで、皆が同じ方向を向くようになり、同じように仕事に取り組むことで、成長できてきました。しかし、時代は変わりました。戦後に行われた画一的な教育への改革により、神話教育を奪われ、本当の歴史を教えられず、自ら考え自ら学ぶ力を育むことができなかった子供たちは、大人になっても自分に自信を持つことができず、変化する社会から取り残されてしまう方も少なくありません。

こういった状況を示すように、日本における若年層の死亡原因のトップは自殺で、先進国でも一番高く、先ほど申し上げたように、人口の1%近くが引き籠り、また統計上、日本の労働生産性は著しく低く、先進7か国中最下位、OECD加盟38か国中23位となっております。

もちろん、自ら自分の特徴に気づき、今の教育システムをうまく活用し、自らの道を切り開き社会に貢献する若者も少なくありませんが、コミュニティーが衰退し、多様な働き方や価値観を目にすることが難しい地方では、そういったことに気づき行動できる若者は、多くはないのではないのでしょうか。

何度も繰り返しますが、もはや社会は右肩上がりではなく、既存の教育シ

	<p>システムは多くの課題が露呈しております。私たちは、加速度を増して変化していく社会に対応していくための新しい教育を考えねばならないのではないのでしょうか。</p> <p>ここで質問ですが、こういった現在の教育システムが抱える課題や教育システムを改革する必要性について、これは地域、国の将来を担う若者についてのものですので、町長にお聞きしますが、町長はどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。</p>
町長	<p>ただいま黒澤議員のほうから、先進国での調査の結果、あるいはOECD 38か国の中の数字というものを出示していただきました。そういったことの中ではありますけれども、このご指摘の部分以外に大変いい部分があるということは、今のご意見の中からも拝聴できました。しかし、その現実というものを、我々は直視しなければいけないという中でありまして、まずは町のほうへ目を向けますと、不登校、確かに発生しております。1件か2件という報告を聞いております。そういったものの要因、これは現場サイドから調査の結果、個々のものであるということが大半であり、システム自体に大変な齟齬があったということではないということは、私は認識しております。</p> <p>そういった中ではありますけれども、これからの教育というものは、やはり、いつの時代もそうなんです、この国あるいは我々のこの地域を守る礎でございます。そういったものの重要性は常に分かっているわけなんですけれども、現在の教育システムというものは、非常に私はよくできていると思います。それは、小・中・高それぞれ4年ごとに指導要領の改正があり、その都度、問題を解決すべく、長い時間をかけ研究をしております。そして、現在の小・中学校指導要領総則では、主体的、対話的で深い学びを実現することを掲げ、日本全国の小・中学校の先生方々、それから関係者が、これに向かって進んでいるという最中でございます。</p> <p>しかし、黒澤議員ご指摘の部分が、数字の中で最下位とか、数字が少ないとかという問題は現実でございますので、私といたしましても、重々重く見まして、これは見る必要があると思いますけれども、現場サイドの努力、それから進んでいる方向は、確かにいい方向で進んでいるということでもありますので、ぜひその辺もご理解の上で、今後一緒に進めていただければというふうに思いますが、返答これでよろしいでしょうか。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。町長おっしゃるように、日本の教育というのも、しっかりと知識だとかをしっかりと教えているというのは、確かにそのとお</p>

りであって、すばらしい面もあるかと思いますが、町長は今の教育システム、そんなに大きな問題ないというか、すばらしいんじゃないかというふうにおっしゃっていましたが、私、最初のほうに申し上げたように、不登校の数が全国で数十万人と、そしてひきこもりの数の人数だとか自殺してしまった子供の数、確かに小海町では、今おっしゃったように、不登校の数、1件や2件ということですがけれども、日本の全体を捉えると、やはりそういう教育システムで、こういった問題が出ているというのを、ぜひ一つお考えの中に入れていただいて、そういう傾向がなぜ、じゃ、あるんだというのは、小海だけがいいというわけじゃなくて、やはり全国そういう傾向というのは確かにあるということなので、ぜひ当然、小海町の町長ですので、小海町の教育に対して責任はそうですけれども、より大きな視点に立って見ていただいてもいいのかなというのが、私の感想であります。

先ほどから申し上げているとおり、若い世代が自ら考え自ら学ぶ力を高めるといふ教育の改革によって、これからの地域、国を担う力を身につけることで、地域や国、社会の持続・発展は、十分に可能であると考えおります。大東亜戦争後の焼け野原から世界第2位の経済大国まで発展した我が国ですが、バブル経済崩壊以降、経済成長率がほぼ横ばい、日本人の実質賃金も下がり続けております。国内だけを見れば、貧しくなっている感覚は少ないかもしれませんが、他の先進国や中国に代表される周辺国の成長と比較すると、相対的に間違いなく日本は貧しくなっております。実際、上場企業の株主には、外国企業の比率が高くなっており、また、京都の一等地や水源地のある森林を中国人富裕層が買い占めているといった話も聞くところであります。多くの国で賃金が上がっている中で、日本では、20年以上、まともに賃金が上がっておりません。民間の賃金から算出される役場職員の初任給が全く上がっていないことから、これは明確であります。このままでは、将来、私たちの子や孫が、海外に出稼ぎに出かけていくことも、可能性としてなくはないのではないのでしょうか。出稼ぎに行かないにしても、このままでは、外国資本の企業で日本人が外国人の株主のために働くという社会が、間違いなくやってきますし、というか、もう既にそうなりつつあるというのが、正確な言い方だと思います。そのような日本の国の未来を、先人たちは思い描いていたのでしょうか。私は違うと思います。先人が守ってきた豊かで美しい国、地域を外国に売り渡すことなく、国家として日本一の歴史を持つ我が国が培ってきた歴史、文化、伝統、価値観を守り、私たちの子孫、未来の国民のために、私たちが今何を

しなければならぬのか、真剣に考えるときが来ています。

なお、教育の改革というと大げさなものに聞こえるかもしれませんが、私の提案はシンプルです。私は、既存の教育システムをなかなか変えにくいというのであれば、これに加える、自ら考え自ら学ぶ力を要請する探求型のフリースクールの設置の検討を提案したいと思います。ここでこの自ら考え自ら学ぶ力を育成する探求型のフリースクールとはどういうものかご説明いたします。

私は、これを江戸時代の寺子屋のようなものを現代にアレンジすればよいのではないかと考えております。当時の世界の中で、日本は識字率も非常に高く、多くの一般庶民に教育の機会が提供されていた珍しい国です。当時の日本を訪れた外国人の報告書には、「日本人は身なりは貧しいが、こんな幸福そうな国民を見たことがない。特に、子供たちの笑顔があふれている。子供がこんなに大切にされている国はない。」と、書かれております。そして、これは一つには、寺子屋での教育が影響しているのではないかと私は思います。江戸時代の寺子屋というと、時代劇の影響で、「子、のたまわく」といったような論語の講義をイメージされるかもしれませんが、それは多くの場合、藩が設置した藩校で武士の子弟を対象にしていた授業で行われていたもので、寺子屋のそれとは異なります。農民や商人を対象にした寺子屋は、全国で1万5,000あり、人口2,000人当たり到一个の寺子屋があったと言われております。小海町の規模で2つも寺子屋があったということになります。この寺子屋で行われていた教育は、庶民が生きていくために必要な知識を得るためのもので、読み、書き、そろばん、地理、手紙の書き方などがありましたが、最も注目すべきはその哲学です。少々長くなりますが、松下政経塾のホームページに詳しく紹介されておりましたので、ご紹介させていただきます。人間は「脳・身体・心」の三つから成り立ち、心こそが脳と身体を結び操る要であるとの認識に基づき、3歳までに脳と体と心の間係を悟らせ、心の重要性を実感させることを養育の旨とし、まずは親のしぐさ・行動を見習わせることが肝要であるとしました。6、7歳になると、自発的に師匠・親・兄弟姉妹・世間を見つめ見取るように仕向け、観察力と洞察力を涵養し、9歳までには公的挨拶、立ち居振る舞いを体得させました。8、9歳では、師匠の口まね、10歳では説教の内容のそしゃくが目安とされました。12歳頃には、一家の主の代筆を担える程度の事務作業能力を目指し、15歳頃には、経済・物理・科学などの森羅万象を実感として理解できるようになることを想定して指導に当たっ

たとされています。

以上により、寺子屋教育の特徴を総括するならば、それは、「段階的養育法に基づく、理論と実践を融合した総合人間教育」です。とりわけ、寺子屋の師匠は子供の真の個性や得手不得手を見抜き、年齢でその子の適材適所を心得て、子供の将来にふさわしい道を示唆したとされることから推測できるように、寺子屋教育において師匠の果たした役割は極めて大きいと言えます。と、以上のように説明されております。この話を裏づけるように、寺子屋のお師匠さんが亡くなったときは、その教え子たちが費用を出し合い、筆子塚という供養塔を建てたという話もあります。寺子屋に代表される古来の日本の教育は、単に知識を詰め込むのではなく、知識を経由しての人格教育がなされていたのだと思います。だからこそ、寺子屋の教師は先生ではなく、師匠だったわけです。これからの多様な生き方、社会に対応できる子供を育てるためには、今の画一的な点数を取るための教育ではなく、寺子屋のような段階的養育法に基づく理論と実践を融合した総合人間教育が必要であると思います。

フリースクールでは、ここまではできなくても、哲学の一部は生かせるのではないのでしょうか。大人が一方的に教えるのではなく、子供と大人と一緒に学び合う、上下のない場をつくることで、子供は年齢や性別を超えた多くの人間とコミュニケーションを重ねることができると思います。老若男女、多くの特性の人と触れ合い、相対的に自分を見る機会を持つことができるので、自分の特徴を理解し、また、自分の目標となる人を見つけることもできるかもしれません。何よりも、多くの人と触れ合うことにより、理論と実践を融合した総合人間教育ができるのではないかと思います。

今申し上げたようなフリースクールができたとしても、その結果が見えてくるのは、10年、20年、30年先でしょう。しかし、今の教育システムでは、私は子供たちは幸せになれないのではないかと思います。教育システムを変えろというのは、時間もかかりますし、それこそ国会で議論されることでもあります。じゃ、町は何もしなくていいのかというと、そうではないはずで、小海町で育った子供たちが、小海町のことが大好きで、日本のことが大好きで、家族、自分のことが大好きだと、心からそう言える子供に育ってほしい、私の言いたいことは、ものすごく単純なことです。そのために今何かできるかというのを、皆で考えていきたいと思ひますし、そうすることが私たち大人の責任であるはずで、もちろん、教育システムが抜本的に改革されることが理想であり、その必要があると思ひており

	<p>ますが、地方発のできることから始めることが、まずは大切なことではないかと考えます。</p> <p>小海町には幸いなことに、南佐久郡唯一の高校、小海高校があります。しかし、小海高校も入学者が少なく廃止されてしまう可能性があるとのこと。厳しい言い方になってしまいますが、小海高校への入学者が少ないということは、小海高校に魅力がないということでもあります。しかし、所在地である当町には、地域の学び舎を維持する責任、つまり小海高校の存続に責任があると思います。教育システムを変えることは大変難しいことであると同様、県立高校の教育カリキュラムに市町村が関与することは、大変難しいかと思えます。であれば、このフリースクールに、小海高校から積極的に関与してもらい、それを小海高校の魅力の一つにできないでしょうか。地域の大人、子供と小海高校生が机を並べて学び、例えば駅前商店街の活性化を取り組み実践することで、まさに寺子屋で行われてきた理論と実践を融合した総合人間教育ができるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで質問ですが、最後に私のこの提案について、町長はどのようにお感じになられたか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
町長	<p>江戸時代からの寺子屋等々についてのすばらしさ、それからその内容につきまして、黒澤議員からご説明あったとおりと、私も思っております。</p> <p>そして、その中に、一番宿るものは、教育の何が一番必要かということが問われているのではないかというふうに思います。それが、黒澤議員のおっしゃるシステムの構築をいかにし、そして、今のシステムでいいのかという投げかけがあり、様々な例を出していただきました。そういった例の中でも、現在、行われているこのシステムというものが、非常に考えられたものだということは、先ほど私述べさせていただきましたけれども、小海町においても、とにかくその重要性を認識し、この全ての礎となるものですから、何かを興さなきゃいけないということは確かでございます。</p> <p>そういった中で、先ほど駅前の商店街の再生の観点からもということでございますけれども、自ら考え自ら学ぶ力を育成する探求型のフリースクールというものだという説明でございました。後ほど、ほかの議員さんからもそういった質問がございしますが、小海高校に関しましては、南佐久全体での課題と捉え動き始めております。私も、小海高校を支援する会というものがございまして、佐久穂以南2町4村にて構成され、首長をはじめ教育長等々が集まってする会ではございます。そうした中で、そういったことも論議されていくこの起爆となればいいのかというふうに思います。</p>

	<p>駅前商店街の再生の観点から見ましても、民間との調整が取れば、これは可能であるというふうに私は考えており、行政としても、これはこうした場で論議されておりますので、積極的にもっていくべきではないかというふうに、私の考えはございます。小海高校の再生、これは本当に我が町の重大課題であることは間違いございません。そして、地元高校の活性は町に活性につながると、私は信じてやみません。そうしたことから、黒澤議員の提案、すばらしい提案だと思いますので、ぜひ我々とも今後検討を重ねていただきたいと思いますというふうに思っております。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。ぜひ、小海高校存続のために力を貸していただきたいというふうに思います。私も、ぜひいろいろと提案していければと思いますので、よろしく願いいたします。フリースクールは、その場所とコーディネーターさえいれば、持続可能な形でつくることができると思います。駅前商店街の再生に当たっては、今回の補正予算案に、JR東日本企画さんへ調査等を委託する予算が計上されております。ぜひ、私が先ほど来申し上げてきたような、このような考え方も参考の一つにいただければと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></p>	
議 長	<p>次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5 番議員	<p>第5番 渡邊晃子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、小海町におけるデジタル化についてということで質問をさせていただきます。昨年5月、デジタル関連法が成立し、9月にデジタル庁が設立されました。首相の下に強い権限と予算を持ち、国や地方自治体のシステムや規程を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるというものです。私は、地方自治体においてもデジタル技術を有効に活用して、地方自治法第1条の2にあるよう、住民の福祉の増進を図ることが必要という立場ですけれども、政府のやり方にはあまりにも問題が多いと思います。今日は、デジタル化について、町の考えを確認させていただき、対応について議論していきたいと思っております。</p> <p>まず、①国の進めるシステム統一や行政デジタル化対応や課題はというこ</p>

	<p>とで、国のデジタルガバメント実行計画等によれば、自治体の情報システムの標準化・共通化、これを2025年度、令和7年度までに移行するようになっています。まず、具体的な中身について教えていただきたいと思います。お願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。</p> <p>では、小海町におけるデジタル化についてということであります。令和3年の2月に、地方公共団体情報システム標準化に関する法律の案が閣議決定をされました。そして、システムの標準化・共通化が進められるということとなっております。自治体ごとに仕様が異なっております情報システムのうち、主要な業務のシステムについて、国の仕様と統一することを義務づけまして、統一の対象となるシステムは政令で定めるということとなっております。そういう中ではありますが、住民基本台帳や税、そして年金や社会保障など、そのようなシステムが対象になると感じております。国のシステムの統一によりまして、各自治体間など、データのやり取りが迅速に行われる、そういうことに加え、システムの維持管理費用が大幅に削減されることなどを期待されていること。そして、先ほど議員さん申されました、令和7年末までに、システムの統一を完了させていただきたいということのようでございます。</p> <p>そして小海町では、転入や転出の際に、マイナンバーカード、これを利用することによりまして、住民の方が手続を簡素化できるシステムの導入、これは全国的に進められているものでありますが、そういうものの整備に着手をしていくということでもあります。そういう中、手続の簡素化だとか書面押印、対面での進め方、それが国、地方を通じたデジタル基盤の標準化、分野間でのデータ連携が必要であると。そして、実際には、職員の不足などによりまして、なかなか進んでいないということが実態ではないかと感じております。以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>ただいまご答弁にありました住民基本台帳や選挙人名簿管理、その他いろいろ、子ども子育て支援にも関わって、住民生活に深く関わった自治体の中心業務が、このシステム標準化の対象となっていると。この標準化の問題ですけれども、国は、先ほども申されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民サービスに関わる情報システムは、国が定める標準に適合させることを自治体に義務づけ、カスタマイズ、独自の仕様変更は原則禁止するとしています。小海町が独自に進めている子供の医療費無料化、給食費無償化などやっていますが、せっか</p>

	<p>く進んでいる独自のサービスがどうなるのか、複数の自治体が同一のシステムを共同で利用するクラウド化を進めると政府はしていますが、先行してクラウド化を進めている自治体では、現に独自の住民サービスを行わなくなるという事例も生じています。国が情報システムの標準化やクラウド化を進める中で、住民のサービスは後退しないのか、そのあたりどうお考えかお聞かせください。</p>
総務課長	<p>住民のサービス、デジタル化、マイナンバー、そういう進化、進歩によりまして、今あるサービスが後退、そのようなことは避けなければならない。そして、大きい自治体ですと、なかなか思うようにいかないかもしれませんが、小海のように小さい自治体ですと、必ずしもこのシステムを使わなく、行政のサービスを提供できる、そういうことが可能でありますので、今あるサービスの低下にはつなげない、そういう考えであります。</p>
5 番議員	<p>今、総務課長から後退は避けなければならない、必ずしもこのシステムを使わなくてもよいというご答弁がありました。それをしっかりと守っていただきたいと思います。</p> <p>地方自治法2条13項は、「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされている事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」と義務づけています。国会でも政府は、「工夫をしてもなお地方自治体の独自のサービスを提供できない場合には、標準準拠システムについて、必要最小限度のカスタマイズはやむを得ないとは考えますが、なるべくそのようなカスタマイズをしなくても、地方自治体の独自のサービスを提供できるような対応をしてまいりたい」と、2021年当時の平井デジタル改革担当大臣が答弁している。先ほど総務課長からは、後退をさせないという力強いご答弁がありました。ぜひそのご答弁どおり、独自の住民サービス、やめることがないよう最善を尽くしていただきたいと思います。</p> <p>先ほどの中にもありましたけれども、国は自治体の窓口における各種手続について、オンライン化も、これも進めるとしています。オンライン化で住民の利便性が向上する、それだけならよいですが、総務省のデジタル担当者や民間のアドバイザーは、AIやマイナンバーカード等を活用した無人窓口も実現可能ではないか、窓口を便利にするのではなく、窓口をいかになくすかを考えるべきなどと発言をしています。小海町でまさかとは思いますが、この窓口対応、どうされていくのかお聞かせください。</p>

<p>総務課長</p>	<p>窓口を、例えば無人化、そのようなことになりかねないのではないかというご心配というか、そういうことだと思います。基本的に、我々行政は、住民があつての、住民の皆様がおいでになっての行政であります。そして、住民の皆様が不便になるというようなことは避けなければならない。常に物事が進化をしていく、そういう中で適切に対応していく、こういうことが大切ではないかと感じております。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>総務課長からのご答弁、万が一窓口が無人化、廃止されれば、住民や役所への申請や届出を自前のスマホかパソコンから行なうことしかできなくなると、住民と職員が対面できる機会が大幅に失われ、オンラインに対応しづらい高齢者や障害者の皆さん、行政から遠ざけられることになると、そういうことを、政府のやり方で、私はとても危惧をしておりました。総務課長と考えは同じと思います。職員は住民の状況を把握することが、もしも無人化など廃止されることになれば困難になり、セーフティネットとしての機能も失われるおそれがある、窓口業務をオンライン化しても、住民と職員が対面できる窓口は必ず存続させていただくことを強く確認して望みます。</p> <p>また、この前の災害で電源喪失や情報機能の麻痺、サーバーの水没なども発生しております。デジタル化の最大の弱点だと思いますけれども、小海町も千曲川沿い、役場があります。このあたりへの対策はどうされているかお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>隣に千曲川があります。この川の洪水によりまして役場が傾く、そのようなことはあつてはならないと感じておりますが、仮にそういうことが発生をしたということになりましても、基本的には、最上階に、最上階と言いますか3階に、そのサーバーを設置してあります。少なくとも水没というようなことは避けられ、修復が可能という管理をしていくことが必要ではないかと感じております。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ちょっと確認ですが、今、必要ではないかと感じているとおっしゃいましたが、実際になっているということで……。</p>
<p>総務課長</p>	<p>すみません。実際に3階に管理をしておりますから、そういうことでございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>先ほどもありましたけれども、政府は誰一人取り残さないと言いながら、障害者や高齢者など、スマホやデジタル機器を使いこなすことが困難な方や、経済的事情で I T 機器が利用できなかつたり、通信環境を整えられない人への配慮が本当に欠けていると思いますが、そういった方たちへの配</p>

	慮は、何か町でされているか、検討されているかお願いします。
総務課長	スマホなどによりましてデータを取得する、そういうものの配慮ということではありますが、具体的には、今の段階、あまり手だてはないということでもあります。ただ、問合せなどあった場合は、精通した職員もおりますので、アドバイスはある程度は可能かなと感じております。
5 番議員	デジタル化の波に取り残されない、誰一人本当に取り残されないように、精通した職員もいるので対応できるということですが、ぜひしっかりと対応をご検討いただきたいと思います。 次に、関連しますが、マイナンバー制度についてです。今年度の主要事業調書においても、資料をお願いしましたがけれども、個人番号カード事業が総務課窓口係担当で掲載をされました。これを拝見しますと、令和4年5月現在カード交付済件数1,201名など書いてありまして、交付件数は、去年の同時期と比較すると378名の増となった。しかし、町の人口比率では26.67%と、まだまだ低い状態ですが、これをどう捉えていらっしゃるか。また同時に、今後の計画の中では、通知カードの紛失の呼びかけ及び個人番号カード制度の目的、利用など、分かりやすく広報等を行うとあります。この主要事業に据えられたわけですけれども、このまだまだ低い状態ですとか状況、どのように捉えているかお聞かせください。
総務課長	主要事業調書、個人番号カード事業についての資料をお配りしてあります。そういう中で、小海町26.67%ということで、決して高い数字ではありません。これからこのマイナンバーカードが使われ、いろいろなサービスが受けられるようになる、そういう状況の中で、徐々に取得に向けたお知らせ、広報、そういうことに取り組んでいくことが必要だということを認識しております。以上です。
5 番議員	効果や計画などを見ましても、具体的にどんな目的で利用を進めていくのか、その広報の仕方などお願いします。
総務課長	広報については、防災行政無線、また町の広報紙、そういうものが有効になってくるということでもあります。また、効果等ではありますが、実際には、先ほど若干触れさせていただきましたが、転入、転出の際の手續の簡素化、そういう部分が差し当たって利用できるのではないかと。そのほか、病院を受診するときに、マイナンバーカードで受診ができるようになるとかいろいろありますが、それについては相手方の整備が整わない限り、なかなか進まないという現状のようでございます。以上です。
5 番議員	このマイナンバー制度についてですけれども、国が言われるとおりに、そ

	<p>のまま広報していくという、町のホームページにも掲載がされていますけれども、総務課長は問題点などあるか、その点の認識があるかどうかお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>マイナンバーカード、だんだん進んでいく中で、心配なことがあるんじゃないかというご質問だと受け止めております。問題点、それは情報の流出、こういうことや、もう一つはなりすまし、そういう可能性がなきにしもあらずということでもあります。マイナンバーカードは個人の方が設定されます4桁、そして6桁の暗証番号で守られているという前提でございます。個人の情報を特定の機関に集約する一元管理の方法ではなく、それぞれの機関が個人の情報を管理し、必要なときに情報を連携し合う分散管理の方法であるということから、情報の漏えい、そういうことが発生した場合も、その被害が限定され、最小限に抑えられるということを聞いております。また、なりすまし、これにつきましては、マイナンバーカードによる番号を口頭で伝えるだけですと、本人の認証は行われぬ。顔写真がついたカードを提示しまして、本人の確認を行うということが、法律でしっかりと決められている、義務づけられているということでございます。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ただいま総務課長から分散管理などという言葉も出てきましたけれども、ちょっと私はその辺を、本当に危惧しています。個人情報が集まれば集まるほど攻撃をされやすくなる、認識は同じと思いますが、情報漏えいのリスクは高まり、様々な機関がデータにアクセスできるようになればなるほど、流出機会が増加する。自治体と国の機関が持つ情報が関連づけられて、強力な権限、業務が与えられたデジタル庁、新設されました、国民の所得や資産、健康状況、教育、学習データ、資格など、本当に細かい個人データが丸ごと国家に管理されることになるということを危惧します。日本年金機構が、年金者の個人情報を中国のサーバーに移転していた問題も、4年前にありました。データの海外流出に対しても、日本は、国は、きちんと規制を設けていません。それどころか、今後、政府の保有する情報が、何とアメリカ企業の、あのアマゾンの管理するサーバーに順次保存されていくクラウド化も進められるということです。さらに重大なことに、この情報にアメリカの諜報機関がアクセス権を持っている。そんな途方もない問題まで抱えているということも、ぜひ認識をしていただきたいと思えます。このような大きなリスクのある政府主導のデジタル化、その基盤になっているマイナンバー制度、ただ国の言われるがままに進めてよいのか、町民にこういったリスクもありますよと知らせずにいいのか、行政の手腕</p>

	<p>が本当に問われていると思います。</p> <p>そこで、町民の個人情報、町としてどう守るかです。2015年、個人情報保護法が改正され、行政機関や独立行政法人が持つ個人情報は匿名加工された上で、民間業者に、審査を経て提供されるようになってしまいました。本人の同意は不要です。この仕組みが、デジタル関連法によって、市町村レベルにも広げられようとしています。個人情報保護条例に関して、国から何らかの指示が来ているのでしょうか。どういった内容で、それに今対応中なのか、そのあたりをお聞かせください。</p>
総務課長	<p>小海町の個人情報保護条例、この条例につきましては、平成12年に設置をしてございます。そして、最後は平成31年3月に、一部の改正をしております。そして、この条例の中身は、行政で保管してあります個人情報が、第三者へ流出をしない、そういうものを規定したものであります。そして、デジタル化が進む中、この条例、法整備が進み、それに準じまして、全面的な改正が行われる段階になっております。令和4年中に、具体的な条例案を作成しまして、また議会の皆様へご提案をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
5番議員	<p>小海町の個人情報保護条例第4条において、「本人以外からの情報収集を原則禁止する」となりました。また、「要配慮個人情報、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などの収集も禁止」している。また、「訂正や削除の権利」、20条では、「目的外利用や外部提供の中止の請求」もできるような優れた中身であると思います。この優れた条例を守っていくこと、強く要望します。さらに国よりさきに進んで、顔認証の収集を原則禁止することを、ぜひ提案したいと思います。顔認証システムに関しては、日弁連が、2021年9月21日付で、「行政及び民間等で利用される顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」を、警察庁長官や総務大臣、厚生労働大臣、個人情報保護委員会委員長、都道府県知事及び政令都市市長等に提出をしています。その意見書の中で、「個人番号カードに健康保険証や運転免許証の機能を持たせること、さらには紙の保険証を廃止して個人番号カードに一元化することは、多数の市民に対して、顔認証システムとの連動を前提して作成されているマイナンバーカードの連帯を事実上義務づける結果を招き、顔認証システムによる市民監視の危険性を著しく増大させるものであるから、なされるべきではない。そして、これらの施策に限らず行政全般において、顔写真による本人確認で用が足りるにもかかわらず、殊さらに顔認証データの収集及び照合利用をすることは、その取扱いの必要</p>

	<p>性がないから許されるべきではない」と、日弁連が言っています。</p> <p>個人情報保護条例に、顔認証の収集を原則禁止する条項を追加するといったことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>顔認証システム、日本弁護士連合会からの意見書ということ、今、議員さんからお聞きをしました。日本弁護士連合会、法律の解釈のプロの集団だと思います。そういう中で、顔認証システム、プライバシーの侵害が心配される、規制すべきではないかということではありますが、プライバシーの侵害に不安視をされる、今のようなご意見も当然でございます。国の政策に準じまして、マイナンバーカードの普及、そしてプライバシーの保護、そして住民サービスの利用の向上、そういうことを図りながら、町の行政を進めていくという考えでございます。以上です。</p>
5番議員	<p>国の政策に準じてということですが、その国がしっかりとしていないから、行政が町民の個人情報を守るとりでにしなければいけないということで提案をさせていただいています。</p> <p>昨年5月に成立した地方公共団体システムの標準化に関する法律では、政府がシステム標準化の基本方針を策定することにはなっていますが、その作成に当たっては、理事会、市長会、町村会などから意見聴取の上、方針案を作成する旨の規定があります。何もものを言えないわけではないわけです。小海町が率先して顔認証システムの禁止の条例など、率先して住民の個人情報、宝を守り抜くという姿勢を示すことが重要と考えますけれども、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>様々な流れの中にあろうかと思えます。そうした中、個人情報、大変現実では大切なものでございます。その場に合ったもの、そして渡邊議員おっしゃったとおり様々な意見がございます。そうしたものを大局的に集約した中での結論になろうかと思えます。焦ることなくじっくり見つめて、対応をしていきたいと思っております。</p>
5番議員	<p>焦ることなくじっくり見つめてということですが、国はどんどん進めているので、ぜひ、町のほうでもスピード感を持って、しっかりと個人情報を守っていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>渡邊晃子議員、これより休憩といたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>これより11時15分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時00分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き渡邊晃子議員の質問を許します。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時15分)</p>

<p>5 番議員</p>	<p>引き続きお願いします。大きな2番、教育現場のデジタル化についてに移ります。2019年12月に、文部科学省が打ち出したG I G Aスクール構想、コロナ感染拡大もあり、当初より物すごいピッチで進められ、我が町でもI C T教育推進ということで進められています。改めてG I G Aスクール構想のG I G A、ジー・アイ・ジー・エー、私も何だったかなと思いましたが、G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A l lの略で、直訳すると、「全ての人のためにグローバルで革新的な入口を」という意味でした。文科省のリーフレットによれば、「1人1台端末は、令和の学びのスタンダード。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質、能力を一層確実に育成できる教育I C T環境の実現へ」とありますが、実際どうなのか。</p> <p>まず、これまでの予算質疑や中学校組合議会でも度々聞かせていただいていますけれども、改めまして、新年度始まって2か月、①学校におけるI C T教育の状況、生徒や先生方全体の様子をお聞かせください。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>お疲れさまでございます。学校におけるI C T教育の状況はということで、まず、中学校ですけれども、小海中学校、県のほうの学びの改革実践校の指定というものを、2年前から受けていまして、今年が最終年度、3年目となっております。先生方も積極的に、1人1台端末や電子黒板、電子教科書、学習支援ツール、会議システムなどを駆使しまして、従来の板書、黒板に字を書いて授業をするという形のものですけれども、それと併用しながら授業を行っております。また、生徒たちは、生徒会や文化祭でも、その端末にありますパワーポイントというソフトがありますけれども、それを利用した発表などを行っているところです。今年度、中学校では、郡下の中学校4校、トータル4校になりますけれども、連携しまして、チームスという会議システムがありますけれども、それを利用して交流授業を開催しようというふうに検討されているところです。</p> <p>一方、小学校では、本格的な活用が去年からということで、中学校ほど実際には進んではいない、ですが、徐々に進んでいるという状況です。今年度ですけれども、小海小学校がN I E、新聞を活用した教育実践校というところに指定されたこともありまして、4年生と6年生は、日々のこういった端末を利用した学習に加えまして、新聞作成ソフトなるものを購入しまして、学級新聞や学校新聞を作り始めているところでございます。また、この春入学したばかりの1年生でも、既に自分のタブレットが配られておりますので、そこにアルファベットと数字で構成されているパスワードを</p>

	<p>自身で入力して、ログインしまして、校内探検というような形でもって、そのタブレットで写真を撮りまくっているというような状況です。以上です。</p>
5 番議員	<p>私も中学校のホームページなども拝見しました。ホームページには「学びの改革、小海スタイル、ICTを活用した新しい学びへ、実践構築」などという特設スペースがあり、授業の様子が、写真とともにとても分かりやすく載っています。社会科の授業では、日本は世界のどこに位置するのか、デジタルとアナログである地図帳や地球儀、ともに使うよさなども書かれておりました。また、先日、小学校の校長先生ともお話をさせていただき、先ほど教育長からもありました、1年生も写真を撮りまくったりだとか、活用していること、また、不慣れだった、ちょっと苦手だったという先生も、電子黒板を使ってみたら便利だと、活用をしてくれているということも伺いました。</p> <p>一方で、6年生の修学旅行に向けた資料制作、2階に展示されていましたが、実際は下から見ただけでしたが、私のときも、全部、絵も何も手書きでしたけれども、今は検索したデータや写真を貼りつけたり、文書も打ったものが掲示されているようで、手で書くという能力、私自身の悩みでもありますが、漢字を忘れるだとか覚えられないなどとか、どうなのかというちょっと心配と、手書きのぬくもりが寂しさも少し覚えました。さきに話してしまいましたが、②ICT教育の利点と問題点を、利点また問題点をお感じになっているとすれば何があるのか、また、その対応についてもお聞かせください。</p>
教育長	<p>ICT教育の利点と問題点ということでございます。まず、利点としましては、子供たちとも先生とも、今まで授業では実現できなかったことができる。コンピューター画像ですんで、これまでだと黒板のような平面というもの、もしそれを立体化させるとすれば、あらかじめ先生が紙の模型か何かを作って対応しなければならなかったこと、それがコンピューター画像ですと、立体的に表現することができたりするというようなことで、可能になってきたということ。それから、効率的に学習ができるという点もでございます。一番は、児童・生徒のやる気が向上する。具体的にそのやる気、どうやってはかったかと言われれば、実は4月に、小学校6年、中学3年対象に、全国学習学力状況調査という調査が毎年行われていますけれども、その試験のほかに、いろんな授業に対してのアンケート的な設問がございまして、その中で、「ICT機器を使った授業は楽しいですか」という</p>

	<p>質問に対しては、もう8割以上の子供が楽しいと。逆にまたそれが楽しみだと。中には、まだ去年、おとしあたりですと、このICTの授業を先生がやってくれないというような、逆の答えも、利用されていますかと言ったときに、あつて2、3割、なければ1割ぐらいの答えも返ってこないことがあったんですけども、ただ、だんだんそれ進んでいるんで、かなり子供たち自身は楽しみにしているというところが見えてくるかと思えます。もう一点、議員さんも多少触れましたけれども、先生方の業務が効率化される、授業準備が今までよりも、慣れてくると、今までよりも楽にできるという大きな効果。今、騒がれています働き方改革というところにも、一つ大きなメリットにはなろうかと思えます。逆に問題点というふうな形になりますと、議会の皆さんのご理解をいただいて、物すごいお金をかかっているものを、毎年、予算計上させてもらっています。実際、その端末の購入や管理に関して、経費的な負担が大きいということです。ただ、国はこれ交付税措置をしているよというような表現でごまかされてはおりません。それとあと、先生方の電子教科書の算数とかを見てみますと、答えがぱっと出る仕組みになっているんですね。答えのところが、画面隠されていて、ボタン一つで答えがぱっと出るような形があるものですから、そういったところでは、逆に生徒の想像力が低下してしまう可能性もあるんじゃないかと、いろいろ考えようとするところよりも、ぱっと答えを見にいつてしまうということも、可能性があるという段階で、感じているところでございます。</p> <p>それから、ここが一番肝腎なところなんですけれども、先生方のICTの活用能力の点、ICT機器に苦手意識を持たれている先生には、まだ負担というものがあるのかなと。ですから、どうしても、その学年ごとでその利用の仕方がまだ違っているという現状があるところでございます。以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>問題点として、パソコンやタブレットなどの機器を使うこと自体が目的となってしまう、ちょっと触れられました、手書きする機会が減ってしまう。これまた私自身も当てはまりますけれども、分からないことはネットですぐ調べられる環境が当たり前になり、子供たちの想像力や考える力が低下してしまわないか。また、教育長の問題点の中にはなかったですけども、健康面、スマホ、ネットの長時間接触によって、目への影響だけではなく、脳の発達障害、学力低下や言語能力の低下、心疾患など心身に悪影響を及ぼす危険性も指摘をされています。また、ネット依存症も懸念されます。</p>

	<p>ネット上でトラブルに巻き込まれる可能性も大きな問題です。子供たちがICTを適切に安全に使うためには、ICT、ネットリテラシーが重要と思いますけれども、子供たちへの、そのあたりへの教育はどうなっているのか、また、子供たちだけでなく先生方への研修などをされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>健康面、指摘されましたけれども、スマホとかネットとかという言葉は、学校においてはほとんどないと思ってください。家庭に帰ってからの事象になろうかと思えます。家庭の親御さんの持っているスマホなり、親御さんに買ってもらった子供自身のスマホ等で、ネットを夜遅くまで見てというような形のものは考えられると思います。そういったことに対して、今、ITリテラシー、情報活用能力のお話になりましたけれども、これがやっぱり低いと、議員さんおっしゃられたとおりに、個人や第三者の情報を漏らしたりとか、不適切な画像や動画をアップ、公開したりとか、誹謗中傷なども書き込んだりとかというような問題が起きたりしますし、逆に子供たちは、それに巻き込まれてしまう可能性があるというのは、議員さんがおっしゃるとおりです。こういった現状もある中で、学校では、今、学校における範囲のICT教育では、セキュリティーに守られていますんで、その範囲の外へ出ていっての事象は発生はし得ないという形になっています。ですから、例えば情報漏えいとかは書かれていないと。ただ、一つの事例として、やっぱり手元にあるから、誰々さんの端末のところに対して悪口を書くというような事例は出てきます。学校現場では、まず子供たちは、それは当然いけないことであるということをお話ししながら、かつ、今のコンピューター機器は、特に、ごく普通なんでしょうけれども、そのアクセス履歴というものが必ず自動的に残ってしまう形のものになっています。ですから、しょっちゅうそれを監視はしません。けれども、例えば誰かが悪口を書き込んだとかというような事例が出てくれば、すぐ誰が書いたか調査して、その子を指導するという流れにはなっているところでございます。</p> <p>また、当然、先ほど言いましたように、家庭でのこういった機器への取扱い、子供の取扱い、やっぱり親御さんに見てもらえないというようなことでございますんで、学校では、もちろん児童・生徒を対象に、また教員も対象に、さらにはPTA講演会などで、PTAの皆さんも、保護者の皆さんを対象にして、こういった情報活用能力を高めるような学習を、折に触れ行っているところでございます。以上です。</p>

<p>5 番議員</p>	<p>小学校の校長先生とお話をしまして、小学校では年2回、高学年にはネット上での誹謗中傷に関してや、また、位置情報に気をつけようとか、そういう教育がされていると伺いました。先生にも直接お話ししましたが、ぜひ、高学年とはいわず、1年生からもう、こういった教育を始めていただきたいと思います。教育長のご答弁の中で、PTA、保護者も対象に、折に触れてということでしたけれども、ぜひとも先生方、保護者方にも、私、ITリテラシーのことだけ言ってしまいましたけれども、長時間使用の弊害についてなど、インターネット予防教育の機会の大幅拡充・充実、ぜひ、積極的に図っていただきたいと思います。</p> <p>最後に、③教育データということで、子供に関する情報データ連携についてであります。先月22日付の信濃毎日新聞に、「テスト成績などデジタルで蓄積、25年度にも自治体ごと本格運用開始」という見出しで記事が出ました。「政府が、子供のテスト成績や勉強内容などの学習履歴を、デジタルの教育データとして学校で蓄積し、指導に生かす仕組みの導入を目指している。人口知能AIも使った分析で、1人1台に合った学びが実現できるとして、2025年度にも自治体ごとに本格運用が始まる。ただ、個人の成績情報が授業以外で乱用されかねないなどの不安の声もあり、専門家はルール整備を訴える」というふうにありましたけれども、この件に関して何か上から通知など来ているのか、いかがでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>教育データ、またその連携ということでございます。国の教育データ活用ロードマップというものが、デジタル庁、それから総務省、文科省、経済産業省というところでもって、今年の1月7日付でそのマップができています、まだその段階であるということです。その段階でまだ青写真という言葉も出てきている中で、なかなかそのデータの集約ですとか連携というところは、そんなに簡単に進むものではないと思っています。教育データ、テストの結果などは、試験的に、例えばメクビットと言いまして、文部省のやっているコンピューターベースドテスト、端末を使ったテストのやり方があるようですが、そうしますと、こちらからとすれば、子供のアカウントID、プラス、先生方がアカウントIDと子供の名前をすぐ確認できるように、子供の名前まで、姓名までの登録でもってその試験に参加して、例えば全国的に幾つかのあれの中で、この子はこの点数がどのくらいの位置とかと簡単にできますし、採点も向こうサイドでといたしますか、今AIという言葉も出ましたけれども、そういったところでやるんで、先生方が直接採点する必要ないというような機能の試験的なものはあり</p>

ますが、まだ、例えば小海中学校において、4月の全国学力状況調査も、今年の段階ではまるっきり手書きの状態です。はっきり申し上げて、器械1人1台端末が、コロナの影響もあって、ちょっとその進み方が早過ぎちゃって、国の政策そのものがまだ追いついていないというのが実情ではないかなと思っております。ただ、それを範囲を狭めまして、例えば全国的なところまではいかなくてもいいけれど、県も無理なんです。全国も県も同じなんです。町の中、中学校の中だけという話になるとすると、それはそんなに遠い段階でなく、コンピューターにAIが採点をして、もうすぐ戻してくれるということは可能にはなろうかと思えます。

データ集約と言いましても、やはりその元となる試験とかの様式、先ほど総務のほうの答弁にもあった標準という言葉、議員さんもお使いになりましたけれども、標準化されているものがまだない状況です。教育の中では、ですから、それぞれ各市町村、各小・中学校で、例えば子供の登校データ、それから休んだデータ、例えばテストの結果だとか成績というものを、幾ら電子化してまとめようとしても、学校内ではまとまりますけれども、学校から外に出ていったときの、まだ統一様式が出来上がっていないのが実情だと思います。当然、学校外に出す話になりますと、校内のサーバーではなく、設置型のサーバーではなく、クラウドというものを使わなければならない時代になっていますので、そういった整備も進んでおられないのが状況です。今申し上げたが、校務支援という言葉で収まる子供たちのデータになるんですけれども、実際のところ、その校務支援を電子的に行っているのも全国でまだ7割程度です。小海中はまだ校務支援、電子化しておりません。南佐久の地域もしておりません。それには、ちょっと学校の人数の割りには経費がかかり過ぎるという問題があったりする中で、実際には行っておりません。その校務支援というシステムが、全国的に同じ統一様式の中で作成されるように、各メーカーありますんで、各メーカーが相談して統一様式をつくり得たら、全国的なデータは集まるんだろうなと。もしかしたら、それが連携という言葉、小学校から中学校へ上がるとき、同じ町内ですんで、その辺のところはそんなに難しくはないと思います。同じシステムを使っているのです。問題は、中学から高校へ上がっていったときの、高校の先生方が、この子の小・中学校のときはどうだったんだろうというところの判断に、例えば連携が実現すると、紙ではないんですんで、簡単に見られるようになるというふうな感じをしているところですけども、今現在、その教育データの標準化も、段階とすれば計画試行段階

	<p>です。当然その連携も同様ですんで、国や県からこうしろといったような通知、それからそれも当然ありませんので、子どもも学校現場は何も指示はしておらないという状況になっています。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>まだ青写真段階ということで、今いろいろご説明いただきました。確かにそうなんですけれども、何せデジタル庁が新設をされて、G I G Aスクール構想も一気に進められている。また、この問題は今現在、子ども家庭庁設置法案が審議されている中での議論であります。まださきの話といってあれですか、大丈夫というか、備えはどうかと。収集が検討されているデータ項目としては、社会経済的背景、転出・転入履歴、生活保護の利用状況、児童扶養手当受給、受診歴、処方箋、友だちとの関係、特別支援教育の状況、生活学習履歴、家庭のなどなど多岐にわたっています。今現在進行中、審議の中でも、委員会の中でも、「データ項目を子供に見せたらびっくりされた」だとか、「黒歴史を取られる」、「こんなのやめて」だとか、子供からの声、野党の議員から紹介があったということです。小林デジタル副大臣は、「国が情報やデータを一元管理することは一切考えていない」と答えています。日本共産党の塩川鉄也議員が、自治体の情報管理システムの制度設計に国が関与するのかと質問をすると、デジタル庁の審議官は、「ほかの自治体へ横展開できるように課題を整理する」と述べ、今後、国が関与することを認めました。さらに、「市民は個人情報の一元管理を拒否できるのか」「どのような情報の収集・分析・対応策を行ったか開示できるか」との質問には、拒否や開示ができるとは答えず、データ利用の歯止めも示さなかったと、本当に大きな問題だと思います。また、この件に関して、東京家政学院大学の小野方資教授は、「子ども家庭庁が真に子どもの権利条約を尊重するというのなら、プライバシー権を保障すべきです」と言っています。「国会で好事例だと評価された美濃市の例に即して考えても、市が集めた情報を子供やその保護者が見たいといった場合見せてくれるのか、訂正や抹消してくれるのか、集められた子供の情報の利用の範囲が明らかでないことも、目的外利用がないように限定する議論が聞かれないことも問題です。ないと思いたいのですが、この集められた情報が、商業利用された場合や漏えいした場合を考えるとぞっとします。この懸念は、収集された情報がいつまで残るのか、いつ抹消されるのか、誰がどのようにこの情報が抹消されたのかを確認し、この抹消は本人に知らされるのかという議論がないこともあり払拭されません。」と言っています。</p>

	<p>子供のことにに関して議論をする際に、大人だけで決めないことが本当に重要だと思います。子供が自由に意見を表明して反映をされる権利を保障する仕組みづくりが必要だと思います。行政についても同じことが言えると思います。日本も批准をしています子どもの権利条約の4つの原則、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」「子どもの最善の利益（子どもによって最もよいこと）」「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」、そして「差別の禁止（差別のないこと）」。そのうち、今この教育データの問題では、「子どもの最善の利益」、「子どもに関することが決められ行われるときは、その子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます」というところと、「子どもの意見の尊重」、「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します」。この2点がとても大切だと思います。これをしっかりと子供の政策に対して基盤に据える、このことが自治体にも切実に求められていると思います。子供のデータ利用、進められようとしています、町長はこの件に関して、お考えいかがでしょうか。</p>
町長	<p>様々な事例、ありがとうございます。そういった中ではございますが、独自のものというものも必要であり、そして、先ほど子供を育てるにはという黒澤議員からの質問もございました。そういったところは丁寧に、かつ慎重に行っていくべきだと思いますが、子供の意見というのは、これはそれを尊重すべきだと思いますけれども、やはりそれを遂行していくのは親であり行政であり、そして教育の一環であると思います。そういった中で、様々ないわゆる意見、多々ございますけれども、どこかで決めていかなければいけないというのが行政であり現実であります。そうしたものの中の責任を持ってやっていくのは行政であり長であるというふうに考えております。データについての認識ということでございますので、私はデータ取ること、大変重要なことであり、それが漏れる、本来の目的とは違う部分に使われることは遺憾ではございますけれども、そういったものを、まず見張るという言い方は適正かどうか分かりませんが、精査し、そしていい方向に向けていくというのが行政の仕事ではないかというふうに認識しております。</p>
5番議員	<p>地方自治体は、もちろん子供を含めた個人情報の防波堤であるべきだと思います。人の言葉を借りてしまいますけれども、ぜひ、皆さんにお伝えしたい言葉があります。「住民と自治」という雑誌の2021年2月号で、元鳥</p>

	<p>取県知事、総務大臣も務められた片山善博さんが、自治体職員の皆さんに寄せたメッセージです。「常に地域にとって住民にとって何が大事か考えるようにしてください。結果的に日の目を見ないことも多いでしょう。でも、まず現場から言わなければ物事は進みません。一つは、住民の皆さんのためにこの政策はどうかという点検を常にする。もう一つは、政府や県がいろいろ言ってきたときに、それが法令にちゃんと適合したものかチェックをする。最近、法律を無視したような政策がとても多いです。国や県からきた通知をそのまま真に受けて、自治体が最前線で法律に違反することをやっていることがあるんです。だから、まず自分たちがこれからやろうとしている施策が、法令にのっとっているかどうか、法令にもとっているのではないかという点検をぜひやっていただきたい。それが、私は現場に近いところにおられる職員の皆さんの重大な使命だと思います。」というメッセージです。</p> <p>財政上の理由が大きい、そういう理由もあります。国のやることには従わざるを得ない。しかし、自治体は住民と一番近いところにいる頼みの綱であります。最後のとりでです。もしもプライバシーが侵害されたり漏えいしたときに、町は責任を取れるのか、どうやって責任を取るのかが問われています。憲法と地方自治法に基づいて、一人一人の町民の福祉向上と幸福追求権を具体化するために、私たち議会もですけれども、この行政のデジタル化、また教育データ化の問題、大変重要な問題だとして捉え、一緒に取り組んでいただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>ここで少し早いですが、1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時45分)</p>
<p><u>第8番 品田 宗久 議員</u></p>	
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>これより第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>8番、品田宗久です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、プラチナ構想ネットワークの第9回プラチナ大賞、優秀賞の</p>

	<p>ウエルビーイング賞を受賞、大変おめでとうございます。これは、東京大学28代総長の小宮山宏氏が2010年8月に設立し、今、プラチナ構想ネットワークという形の中で未来の日本の形をつくっていかうと言っておるものでございます。その中で先生は、日本は環境問題、また急激に進む高齢化などの課題をいち早く経験する課題先進国ですと。我々は日本が再生、成長するためのチャンスと捉えるべきだと考えていますと。大事なことは、地域の持つ力で対応し、暮らしをよくしようとするということですと。そこに産業が起き、経済活動が活発になります。そのようなきっかけをつくる核となり、日本中にエコで高齢者も参加でき、地域で人が育ち、雇用のある快適なまちづくりを進めていく運動がプラチナ構想ネットワークだと言っております。今回の受賞は本当に総務課の渉外戦略係とセラピストの皆さんの努力のたまものだと思っております。その中で、そこに配りました小宮山先生の記事が載っておりますけれども、プラチナ構想ネットワークの中で、このウエルビーイング賞というものを高く評価していただきまして、この憩うまちこうみ事業が未来の日本にとって非常に素晴らしい事業だと褒めてくれております。その中で、私としては今後もこのプラチナ構想ネットワークとより太いパイプをつなぎながら、小海町の憩うまちこうみ事業をより磨いていくべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。</p>
町 長	<p>ただいま品田議員より受賞したことはおめでとうということで大変ありがたく拝聴いたしました。</p> <p>プラチナ構想ネットワークにつきましては、私どもも正直申し上げまして、大変敷居の高い格式のある会であり、その賞を頂くということは大変名誉であり、また責任も感じるところでございます。こうしたいわゆるネットワークというこういう会があるということ自体、我々がもう少しよく知らなければいけなかった部分ではございますけれども、この日本の先進的な取組、考え方につきましては、これから取り組むということは大変町にも意義のあることではないかというふうに考えております。この基本的な考えの中に世界に比べても日本の水準は高いということで、またこの構想の中の一つとして、日本は周囲が全部海に囲まれていまして、そういったことも影響しまして一度も植民地化されていないというような部分で、精神の部分、ジャパンのこの精神は素晴らしいものだということで、これをとにかく磨いていきたいと思いますというのがこの会の趣旨ということであります。そして、ウエルビーイング賞ということですが、身体的、精</p>

	<p>神的、社会的にも良好な状況であるということを認めていただいたわけなんです。その芯のものに憩うまちこうみ事業も含めまして、その中でさらに磨きをかけ、強くしていきたいと思っております。</p> <p>したがって、プラチナ構想ネットワークとはこれからもご指導いただき、そしてメンバーがまたすばらしい方々ですので、そういったご教授をいただきながら、お互いにこれを伸ばしていくというのが趣旨ではないかというふうに考えております。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>ありがとうございます。それで、私は今回のプラチナ大賞のウエルビーイング大賞を受賞したということは非常に価値のあることだと思っております。そのコピーにもありますとおり、憩うまちこうみ事業は、訪れる人全てが憩える町、地域住民との密接な交流などの地域活性化も期待されると書いてあるとおり、ウエルビーイングとは、幸福度と健康、よりよく生きると、やはり豊かな心で健康長寿をしようということでもあります。突き詰めると、身体的、精神的、社会的に満たされた状態だということの中で、やはり人と人のつながりが非常に大事だということを言っております。まさに数年にわたって駅前検討委員会でやってきた方向と方向的には同じじゃないかなと思っております。そういう中で、子どもからお年寄りまでが気軽に集まれる場が必要ではないかなと思います。やはり場があることによって、参加しよう、挑戦しようという雰囲気をつくり出し、町民の持っている力を引き出すべきだと思います。もっともっと町民を信用していいのかなと、それと頼ってもいいのかなと思います。高齢者は人とつながることによってやっぱりやりがいを見つけたり、生きがいを見つけいくんじゃないかなということで、要介護になったり認知症になる確率が非常に低く、また健康長寿につながるというデータもあります。それと、先ほど1番議員が寺小屋的発想と言っておりましたが、それも含めまして、やはり高齢者の経験値とか若者の好奇心、また夢をつなげる場がこれからの時代には必要ではないかなと思っております。やはり今、家庭の中で3世代がつながるといことは非常に難しい時代になってきておりますけれども、地域の中でやっぱり3世代がつながって、高齢者の経験値を次の世代に継承していくといことは非常に大事じゃないかなと思っております。やはり我々高齢者に生きがいを持たせながら、若者に夢を与えるような地域づくりをしていかなければいけないのではないかなと感じております。</p> <p>そういう中で、たまたまフィンランドと日本の幸福度の違いという記事が</p>

出ておりまして、フィンランドは今ロシアとつながっているということでも、いろいろ厳しい状況に置かれておりますけれども、最近のテレビ報道なんか見ますと、やっぱりシェルターも各家庭にあるとか、いろいろ非常に危機感を持っている中で、やはり幸福度、数年にわたって世界1位を継続しております。そういう中で日本はといいますと、毎年4位から5位ぐらい順位を落としながら、今、去年は世界で62位です。やはりこの幸福度の違いということを見ると何が違うのかなと、こう考えたときに、やはりある程度制約があつて危機感があることによって結束力が高まり、人のつながりができるんじゃないかなと。やはり我々、このフィンランドと日本の幸福度の違いということをもう少し考えてみる必要もあるんじゃないかなと思っております。制約とは、やはり我々日本人と生まれて、また男として生まれたり女として生まれて、また長野県人として小海町町民として、やはりそういう制約の中で生きてきて、これからも生きていかなくちやいけないという形の中におきましては、やっぱりある程度の制約という形の中で自由度を求めたり活躍していく場が必要ではないのかなと思っております。

この前もある本で読んだのでいきますと、例えば人間のこの腕が、肘がこっちは曲がらないよと、こっちは自由に曲がるという形の中で、制約があることによってこの自由が生きてくるというのが、私、これが今、フィンランドではないかなと。それに比べまして、日本は今、360度自由じゃないかなと、何を言ってもいいみたいな世の中になってきちゃっているんじゃないかなと思っておりますので、やはりある意味、制約というか、我々、次の世代に何を残してやれるかという義務感の中である程度制約をつくりながら、同じ方向を向いて前に進んでいく必要があるのではないかなと思っております。そして、やはり自由とは、制約がある中で考えることによって創意工夫が生まれ、そこにやりがい、生きがい、向上心が生まれていくものだと思っております。そもそも幸せとは心一つの置きどころともよく言われますけれども、例えば3つのバケツという話があるんですけども、水と、例えばお風呂ぐらいの40度ぐらいのお湯とその中間の30度ぐらいのお湯をバケツに3つ用意して、両手を水のほうと40度のほうに入れておきながら、1、2の3で真ん中のバケツに入れたときに、水から30度に来たときはすごく幸せを感じるけれども、40度から30度に行ったときは非常に不幸というか不満を感じるという形の中で、我々、今、本当にアメリカで昔からあることわざでゆでガエルの話があるんですけども、ゆでガエ

ルは鍋の中に入れて水からだんだん温めてやるとだんだんいい気持ちになってくるんですけども、いよいよ熱くなって逃げようと思ったときにはもう筋力が落ちていて逃げられなくてそのままゆで上がっちゃうという形であります。今、日本が本当に豊かで平和な国ではありますけれども、先ほど来の一般質問にもあるように、本当にいろいろ問題を抱えていると思います。そういう中で、やっぱり我々、こういう小さい町だからこそでできる何かがあるんじゃないかなと思っております。今、非常に価値観が多様化している中で、何が正義かといったときに、時代の流れを見てきますと、やはり江戸時代から見たとしても明治維新、日清、日露の戦争とか、それで戦前、戦後、いろいろ平成になって、令和になって、こう考えていく中で、そのたびに価値観が大きく変わっております。場合によっては本当に正反対にまで変わってきております。まさに今、このコロナで世の中は本当に江戸時代の黒船が来たときのような状況じゃないかと、要するに我々、変わらなければいけないということを迫られているんじゃないかなと思います。そういう中で、やっぱり先人の努力を考えながら、今、非常に食料品とか物価が上がっているという話もあるんですけども、戦後の本当に先人が食べる物もなく努力してきた平和が今あって、我々、ここにいるという形の中では、もう少し先人の苦労を思いながら、次の世代によりよい日本を残していく必要があるんじゃないかなと思っております。そういう中で、プラチナ構想ネットワークは2010年から12年たちまして、今年の4月に一般社団法人化しまして、今までいろいろ蓄えてきた知識、人脈をいろいろ生かしながら、日本の知を結集し、新しいまちづくりを提案する全国規模の連携組織だという方向で、よりスピードを速めて活動していきたいという形の中で、今までは首都圏でやっていたんですけども、これからやはり地方の時代だろうということで、今、特に長野県に力を入れてやっていきたいということで、先般の5月31日にも東京のホテルへ長野県の県下の市長さんを集めて、このプラチナ構想ネットワークについて説明があったそうです。その中で、我々、このプラチナ大賞、ウエルビーイング賞をもらったということでは、本当に先ほども言った駅前活性化委員会でやってきた方向とそんなに違わないというか、人々が集まって、人と人がつながって幸せを感じるという方向では同じじゃないかなと思います。そういう中で、同じ方向を向いて時代の先頭を走っていくべき、努力するチャンスがあるんじゃないかなと思っておりますけれども、町長にそこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長	<p>今、品田議員より様々な事例、あるいは意見を拝聴したわけなんですけれども、このプラチナ構想ネットワークのやはり趣旨、それから機構、団体の内容等々を見ますと、これは本当にすばらしいハイレベルな皆様の集まりであり、そして何と申しますか、尽くすということを趣旨に、そのある知恵と、いわゆる財力も含めてなんですが、それを地方に具現化していくというのが見えてまいります。</p> <p>そうした中で、先ほど話に出ましたウエルビーイング賞という、言わせてもらえば本当にありがたい、おこがましいほどの賞をいただいたわけなんですけれども、それに応えるべく、我が町もこの動きをしていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。</p> <p>また、品田議員、駅前構想と似たところがあるというふうに言われましたが、その辺を非常にうまく利用という言い方もちょっとおかしいんですが、それを参考にいい企画ができることを願っているところでありますけれども、やはり会でありますので、我々が親密にと申しますか、これを機に相談させていただき仕組みをつくっていきたいと、私はそういうふうに考えております。</p>
8番議員	<p>本当に町長、1期目から駅前開発、元気にするというおっしゃって、今、今回、また2期目、選挙をやって当選したという形の中では、ぜひこのプラチナ構想ネットワークとスクラムを組んで、駅前を本当に未来に誇れるような地域にすべく努力して行ってほしいなと思います。</p> <p>次に、SDGs達成社会を目指してということで、SDGsは169のターゲットがあって、17項目でいろいろ2030年に向けて地球規模で達成しようという方向で行っているんですけれども、大まかにまとめると経済の問題と社会の問題、また環境の問題にまとまるんじゃないかなと思います。これはまさに今、小海の駅前が小さいながらもやっぱりまだ商店街が残っていますし、そして今言ったみたいなぜひコミュニティーの、私はどちらかというと駅前は、家庭でいえば茶の間じゃないかなと思います。やはりみんなが集まって団らんできる場であればいいのかなと思いますし、また環境という感じでいけば周りに豊かな自然もありますし、またいつも言うとおおり、千曲川沿いに9つの水力発電があるうちの4つが小海にあるということと、また小海線の小海駅があるということでは、非常に環境問題に対しても訴えていくものがあるんじゃないかなと。本当にこのSDGs達成社会のミニ版と申したらおかしいですけども、本当に小さいながらまとまっているし、本当にプラチナ構想ネットワークと手を組めばいい方向へ持</p>

っていけるんじゃないかなと考えております。

そういう中で、やはり歴史を見ていきますと、狩猟社会がまずありまして、その後農耕社会、それで工業社会になって、今、情報社会、AIがどんどん進化してきて、まさに今、このSDGs達成社会に向けて今、我々、2030年に向かって努力しなきゃいけないときだと思っております。そしてプラチナ構想ネットワークは50年に向けて、やっぱりそういう同じ方向を目指していると思います。やはりSDGs、2030年にこういうことをしようという答えが書かれていると。プロセスはその地域、地域で、現場に応じてやるみたいな構想になっているんですけども、やはり世界はいろいろあるもので、やっぱりその地域に合った形の中でSDGsを目指してくれと。今までの世の中というのは、例えば学校の問題集にしても、問題があるけれども答えは隠されているわけですよ。そういう中で、今の社会というのはやはり答えが見えていない、不安だらけの世の中だと思うんです。それでやはりテレビなんか見ていると、特にBSなんかだと、テレビショッピングを見ると、我々高齢者は、あれも買わなきゃいけないかな、これも買わなきゃいけないかな、もう不安だけあおられているような社会なんですけれども、SDGsはまさに答えが出ていて、このプロセスをどういうふうに努力していくかということだと思っております。それで、やはりプラチナ構想ネットワークも持続可能な地球と社会の実現を掲げてあり、目指す方向は同じです。また、脱炭素化にも力を入れており、町が今進めているゼロカーボン構想ともつながっていきますので、ぜひそんな意味も含めまして、この答えが出ているSDGsに向かって少しでも努力していくということが必要じゃないかなと思っております。

そういう形の中で、次の職員の育て方についてというところに行きますけれども、私は、今の憩うまちこうみ事業と、またこのウエルビーイングとSDGsを掛け合わせることによって職員を育てる仕組みをつくってもらえないかなと考えております。今の世の中、本当に価値観の多様化と町民の要望も多い中で、時代の変化も早い、今までの世の中は1次関数だったんですけども、まさに今、もう2次関数も非常に3桁、4桁の2次関数になってきていて、非常にスピードが速く、とてがついていく、努力していてもなかなか追いつかない時代になってきているんじゃないかなと思っております。

そういう中で、このウエルビーイングとSDGsを掛け合わせることによって、その答えは見えているよと、そこに対するプロセスをどういうふう

にやっていくかと考えることをチャレンジさせる仕組みができないのかなと思っております。

そういう中で、やはり役場の職員も今、いろいろ御代田だとか小布施だとか、いろいろ問題も出てきておりますけれども、非常に高度成長でどんどん国からお金が来て、どんどんやっていくという時代はよかったんでしょうけれども、今、これだけ厳しい時代で価値観が多様化しているときに、職員に求め過ぎても本当にかわいそうだと思います。そういう中で、やはりプロセスに対する評価とか報奨制度を、結果が見える化というか、やったやりがいを評価してやる仕組みというのにも必要じゃないのかなと思っております。でも、そういう中で、今の現状の町の行政の中ではなかなかやったことを評価してやれなかったり結果を見られない部分があると思うんですけれども、このSDGsとウェルビーイングを掛け合わせたことによって答えは出ているよと。そこに対するプロセスに対して小さなチャレンジをしてくれという形の中で、評価制度をつくることによって、見える化することによって評価してやると。これは、SDGsは先ほども言ったとおり、経済、社会、環境といえ、その全てのポジションでチャレンジすることが可能じゃないかなとも思いますので、ぜひそんなことも考えていってやれないのかなと思っております。

この前も話があったんですけれども、今の若者に昔の黒電話、固定電話を見せたら、これ何に使う物ですかと言った子どもがいたそうですけれども、我々は本当に昭和の苦しい時代を知っておりますので、だんだんよくなってきたという経験をしているんですけれども、今の子どもたちはもうAIがあつてスマホがあつて、もうすごい、我々の今、及びつかないところからスタートしているという形の中では、もう考え方も全然違うと思うし、やっぱりそういう若者の知恵を引っ張り出す努力というのが非常に大事じゃないかなと思っております。私なんかの若い頃は、役場の職員も本当にもう5時といえ、上がって、よく小海原のゴルフ場へ上っていたり、また飲み屋さんへ行くともう5時過ぎから飲んでいて、我々が7時頃に行くと交代とあって、飲食店も2回転ぐらいしていたんですけれども、今はやっぱりそういう飲コミュニケーションもないし、やはり今見ていると、結構遅い時間まで職員いたりすると、そうやって人と人のつながりとか他の部署とのつながりとか、上下の関係というやつも希薄になってきているんじゃないかなと思っております。今、私も役場の仕事がよく分からない中では5時に完全に閉めろとは言えないですけれども、これからのや

	<p>っぱり働き方改革とか、いろいろな時代に向かっていく中では、やはりできるだけ5時頃終わって、飲まなくてもいいから違う部署の仲間と相談したり話し合ったりとか、ときには飲コミュニケーションやったりということがこれからの時代には非常に大切なことじゃないのかなと思っております。</p> <p>そういう中で、やはり企業は事業を変えたり、どんどん新陳代謝したり、社員を入れ替えたりということが出来るんですけども、やっぱり役場というのはなかなかその新陳代謝、今もうこれは古いから、こういう新しいことやろうなんてすぐ取り替えるわけにいかないし、また今、要望が非常に多様化しているという中では非常に難しい部分があるということは重々承知はしておるんですけども、本当に今、世の中が、社会が本当に未来の不安をあおっているだけみたいな世の中になっている中で、ぜひ目標をというか、方向性をしっかり見える化することによって、そのプロセスをチャレンジできるという仕組みづくりをしていただけないかなと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>職員の育て方という部分でございますけれども、役場の業務の中には最低限やっていかなければならない業務が多々あるかと思えます。そういった中で、新しいことへのチャレンジ、必要だと思えますが、まずは基本の仕事を全て、住民の皆様の迷惑にならぬよう、ましてや、本当に使い勝手のいい役場でなければ、これは意味も何もなさないということでございます。</p> <p>したがって、ここへ入庁しまして、最低限覚えること、数々あるかと思えますけれども、それをした上での次へのステップということになるかと思えます。</p> <p>昨今、某町での退職者、休職者がどんどん増えているということは私どもも他人ごとではございません。働く皆様がおってこそ職場が成り立つということございまして、そういった部分での町としてのやるべきこと、それは何かということになってくるわけなんです、やはり先ほどから申します幸福度というものや幸せというものは、まず自分ではかっただくものでございます。そうした中のものが感じられるものは何かといいますと、仕事についてのやりがい、あるいは達成感というものが必ずや必要になってくると思えます。そうした中で、人間誰しも途中で迷いがあったり、誘いがあったりいろいろするわけですけども、私は民間の企業も経験した中で、思っているほどしゃばは甘くないよと、いいところばかりじゃな</p>

	<p>いよと、つらい、苦しいところを乗り越えていかなければいけない。されど、よく考えてください。世の中、つらくて嫌なことよりは楽しく、いいことのほうが多いんですよということを言い続けておりますけれども、そういったことを職員一人一人が見いだす方向というものが必要ではないかというふうに思います。</p> <p>それから、充実感ということになりますとお金の問題になりますけれども、これは手を入れられるところと入れられないところ、様々ありますけれども、特例はやはり避けるべきではないかというふうに思っております。同じ条件の中で先輩が育ってきております。先輩を見ろということも時には必要でございます。そして、人間、我慢も必要でございます。そうしたものの積み重ねによって人生というものが構築できていくのではないかというふうに思います。</p> <p>人間づくり、人づくり、大変難しいときに来ておりますけれども、先ほど来出ております某町の首長にしろ、やはり難場、それをつかさどる皆さんも、これは限らない努力はしていると思います。結果がそうなっているということは、これは反省し、そしてその先につなげるということでございますので、私どももそういったものをよい例とさせていただきます、そういう行政をやっていきたいというところでございます。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>本当に今、非常に難しい時代で、でも企業はどんどん働き方改革、進んでいくと思うんですね。そういう中で、やはり今、行政としての魅力も薄れてきている中で、いかに行政の魅力を高めていながら、やっぱり先ほども言ったように、努力したことの見える化というか、やはり小さなチャレンジを重ねることで認めてもらったり褒めてもらったりというアウトプットを楽しみたい空気とか、それとやっぱり失敗してもチャレンジしたことを認めてやるというような文化をつくって、失敗を恐れないチャレンジ精神を育てていくような職員をつくっていく必要もあるんじゃないかなと思っております。</p> <p>そういう中で、本当に今、本当に変化しなければいけない、また難しい時代ではあるとは思いますが、職員皆さん努力している中で、それを認めてやれる仕組みをぜひつくってやる方向を考えていただけることを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。</p>

第9番 小池 捨吉 議員

議 長	次に第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9番議員	<p>9番、小池捨吉です。通告に従いまして、一般質問を行います。</p> <p>まず最初に、通告にもありますが、国道141号線の福山地籍のところの横断歩道新設についてお伺いします。これは、住民のかけがえのない命を守る交通事故防止対策についてであります。以前にも一度一般質問したことがあります。その以前よりも情勢がかなり変わってきておりますということで、再度質問させていただきます。</p> <p>国道141号線で福山地籍は交通量も多く、また道路も見通しがよく、車にとってはスピードが出せる、要するに道路環境というか道路状況であります。小海から松原湖方面に向かって、右には最初に消防署、それからコメリ、それで今回ツルハができました。その左側にはナナズが以前からあります。また、ここも以前はバス停はなかったですが、最近、以前といってもかなり前はバス停がなかったですが、バス停もできております。小海とすれば、大型ショッピング街というか、地域になろうかと思えます。国道に直角に、左右に町道というか農道もありますので、状況とすれば買物するにはいい状況ではないかというふうに思っております。</p> <p>いずれにしろ、買物に来た人が左右の店で買物をしたいということになると、どうしても国道を横断しなければなりません。要は隣の店へ行くには国道を横断すると。買物客は、一応危険と思っても渡らなければ買物ができないような現状です。</p> <p>そこで、押しボタン式の信号機を設置し、横断歩道を新設したらどうかということですが、その横断歩道を造ることによって安全が確保できるのではないかということで、横断歩道の新設、要するに押しボタン式の信号機を設置した横断歩道を提案しますが、町としてはいかがでしょうか。</p>
産業建設課 長	お疲れさまです。お答えいたします。昨年、令和3年度におきまして、小学校の通学路の点検ということが行われました。小学生の痛ましい事故を受けての調査ということでありました。佐久警察署、そして佐久建設事務所、教育委員会、そして小海小学校、産業建設課の合同の点検ということで、事前に行われましたアンケートを基に現地を回って確認する方法で実施されました。この際にも、何点か現地を回るところがあったんですけど

	<p>も、この中に国道のこの箇所、福山地籍のものも横断歩道に関するものがございました。</p> <p>佐久警察署の見解なんですけれども、横断歩道を設置することにより、より危険になる、そういう判断ということで、そのときの回答としては不可能ということでございました。</p> <p>議員さんおっしゃられますように、お店は増えるということで、そこへ買物をする方々も増える、そして国道横断される方も増えるというようなことなんですけれども、今の段階では警察のその見解に従うということで行く方法しかないのかなと。いずれ一番警察、そして国道ですので建設事務所との話合いの上にそういったことを進めていくということでして、また状況は変わる可能性はあるとは思いますが、現時点での見解は以上のとおりです。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただいま課長のほうからは回答があったわけなんですけれども、いずれにしろ、以前よりもかなり状況が変わったということは理解していただきたいと思います。店があれだけできたということは、警察の言うスピードを出したりいろいろして、横断歩道をつけることによってなお危険だという話もあったと思いますけれども、今の状況としては、買物するには渡らざるを得ないということと、バスに乗るにも渡らざるを得ないというようなことがありますもので、その辺は、要は理解していただきたいということで、いずれにしろ、地域住民も行政も、事故でも起きれば問題視する。要は安全の先行投資にはどうしても二の足を踏む傾向が強いと、安全の先取りを前向きに考えていただきたいということを一つお願いします。</p> <p>いずれにしろ、安全関係はお金がかかると。どこの行政とか企業でも同じであるが、事故が起きなければ想定外だということで、何か事故が起きたときは逃げてしまうということが多々あります。そんな中で、近年は安全に対する認識は変わってきております。大きな事故を起こして人材とか人が亡くなったり、それから裁判等で大きな労力と時間を費やし、補償などで大金がかかって初めて安全の大切さが重要視され、再認識されると思います。大きな事故が起きる前に対策を立てるべきと考えます。この辺の対策の考え方はどのようなものでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。小海町町内の町道を含めて、国道、県道の安全対策につきまして、いずれ各関係機関が協力して連絡を密にする、そういったことが必要だと思います。この福山地籍に限らず、町内全般にわたってそういった関係機関との話合いを進めながら、事故のないような道路行政を進</p>

	<p>めていきたいと思います。これからも連絡は密に取っていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
9番議員	<p>昨今の新聞で、安曇野で横断歩道中に車にはねられて亡くなったという記事も載っておりました。私は一番よいのは、お金はかかりますけれども、地下道か橋側歩道が望ましいというふうに思っております。町民が事故に遭わないためにも、最低限は押しボタン式の信号機を設置することを望みます。これについて、町でも小海町交通安全審議会とか小海町交通安全推進協議会もあります。こういうところで早急に議題にさせていただき、協議していただきたいと。</p> <p>また、この問題については、佐久の建設事務所とか、先ほども話は出ておりますが、警察等を含め協議することにより時間もかかっていくと思ひます。ぜひこれについては町長を筆頭に音頭を取っていただき、早めの実現をお願ひしますが、町長としてその辺、再度どのように考えておられますか。お願ひします。</p>
町長	<p>令和2年、令和3年の小池議員の一般質問の返事ということで、所管の佐久建設事務所、警察署の返答はそういうことでしたが、やはり往来する車、それから人の行き来が多いということは、これは重視すべきではないかというふうに思ひます。</p> <p>その中で、例えば押しボタン式がいいのか、何がいいのかという部分についてはなかなか返答をもらえないわけです。したがって、時間もかかろうかと思ひますけれども、慎重かつ冷静に行っていくべきではないかというふうに思ひます。</p> <p>先ほどおっしゃった何か起こらないと行政は動かないというようなものは、これはいかがなものかと私自身も思ふ次第であります。したがって、最善の策を、今、課長が申したとおり、連絡を密にし、そして仕上げていくということではないかというふうに思っております。</p>
9番議員	<p>町長からも今、課長のほうからも話ありましたが、いずれにしろ各関係機関との連絡を密にして、しっかり対応していただきたいと思ひます。</p> <p>次に、横断歩道で車道から歩道への段差の解消ということでお願ひしたいと思ひます。国道、県道、町道、皆同じですが、車道で上道の段差、または橋等で構造物での段差が生じると修繕、補修はしますが、横断歩道で車道と歩道との段差ができて、なかなか補修はされません。</p> <p>そこで、車道と歩道の管理体制、これは区分は何かあるんですかね。その辺をお聞ひしたいんですが。</p>

産業建設課長	<p>お答えいたします。小池議員さん言われましたその箇所、修繕がされない箇所、町内たくさんございますので、どこがその該当なのか、ちょっと分かりませんが、いずれ歩道につきましても車道とセット、国道についている歩道は国道でありまして、県道についている歩道は県の管理、そして町道についている歩道、それは町の管理ということになりますので、歩道のみ別の管理者ということとはございませんので、その箇所が分かれば管理者も分かり、お願いするものなのか、または町道であれば町で修繕をするのか、そういうことは分かりますので、ご指摘いただければと思います。以上です。</p>
9番議員	<p>分かりました。そこで、一つ横断歩道で車道と歩道の取付けの段差について、段差が解消できないかということでありまして、車道と歩道の境にある縁石の関係ですけれども、この縁石は埋め込まれているわけですが、要するに段差ですね、これは段差の限界というか、それは大体何センチぐらいで決まっているか、その辺は分かったら教えてもらえますか。</p>
産業建設課長	<p>すみません。今、適切な資料がございませんで、その高さは言えないわけですけれども、今現在の道路構造令の中に歩道についてうたわれるのは、バリアフリー化を進める、いろんな方々が利用する、高齢者、障害者、幼児等が利用する可能性があるということとして、以前は国道や県道の歩道が車道より一段高くなっていました。10センチから15センチぐらいだと思いますが、現在の歩道というのは、縁石ブロックを超えて歩道がありますが、歩道の路面の高さと車道の路面の高さ、これが一緒でございます。このようにバリアフリー化ということで、修繕があれば前に設置されているものはバリアフリー化されるし、また新しい道路であれば、そういったバリアフリー化が整った歩道の設置ということになります。</p> <p>現在、至るところに横断歩道等で歩道と車道の間ブロック、境界ブロックといいますが、そこが切り下がっている箇所があります。そこにも境界のブロックは路面とほぼ同じ高さで設置がされています。コンクリートで設置されていますが、ただ、排水の関係等ございまして、全く高さの差がゼロということではありません。2センチ程度はついていますが、歩くにはあまり支障がないように配慮がされている、そういう設計というか、あれは構造物なんですけれども、そのようなものが施工されるようになってございます。以上です。</p>
9番議員	<p>今、産建の課長から説明ありましたが、昔は私の記憶で行きますと、今の縁石というか横断歩道のところの段差というのは2センチ以下というふう</p>

	<p>に記憶しております。最近では、先ほど課長が言いましたとおり、バリアフリー化で横断歩道も段差がないように取り付けていると思いますが、住民の方の高齢化が進みまして、一番は乳母車で外出する人が多くなっていると。その乳母車がスムーズに通行できるような段差解消をお願いしたいと私は考えております。そんなことで、この段差解消をぜひ場所によっては早めにやっていただきたいと思います。</p> <p>次に、横断歩道内での段差解消について伺います。歩道でも永久構造物と既存の路盤の箇所段差が生じます。これも先ほどちょっと申し上げましたが、乳母車がスムーズに通行できるよう配慮していただきたいと思います。歩道の段差補修について、車道とは別として、歩道の段差の補修ですが、県道、国道、いろいろ言っても、国道も県道も要するに国でやるんだと、町道なら町だということではなくて、歩道ですもので、段差解消、50cmか1mの取付けで間に合うところが非常に数あると思いますので、その辺は自前ではできないかということですが、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>先ほどの歩道の管理区分のとおりでございまして、やはり管理者が違うということは、そこに投資される費用、そういうものもそちら側が負担するということですので、やはりその場所、町道であればもちろん点検はさせていただきますので、そんなふうに考えたいということです。以上です。</p>
<p>9番議員</p>	<p>例えばの例としまして、今、JRをまたいでいる昭和橋ですが、小海駅のすぐ上のところ、昭和橋のところの小海駅側の歩道の段差がちょっとひどいではないかというふうに私は思っています。私も時々あそこを歩いてみるんですけども、このところで小海の中学校というか、向こうから下ってくるのはいいとしても、こっちから上っていくのについてはちょっと乳母車は難航するというような道でありますもので、この辺は早急に手を入れてもらいたいと思います。</p> <p>いずれにしろ、道路の段差解消については、住民も高齢化が進んでおりますので、町内を調査して、何十箇所あるか分かりませんが、区長とか民生委員等の協力を得て、町内の段差状況を把握していただいて、町として補修を考えていただきたいと思います。その段差解消についてはそういうことで行きたいと思います。</p> <p>続きまして、3番目のところでJRの土地購入についてということでお伺いしたいんですが、3月議会でちょっと触れられましたが、今、JRとの交渉の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。</p>

<p>総務課長</p>	<p>J Rとの交渉ということでありまして、令和3年9月の定例会におきまして、小池議員さんから駅の前をというご提案がございました。そういう中、令和4年に入りまして、2回ほど交渉というか協議をしております。</p> <p>その内容につきましては、大変申し訳ございませんが、交渉中でありまして、具体的な発言は控えさせていただきたいということですのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>9番議員</p>	<p>その中で、前にJ R企画との話がちょっとありましたけれども、そのJ R企画のほうの進捗状況も同じということでしょうか。その辺はどうでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>J R企画につきましては、1番議員さんからも最後のまとめでありました。本定例会に提案させていただいております補正予算に計上させていただいているということですから、具体的にはこれからでございます。以上です。</p>
<p>9番議員</p>	<p>今、J Rの話が出ておりますので、ついででありますので、一つ診療所の立体駐車場ありますよね。3か町村で持っているのかな。それと昭和橋の間にある空き地も一緒にいろいろな面で検討してあげて購入したらと思いますが、その辺の考え方というか、利用価値があるとかないとか、その辺の考え方はどんなものでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ただいまのところは、改めて検討はしてございません。必要という状況であれば、また検討に入ることになるかと思えます。以上です。</p>
<p>9番議員</p>	<p>いずれにしろ、J Rの土地もあるし、J Aの土地も少しあって、これは交換ということで決まったと思いますが、いずれにしろ駅前検討委員会も含めた中で、今後うまく利用するために、先ほどの話じゃないですが、上手にみんなで検討していただきたいと思えます。</p> <p>最後に、小海駅周辺の駐車場ということで、無料駐車場についてお願いします。現在、小海駅前、J Aの跡地にある無料駐車場について伺いますが、駅前の道路、これと千曲川にある無料駐車場ですが、外部から来た人に対して非常に目につきやすい表示とは思えないと。現在の看板は道路と平行で、高さも1.5メートルぐらいあります。車を運転しているとどうしても見落とすような経験があります。来客者にも分かるような小海町無料駐車場として、道路と直角に大きな看板というか、普段見える、よそにあるPというもので無料駐車場というような看板の設置を望みますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ただいま申されましたとおり、道路と平行に看板が設置してございます。</p>

	あまり広い駐車場ではありませんから、道路に垂直に立てますと、車を止めるバランスというか、そういう区画だとか、いろいろあるかと思います。そういう中で、今発言されたようなことも含めまして、また現地のほうで検討させていただきたいと感じております。以上です。
9番議員	今、課長のほうから答弁ありましたけれども、今の無料駐車場、ちょっと入ってみると、どうも診療所専用に使われがちな表示というか看板も書いてありますので、その辺の表示の仕方も考えていただきたいと思います。いずれにしろ、駅前の活性化に向けて、先ほど8番議員からの話がありましたが、外部から来た人も三十分、四十分、滞在することにより何らかの効果が出るものと思います。無料駐車場としてすぐ分かるような看板を早急に設置していただきたいと思います。今、課長からも話ありましたが、ちょっと1本の柱でしっかりしたもので高く、要はP、これは何というか、町の無料駐車場ですよということを外部の人に分かるようにお願いしたいということで、私の質問はこれで終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。
議長	<p>以上で第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p> <p>これより2時15分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時02分)</p>
<u>第2番 鷹野 文則 議員</u>	
議長	<p>休憩前に続き一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時15分)</p> <p>これより、第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
2番議員	<p>2番、鷹野文則です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私の地元で生活道路として毎日使用している身でありながら恐縮ではありますが、町道松原海尻線の改良計画についてお尋ねします。</p> <p>松原海尻線については、令和3年度当初にはバイパス案が示されましたが、年度中途より現状道路の整備計画に変更されております。この道は、平成28年南牧村側の道路拡幅工事に伴いまして交通量が増加し、それに伴い事故も増加しております。</p> <p>現在のその道路は狭隘であり、全線拡幅も厳しいため、標識やカーナビ会社への注意喚起のお願い等、いろいろ実施してきているところであります</p>

	<p>が、今後、退避所の設置等、計画がされております。しかし、この計画では交通事故の抑制につながらないと思われませんが、町のお考えをお尋ねします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>松原海尻線の道路改良計画につきましては、松原区からの要望を受けまして、長期振興計画にも組み込んだ上で調査を実施してまいりました。令和2年度に概算設計を行いまして、地元の皆様や、昨年度、議会の皆様にもお示しさせていただきました。現在は足踏みをしているような状態でございますが、その理由としましては、南牧村側におきまして進めている芦平から海尻に下りる道路、その道路改良工事が実施中でありまして、完成しますれば、芦平稲子経由の松原湖高原方面の道路が中央自動車道からの観光道路となり得る、そういった可能性があること。</p> <p>そして、2つ目には補助金の問題でございます。現在、社会資本整備事業町道の新田小海原線、大畑地区、実施しておるところですけれども、要望しても、減額、またはつかない、そういった状況が発生してきております。ここ2年ぐらい、そのような現象が続いております。なかなか高額な新設の道路改良工事は困難になってきている。</p> <p>そして、3つ目といたしまして、中部横断自動車道の関係でございます。今現在は、幅1キロ帯が示されておるわけですけれども、この該当区域でありまして、その状況により松原海尻線が交差する可能性があるということ、そして、インターチェンジの場所次第では中央道側からの観光客には利用されない道路になってしまう可能性もございます。いずれにしましても、国道に松原湖高原方面の看板が出せるような、国道から看板を見ながら上ってこられるような、しっかりとした交差点や道路の改良が必要になると思われまして、地籍については、国道の部分については南牧になりますので、建設事務所や南牧との協議をした上で進める必要もあると思われまして。</p> <p>計画につきましては保留しておりますが、今後発表されます中部横断自動車道の路線を確認した上で、また検討をしていきたいと思っております。</p> <p>あと、現状の松原海尻線につきましては、退避所の整備、それから、注意標識の看板などの設置をするよう、令和2年度の松原区の要望にも記載がございますので、その要望に従って実施をしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>2番議員</p>	<p>国道141号線から松原湖に入る場合には、八那池から県道に入る道と、今、課長がおっしゃられた海尻から芦平を經由して松原に入る道、それから、海尻から直接松原に入ると、3本の道がありますけれども、直接松原に入ってくるこの松原海尻線は、松原集落内から音楽堂までの間が狭隘でありまして、危険な道であることは皆さんも十分承知のことと思います。すれ違いも難しく、鉢合わせするとバックを余儀なくされるような場所もございます。そんな中、平成28年の南牧村側の道路整備以降、年々交通量は増加しております。交通量の増加に伴いまして、単独事故が主ですけれども、事故も増加しております。今後、芦平海尻線の道路整備が進んだとしても、直接松原に入れる松原海尻線の利用が大きく減少するというふうにはとても思えない状況にあります。</p> <p>やはり、交通量が増えるということは、小海町を活用してくださる方の増加だと思いますので、より安全に通行できるバイパス案のほうへ再度変更していただきたいと思います。このバイパス計画は、音楽堂の建設時に、現在の松原集落内を通過する道路では無理なんで、バイパス案を提唱されたのが町のほうであります。それから、もう20年以上が経過しまして、いまだに使用しないとした道路を改善せずに使い続けているという部分に無理があるんだろうというふうに思います。バイパスができれば、音楽堂の利便性も変わってきまして、使い方も変わるんじゃないかというふうに考えます。</p> <p>それで、今の退避所案ですが、全線を拡張しないで一部分だけ広げたりすると、やはり、車のスピードが上がってきて事故が増長することにもなりかねません。ですんで、その辺のところも考慮しながら退避所を設置していただきたいなと思うわけです。大きな事故が起きてからでは遅いわけで、地元の子供やお年寄りが事故に巻き込まれることがないよう、安全対策のほうをしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>現在の集落内の道路、大変狭い、すれ違いが困難だということは承知をしておるところです。今現在も、退避所の設置に向けて、修繕工事ができるよう進めているところでございます。すれ違いが少しでも楽にできるように、近々にはそういった方法で対策をしまいたいと思います。</p> <p>いずれ、長期的には、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、いずれ、小海におきましても、関越自動車道側からアクセスする観光客の皆さん、そして中央道側から来られる観光客の皆さん、そういったことを考えて整</p>

	<p>備をする、ある道路をどれも整備する、それはちょっと考え方として困難であるかと思しますので、どの道路がふさわしいのか、そして、国道側の案内としても、今、芦平に上る道路、そして、長湖に上る道路、あの橋を挟んで両側、とても近い位置になります。ですので、将来的に、観光客の皆さんが迷わずスムーズに来られるような、そういったアクセスの道路を考えていくべきであろうと考えておりますので、近々は退避所で事故を回避していく、そんな方法でお願いしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>前向きなご返事をいただきましてありがとうございます。この件につきましては、地元も何度か要望しておりますし、議会でも度々取り上げられている案件であります。しつこいようですけれども、大きな事故が起きる前に、地元の子供やお年寄りが事故に巻き込まれることのないよう、安全対策のため、バイパス案をよろしくお願いしたいと思っております。</p> <p>以上で質問を終了いたします。</p>
議長	<p>以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。</p>
<h2><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></h2>	
議長	<p>次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問を行います。</p> <p>早速、1つ目の質問です。持続可能な環境づくりへ、町の農業をどのように推進していくかということを中心に議論したいと思っております。</p> <p>なぜ、このことを取り上げるかというのは、言うまでもなく、気候危機、コロナ感染症の流行、そして、今回のロシアによるウクライナ侵略の影響などの下、食糧や環境をめぐる危機的状況が広がっているからです。</p> <p>気候危機の問題では、気温の上昇により従来のように農作物が収穫できなくなる、災害の頻発、病害虫、感染症の拡大により農業生産自体が不可能になる、また、種がとれなくなる、生物多様性の喪失の問題では、地球史上第6番目の絶滅期を迎えつつあるとの指摘もあります。</p> <p>しかしながら、一方で、農林漁業は生物多様性喪失の要因の7割から8割を占めていると指摘もされています。まさに転換期に来ており、今、対策を打たなければ社会を持続可能にすることはできない状況です。社会全体として持続可能性が欠如しています。これを回復しなければならない認識が世界で広がっています。農林漁業や食の在り方の転換なくして社会を持続</p>

	<p>可能にすることはできないという認識です。大きな大きなテーマではありますが、農村地域の果たす役割が一層重要になってきているということです。</p> <p>まず初めに、町の農業維持、農地の維持が懸念される問題で、以前、農業者に対して意向のアンケートを取って対策を考えるべきではないかという提案をさせていただきました。その後、農林係のほうで実施していただき、その結果が出たようですので、今回、資料として提出していただきました。</p> <p>まず、実施に当たっての説明と、その結果を簡単にご説明をお願いします。</p>
<p>産業建設 課 長</p>	<p>それでは、資料つづりの2ページをご覧ください。</p> <p>農業の将来に関するアンケート結果でございます。</p> <p>的埜議員に、令和3年度第2回定例会におきまして、委員会におきまして提案がございまして、やはり、それはやろうと、今後近い将来にどうなるのかというようなことがありましたので、回答率を上げるためにということで、なるべくそんなに細々しいものでないものというような観点で作成をし、アンケートを取ったところでございます。</p> <p>そして、農業所得のある方170名を対象に行いまして、回答率、それほど高くなく58.2%、99名ということだったんですけれども、質問事項はそちらに記載されているとおりです。</p> <p>農地が今後どうなるのかという部分でございまして、農業を続けるかどうか、そして、後継者となる方々、いるのかいないのかというような部分、そして、4番では、耕地面積、どういうふうにしていくか、こちらについては現状維持という回答が44%で一番大きかったということでございます</p> <p>この4番までの内容を見ると、続けたい、確かに続けたいということが半数、後継者がいるかないか、いないほうが多い、この理由としまして、ここには出てはいないんですけれども、回答された皆さんの年齢層、やはりこれが高い、例えば60代、70代の方々が回答者の中でも大変多かったということがございまして、その結果も反映された結果になっていると思います。</p> <p>ただ、5番以下ですけれども、経営規模を拡大したい、そういう方がおいでになりまして、希望する地区名と希望の面積というようなこともお聞きしたところ、具体的にこういった地区でこのくらい欲しいというふうな回答もいただきました。これについては、比較的、今、経営を実施している中で、まだもう少し広げたい、今後もまだまだ続けていく、そういった</p>

	<p>意思の表れだということ、各地にそういった方々がおいでになります。そして、3ページですけれども、6番には、誰かに貸し付けたい、今度は離農する関係で、使っていただきたいというような内容のこともいただきました。こういった農地について、利用されるべき農地であるのであれば、農業委員さん等が中に入って、集約化、農業をされる皆さんへ集約する、そういった活動も必要だなと感じております。</p> <p>そして、7番、離農したいと回答された方は、やはり、町内の誰かに任せたい、一番不安のないところで36%だったんですけれども、誰かに貸すことはいいよということだと思います。</p> <p>そして、8番、9番、維持したい、そして、その他、全体を通してというのが、こちら、その一部を取り上げただけですけれども、いろんなご意見をいただきました。意見が様々でありまして、そんなに統一感はないわけですけれども、各農業者が抱える課題、そういったものが反映されているんだなということが分かります。</p> <p>いずれにしても、この回答をされた方々、年齢層が高いということでして、10年後になりますと、がらっと農地、空いてくるところが多くなる、そんなふうな結果として感じた次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>ただいまご説明いただきました。農地が今後どうなるか、また、後継者問題どうなるかということでアンケートを取っていただきました。</p> <p>今、説明いただいたように、アンケート結果からも分かりますように、今後10年以上、農業は続けていけないという農家が30%おり、続けたいという回答も多かったのですが、30%、その多くが後継者がいないということで、また、10年以上続ける予定の農家の方でも後継者問題はあると、今、課長のほうからもご答弁ありました。</p> <p>恐らく、後継者がいる農家の皆さんが、この耕作面積を拡大したいということだと思われませんが、離農したいと答えた方で、所有農地を今後ほかの方に任せたいという方も多みたいですが、先ほど、マッチングの話もありましたが、後継者不足の問題、また、耕作面積維持の問題について、この結果を踏まえまして、今後の対策、町としてはどのように考えているのか、お答えください。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>やはり、今後も、大規模で効率性のよい農業を集約され農地で実施していく方々、そういった方々には、今後、どんどん希望があれば農地を利用し</p>

	<p>ていただきたい。</p> <p>そういう方々がいる一方で、高齢化した農家の方々、また、小規模の農家の方々、こちらにつきましては、やはり、離農の方向で進んでしまうのではなかろうかと考えられます。こういった方々が、ずっと営農を続けられるにはということになりますと、やはり、省力品目、今現在もソバや鞍掛豆は推進しておりますけれども、刈取りがコンバインでやっていただけるので、あとはそれまでの管理をすればいい、そういった農業、その省力品目を推奨する、そういった必要があるのかなと思います。</p> <p>全体的には、やはり、どうしても農業の規模、それは全体的には農業者数ですけれども、減っていつてしまう傾向があると思います。それを、なるべくその進行を遅くする、そういった活動をお手伝いできればと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>小規模で離農ということが、今後の課題というか、見えてきているのかなと思います。ソバとかクラカケを推進するということもありますが、荒廃農地をなくしていく、また、後継者不足の解消、そして、持続可能な環境農業を進めるとい、そういう意味では、農地のマッチングと同時に、私はやはり、新規就農者支援に力を入れるべきではないかと思います。営農意欲を引き出す支援、良好な農地の確保など、アンケートからはなかなか引き出せなかった部分ではありますが、町独自の対策をもっと進められないかと思います。新規就農者の育成、支援、独自対策、しっかり進めていただきたいと思います。町に定着する新規就農者は、地域農業の担い手としての役割だけではなく、集落の役員や消防団員など集落にとって地域の貴重な担い手になります。農林業経営は人が住まない地域では成り立たない、地域コミュニティーや集落が存続していくことは重要なことでもあります。</p> <p>新規就農者支援にさらに力を入れるべきだと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>そう多い人数ではありませんが、実際にここ数年で、親元就農、そして親元に戻ってきている新たな就農者、そして、今、活動はできていないんですけれども、全く新しい新規就農者を確保するために、関東圏であるとか中京圏であるとか、県などで実施する新規就農相談会、そういったイベントにコロナ前までは参加していたところなんですけれども、コロナになっ</p>

	<p>てしまって、そういった活動が一切なくなってしまうということがありまして、その辺のところは活動として実績が上がらなかったところがあります。</p> <p>親元につきましては、何名かいらっしゃるということですが、今後どうなるかということなんですけれども、そういった新規就農相談会、多くの方々が興味を持っていらっしゃることは間違いありません。ただ、傾向としましては、果物関係には興味を示す方は多い、野菜についても、やはり、環境からの考え方なのか、有機栽培の相談をされた方もいますし、それから、グローバルな考え方ですけれども、自給自足でエネルギーの要らないような、そういった希望といたしますか、実際にやられていないけれども、そういう考えを持っている方、いろんな方がおいでになります。そういった方々が、実際に就農して、実践をして、そして、長期にわたって農業者として活動ができるよう支援をしていきたい、そういう考えでおります。以上です。</p>
<p>6番議員</p>	<p>県の里親制度とか、いろいろな事業など活用してもらいながら、やはり町独自で対策をしっかりと進めていただきたいと思います。</p> <p>そういう意味では、今、課長のお答えにもあったように、今回の補正で、農業振興策として、補助事業、野菜や花卉、土づくり、また廃プラ回収に補助ということで提案をされております。ここでいう価格低迷や資材高騰の問題は、農業経営をさらに圧迫させる問題であります。今回のこういった補助金対策は本当に必要だと思います。</p> <p>そして、持続可能な環境、また農業を進めるという意味では、今回の補助事業で土づくり推進事業に踏み込んだということ、私はこれは一歩進んだ対策だと思います。有機農業の推進、通告には環境保全型農業というふうに書きましたが、これをしっかりとした町の農業施策の一つの方針とすることが大事だと思いますが、その点、町長のお考えをお聞かせください。</p>
<p>町長</p>	<p>農業というものは、我が町にとってなくてはならない職業だと思っております。</p> <p>そして、それを支援するということは、町にとって当たり前のことであり、一緒に進めていくということだと思います。</p> <p>ただいま的埜議員がおっしゃる土づくり、これは本当に農業の根本であるかと、私は農業の経験はないんですけれども、何でもそうですが、一番根本がしっかりしていなければ、これはいいものはできないという考えに至るのではないかというふうに思います。</p>

	<p>私自身も、いろいろ研究させていただきまして推進していきたいと思っております。</p>
<p>6番議員</p>	<p>なくてはならない支援をしっかりとしていくということですので、土づくりと併せてお願いしたいと思っております。</p> <p>国の方針としましても、今、みどりの食料システム戦略推進ということ掲げておりまして、2050年までに農林水産業のCO₂排出量ゼロの実現と、耕作部門では、2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくても済むよう、新規農薬を開発だとか、2050年までに化学農薬使用量の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減など、そういうことを目指すというふうにあります。</p> <p>耕作面積の0.5%にとどまっている有機農業についても、2050年までに面積割合25%を目指すというふうにあります。国民の理解促進ということでも、今回盛り込まれたのが特徴だと思います。例えば、農薬使用について、規制強化を求める声がある一方、農業の生産性が低下し、農業者が十分な所得が得られるのかという懸念も出てきます。このため、農林水産省は、この戦略の理念や目指す姿、取り組む方向について分かりやすい情報発信と関係者への意見交換などに力を入れる、転換産業支援、技術習得、販売先促進確保、そういうこともうたっております。</p> <p>また、環境や生態系への問題に着手しました。このみどりの戦略で、先ほど、課長の答弁の中で大規模農家ということもおっしゃられましたが、一方で、小規模家族農業の重視ということが中心には捉えられていない、そういうことも指摘をされています。我が国の有機農業のほとんどが中小家族農業によって担われています。こういうことも、やっぱり今後大きなテーマかなというふうに思います。</p> <p>環境や生態系と調和のとれた農業には、地域や土壌、気象変化に対応したきめ細かな栽培管理が求められます。大規模や工業型の企業経営ではそういったことは困難になります。国連のSDGsや家族農業の10年が、生態系や環境保護のために小規模家族農業の役割を重視し、そういったことの支援を呼びかけています。</p> <p>また、このみどり戦略の中に、みどりの食料システム戦略推進交付金というのが、恐らく7月ぐらいですか、有機農業産地づくりということで、オーガニックビレッジ推進という取組があるそうです。地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進する有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事</p>

	<p>業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の執行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出する、そういった取組も考えられているそうです。市町村主導での取組を推進するとあります。堆肥等、有機資材の供給体制の整備なども含まれます。</p> <p>そこで、私が提案したいのは環境保全型農業の推進ということで、どの農家にも共通する悩みがポリマルチの使用です。この後、3番議員のほうの質問にもあるみたいなんですが、生分解性マルチにシフトしていくために町の補助事業の中に入れてもらえないかという提案であります。いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>環境保全型農業の関係ですけれども、当町におきましても、国が実施する環境保全型農業直接支払交付金事業というのを活用しまして、町が補助金の4分の1を負担して環境保全型農業への取組を支援しているところでございます。利用される方は、小海においては有機栽培をされている方、昨年度は2名、本年度は5名の農家が実施しておりまして、面積は、1ヘクタールから、本年度は2.5ヘクタール程度に増える予定でございます。</p> <p>今後につきまして、環境面につきましては、ギャップの中の環境に対しての配慮というようなことや、みどりのチェックシートと申しますのは、もうちょっと簡素なそういうシートにチェックを入れるような、そういった環境配慮型の取組を国が推奨していく流れであるため、町としても継続して支援を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>先ほどおっしゃられましたマルチの関係につきましては、やはり、高額であるということが、今、最大のネックでありまして、環境から考えれば、もうそれを使わざるを得ないぐらいのものでしょうけれども、まだ価格の問題として課題があるということです。今後の検討の材料になろうかと思っております。以上です。</p>
<p>6番議員</p>	<p>課長、今お答えいただいたように、環境保全型農業直接支援ということで、政府のほうは、有機農業の推進法というものがなかなか進まない中で、政権交代のときに、そういうことが環境保全型農業直接支援対策として盛り込まれたと思います。これも、なかなか有機農業という意味では少し、後退まではいかないですけれども、有機農業の対策とは少し離れているかなと私は思っています。</p> <p>今、GAPの制度のこととか、みどりのチェックシートとか、そういう簡</p>

	<p>素化というところで、今、進んできているのかなというふうに思います。成分解性マルチのことですが、やはり、今、課長お答えいただいたように、まだまだコスト高ですので、やっぱり使いたくても使えないという状況、また大量の廃プラ問題というのは本当に大きな問題だと思います。こういったことに補助事業、ぜひ検討していただきたいなと思います。</p> <p>自給率の問題も食料危機の問題では大きな課題であります。日本は食料自給率37%です。豊かな自然環境があるにもかかわらず、食料自給後退国です。そういう意味でも、農村地域には大きな役割があると思います。今回の予算にもゼロカーボン推進事業が盛り込まれました。食の自給率の向上も、まさにゼロカーボン推進の取組に入ってくると思います。ゼロカーボン推進を本気で取り組む姿勢で、同時に持続可能な環境のためにも、持続可能な農業政策を進める必要があると思いますが、ゼロカーボン推進の取組の中にしっかりと持続可能な農業ということも入れていく、そういうことが大事だと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。</p>
町長	<p>カーボンニュートラルは、1か所、2か所でやっても、これは価値がないと思います。そうした施策の中で、生きていく全てのものがそれに取り組むというような形をとっていかなければ必然的に到達できないということで、とにかく2050年という大きな目標がありますので、そういった中で、横のつながりを持った中で、それぞれが手を組み進めていくということが必要ではないかというふうに考えています。</p>
6番議員	<p>2050年のゼロ目標に向かってということですが、気候危機の問題や食料危機の問題はもう待ったなしです。この10年が勝負と言われています。農業をする人、食べる人が、別々ではなく、少なくとも、希望する人みんなが農業に携わることができる国民皆農、国民みんな農業が一つの理想だと私は思います。町が進める憩うまち事業、テレワークや2拠点居住などの広がり、その条件の一つになっていくこともできると思います。食料を既存の経済関係、産業関係、取引関係、自由市場の中に置いたまま農家に自助努力を求めるのではなく、持続可能な食と農、林業や漁業もそうですが、そういった実現に向けて、みんなで認識を変え、必要な財政支援や制度の整備について合意することも必要だと思います。</p> <p>また、先ほど来から子供たちのことも出ていますが、子供たちが農林業を職業、生き方の選択の一つとして考えるようになる、そういった意味でも、農山村地域の役割は大きいのではないのでしょうか。</p> <p>さて、2つ目の質問に入ります。</p>

	<p>日本の現行制度では、夫婦同姓は強制規定で、96%が夫の姓に改名しています。外国人との結婚や離婚の際は選択できますが、日本人同士は別姓は選べません。選択的夫婦別姓は、その名のとおり、同姓か別姓かを選択できる制度です。強制的夫婦同姓制度から選択制への時代だと思います。現在、女性の平均初婚年齢は29歳を超え、初産も30歳を超えており、大学や短大を卒業して、8年、10年とキャリアを積み重ねています。姓が変わることで同一人物と見られない、結婚あるいは離婚したことをその都度、仕事先の人々に周知させられることになるなど個人情報の問題でもあります。この問題は多くの女性に降りかかる問題です。</p> <p>町長は、この問題をどのように考えておられますか。</p>
町長	<p>昨今、このジェンダーの問題につきましては、国を挙げて、あるいは多機関で問題になっております。男女平等という観点におきましては、これは一理あるかと思えます。しかし、現行の法律の改正というものに、地方はどれだけ足を入れ手を入れていくかということが、なかなか難しい状況でございますけれども、やはり、男女が平等であるということは基本でございますので、ただし、現行の夫婦別姓というものをしっかりと確立していくには、これは国のほうの法律を決めていただかないことには地方ではなかなか難しい問題ではないかというふうに思います。</p> <p>また、女性の企業進出、あるいは全てのものに進出しているわけですが、女性の皆様も、ただいま的埜議員がおっしゃったように、結婚の平均年齢が女性29歳、初産が30超えというようなことになると、これはやはり、体の問題等々いろいろありますので、それぞれの計画をそれぞれの皆さんがしていただくという基本に立っての話ではないかというふうに思います。</p> <p>それにしても、男女平等ということは大変重要な位置づけになるかというふうに認識しております。</p>
6番議員	<p>夫婦別姓の問題は国の法律の問題ではありますが、国民の意識にはかなり変化が見られるようで、容認する割合が過去最高の42.5%になったということでもあります。同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなる制度を導入する自治体も増えています。先ほど、男女平等という話もありましたが、この同性カップル認証のパートナーシップ制度導入の自治体は145自治体となり、本年度の導入に動いている東京都で実現すれば総人口の半数を超えま</p>

	<p>す。長野県は、パートナーシップ制度が使える人口カバー率では全国32位と低いランキングです。制度が導入されているのは松本市と駒ヶ根市だけです。通告に、質問事項として、ジェンダー視点を自治体の政策や計画に取り入れるためにというふうに書きました。ジェンダーとは生物学的性別ではなく、社会的、制度的、文化的につくられてきた性差を指す概念的な言葉です。身体的特徴にもグラデーションがあることや、性自己同一性、性自認と身体的特徴は必ずしも一致しないことも解明されてきました。ジェンダー平等社会とは、多様な、それぞれの人がその人らしく生きることが大事にされる社会です。異性の別性も、また、個人の尊重の問題です。その認識に立てば、政治、経済、健康、教育など、あらゆる分野にかかってくることで、あらゆる政策、計画にジェンダー平等の視点が求められるのではないのでしょうか。</p> <p>パートナーシップ制度は、その一つなわけですが、単刀直入に町で導入してはいかがでしょうか。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>パートナーシップ制度、これにつきまして、長野県は全国で32位と、非常に遅れているというご指摘のように受け止めました。長野県は、やはり、男女共同参画課、そういう課が設置されておりまして、そして、条例によりまして、年齢、国籍、性的指向、性自認などに関することを定め、そして全ての人々が幸福を感じられる社会の実現に取り組まれております。</p> <p>そういう中でありますが、小海町議会においては、平成5年9月22日、人権尊重の町宣言が決議をされております。町では、差別撤廃、人権擁護に関する条例、このようなものを整備してあります。</p> <p>町に直接パートナーシップ証明書、これを求める、また問合せ、そういうものは特にございませぬ。そういう中で、全国的に低い県の動向を見てということはどうかというご意見もあると思っておりますけれども、そういう中で、やはり、周りの動向、そういうものを踏まえて、パートナーシップ制度の制度化、そういうものに限らず、人権に配慮した、町民の皆様が幸福を感じる、そのような政策を進めていくべきだということを感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>6番議員</p>	<p>制度を求められたことはないということでした、人権全体のことを考えていくというお答えでしたが、今、小海町は、憩うまちこうみ事業をはじめ、鞍掛豆を広げる豆メイトだとか、対外的にもそういう事業も始めているところです。ジェンダー平等の意識は、特に若い世代の中で広がってきてい</p>

	<p>ます。町のジェンダー視点での政策も今後注目されるのではないのでしょうか。</p> <p>一つ、千葉市の例を出したいと思います。千葉市では、同性婚の証明にも別性婚の証明にもなるパートナーシップ制度を導入しました。制度ができるきっかけは、同性同士では現行の制度では結婚できないことによる生きづらさを解消しようと、そういうふうな考えから始まったそうですが、市民に意見を募ったところ、LGBTの当事者から、異性間で事実婚をしている友人も、公的な証明がない、パートナーシップ制度も使えないといった相談を受け、困り事を抱えているのは自分たちだけじゃない、このような人にも対応できないかと意見をもらったといいます。</p> <p>また、当事者からの意見で特に重要視したことが、意図せぬカミングアウトにつながらない制度をつくることだったそうです。パートナーシップ制度を同性同士に限定すると、銀行や公的な機関などで証明書を使った場合、そうした状況につながる恐れがあるということを知り、パートナーシップ制度イコール同性婚と相手に知らせることにはならない、性的少数者であると宣言する必要もない、また、どんな性別でもいいので、証明には別性欄をつくっていない、そういう制度をつくったそうです。大いに参考になるのではないのでしょうか。</p> <p>同性婚の証明にも別性婚の証明にもなるパートナーシップ制度、ぜひ、長野県の町村初導入へ先進事例をつくり、これを機にジェンダー視点をあらゆる政策、計画に盛り込んでいただくことを期待し、最後の質問に移ります。</p> <p>補聴器の補助についてということで、過去2回質問もしてきていますので、必要性の議論はしませんが、前回の質問に対して、町長は、十分に精査をし、課とも協議した上で結果を出していきたいとご答弁いただきましたので、その進捗状況をお伺いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。お答えいたします。</p> <p>前回の一般質問で、的埜議員より、補聴器の補助ということで質問を受けました。その中で、現在、結論といたしましては、さらなる調査研究というようなところが結論でございます。</p> <p>ご承知のように、補聴器の補助につきましては、障害者総合支援法によりまして、補装具の支給制度ということで、補聴器の購入や修理につきましては、身体障害者6級以上の方が対象となっております。この方たちが、手帳の申請と併せて、医師の診断書等を必要として申請するものであります。</p>

	<p>費用負担については、申請者は1割負担で、残りの部分について補助が出るわけですが、その補助の内訳としても、国が2分の1、県と市町村が4分の1というような補助の負担率となっております。現在、令和3年度、この補助対象という方々が52名おります。その中で、令和3年度、こういう補助申請を行ったという方が8件ですが、そのうち購入が7件、修理が1件というような状況でございます。補助制度がある中で、件数的に1桁ぐらいの件数の申請というところでございます。</p> <p>前回の一般質問の後ですが、またさらに、県内の町村の補助を導入しているかどうかという調査も行いました。その中で、現状としましては6町村ぐらいというところで、佐久管内におきましては南牧村が補助の実施をしているというような状況だそうです。この状況から見ても、他町村に補助の状況が広がっているという感じはちょっと見受けられない、かなり他町村も慎重な感じで見ているのかなというところが推測されるわけでありまして。実際に南牧村にお聞きしましたところ、令和3年度から実施をしているよということございまして、どの程度の実績があったかということで、令和3年度、お聞きしたところ、申請者は1件だったというような状況でございます。ですので、制度への問合せも少なかったというような状況を聞いたところで、このような状況だとすれば、補助の必要性というか、また、町民が必要としているのかという感じを受けましたので、そこら辺も、南牧村に限らず、ほかの補助を対象としている市町村等にもお聞きした中で、もう少し調査検討が必要ではないかというふうな結論に至っております。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>さらなる検討をということで、私、ちょうど1年前の質問で、前向きなご答弁だと思っていましたが、今回の予算にも計上されなかったわけで、期待をしていたのですが、今のお答えのとおりなのかなというふうな感想です。</p> <p>補助事業は、今、障害者の関係であるんですが、補助対象から外れる方を対象にということで、確かに必要性という意味でなかなか伸びてこないのかなというふうにも思いますが、そういった対象から外れている方への支援ということですので、ぜひ、またさらに検討していただきたいと思うんですが、南牧村は令和3年度当初ということで、今、説明ありましたけれども、最初、補助額は5万円だったところを今度10万円にということで、要項を変えて上限を上げたということも聞いています。両耳に補聴器ということになると、かなり金額もかかるので、10万円補助ということになる</p>

	とありがたいでしょうし、これだけの補助があれば、補聴器を使おうという人も出てくるのではないかと思う、その辺も、必要性という話でしたが、そういうことも、私はあるんじゃないかと思います。ぜひ、隣村を参考に、すぐ取り組める福祉事業だと思いますので、できれば、もう検討ではなく、すぐに進めていただきたいとお願いしまして私の一般質問を終わりにしたいと思います。
議長	<p>以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p> <p>これより3時30分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時14分)</p>
第3番 篠原 哲雄 議員	
議長	<p>休憩前に続き会議を一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時30分)</p> <p>これより第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。</p>
3番議員	<p>3番、篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず、最初に、小海高校存続についてということで、志願者数減少と現況、2番としまして、小海高校南佐久6町村の支援、生徒個人への支援ということで、質問をさせていただきます。</p> <p>まず、最初に、小海高校存続についてということで質問いたします。</p> <p>本年度、全日制県立高校後期選抜志願者結果を見ますと、県内各地の地域高校にとっては志願者数の減少が続くという、非常に厳しい状況になりました。我が小海町の小海高校も本年度募集定員80名に対して41名の入学者にとどまりました。このような状況がこのまま続きますと、中山間地存立校の再編成基準に該当し、存続が危ぶまれる状況になります。</p> <p>それでは、資料提供をお願いしましたので、資料のほうの再編に関する基準等についてをご覧ください。</p> <p>これを説明、教育長のほうからお願いいたします。</p>
教育長	<p>お疲れさまです。それでは、資料つづりの4ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、5月に公表されました県の高校再編・整備計画三次(案)の抜粋でございます。41ページに表記されている内容になります。</p> <p>現在の小海高校ですけれども、県の高校再編・整備計画では、この4ページ上から3つ目、中山間地存立校というところに位置づけられております。</p> <p>ちょっと読みます。</p>

一つ目の丸として、募集定員120人以上が望ましい。つまり、3クラス分ですけれども、既に80人しか募集しておりませんので、これはもうまるきり駄目になっているという状況です。

それから、在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象として、一つ目、他校との統合、新たな高校をつくる、それから2つ目、地域キャンパス化、分校化、それから3つ目、中山間地存立特定校の指定、4つ目募集停止ということでの4択ということになります。

小海高校はその地理的条件から、3番目にあります中山間地存立特定校といったものに指定される可能性が大であると考えます。その中山間地存立特定校の基準についてということで4のところになりますけれども、地域との協働を中山間地存立校を適用した学校をさらに強化することにより、募集定員が40人でも単独で高校を存続させる道を探る。

もう一つとして、次の条件を満たす高校は、中山間地存立校の基準に該当した場合であっても、その例外として中山間地存立特定校としての指定を検討するというので、県境に近い地域で近隣の高校と著しく離れているですとか、教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。また、ウとして、所在する市町村と地域からの支援を得ながら高校を単独で存続する体制を整備できる状況であればといった内容になるところでございます。

そのページ、となりの5ページを見ていただきたいと思います。

160人、160人という数字が出てきましたけれども、これから先160人という生徒数を確保するにはということでございます。令和3年度には227人おったものが、令和4年は157人ということで、一気に70人減っております。それで、157人を基準に考えますと、来年度卒業生が抜けた後69人以上の生徒が1年生として入ってこなければ、160を確保できず、さらに令和6年度には50人といった数字が確保できれば、ぎりぎり160人以下のところの160という数字は確保できるという状況でございます。

なお、4ページの脚注、注1というものがあります。再編に関する基準とこの基準ですけれども、三次案が確定して案が取れた状態となった翌年度を初年度として適用するというふうになります。つまり、今年157にはなりましたが、その157の数字は使われないという理解でいただいて結構です。来年仮に160を超せば、まだここには当てはまってこないとい

	<p>う理解をしていただいていたかと思えます。 以上です。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。この再編成基準に関して、3番の中山間地存立校の基準というのと中山間地存立特定校というこの二者の選択があるわけですが、定員40名になっても何としても地元の市町村と地域からの支援を得ながら高校を単独で存続する体制を整備できるという項目がありますので、まだまだ存続できる道があるんです。そういったことに関しても、今後の中でちょっと質問させていただきます。</p> <p>続きまして、決して生徒概要のほうも説明していただきたいんですけども、160人を維持するとなると大分来年度からの生徒数を増やしていかなければならないということになります。そして、小海町から小海高校を私は失ってはならないと思えます。これからの町の発展、活性化のためにはなくてはならないと思えます。午前中の1番議員の黒澤さんからもそういう話もありましたし、町長のほうからも活性化のためにも小海高校はなくしてはならないというような答弁もありました。何が何でも小海高校入学者を増やすことが急務だと思います。</p> <p>小海高校のよいところは、自然に囲まれ、静かな環境、伝統に小規模ならではの丁寧な指導にあります。先生と生徒の距離が近く、将来の生徒の夢に向かって2年生から文系、理系、情報経営のコース別カリキュラムが組まれております。そして、進路指導は、一人一人の進路希望を実現するため、小論文や面接指導を全先生にしっかりと対応していただいております。しかし、そうした努力にもかかわらず、志願者数が激減したこと、特に地元小海中学校からの入学者の大幅な減少は非常に残念であります。</p> <p>続きまして、資料5のほう、生徒概要というところでちょっと教育長のほうから説明をお願いしたいと思います。</p>
教育長	<p>5ページをご覧くださいと思います。</p> <p>①、②、③といったところで、今年度の状況の市町村別通学生徒数並びに出身中学校別生徒数の表になってございます。3学年合計157人ということでございます。グラフを見ていただきますと一目瞭然ということで、一番多いのは佐久穂中学校からの卒業生、2番目に小海中学校からの卒業生ということになっております。</p>
3番議員	<p>そういった中で、小海中学の生徒が減っているということで、それでは行政としてどのような施策をとったらいいかということで質問いたします。まず、地元小海中学校への積極的な広報ということで、まず1番、小海中学</p>

	校から小海高校への入学者の激減の理由ということで、そういったもので教育長に説明をお願いできたらと思います。
教育長	<p>小海中学校から小海高校への入学者の激減の理由の関係でございます。実は小海中学校から小海高校への入学者、令和2年度につきましては、比較の対象としてちょっと調べましたところ、野沢南高校というところが挙がってきた次第でございます。令和2年度野沢南高校へ5人、卒業生の約10%、それからこの年は小海高校へ12人、卒業生の25%という数字になります。ところが、今年の春、令和3年度卒業生は野沢南高校へ12人、全体の30%、小海高校へ4人、10%ということで、南高と小海高校の入学者の人数が逆転してしまいました。</p> <p>その逆転したことの分析ということになりますと、私なりということを前置きさせていただきますけれども、実は毎年4月に全国学力学習状況調査というテストを行います。去年の3年生は例年に比べてかなり県からもお褒めのお言葉をいただくほど平均的に成績がよかったというふうに記憶しておるところでございます。そんな状況の中で、進路指導に当たる先生としても、ごくごく一般的に野沢南という進学先を挙げたのではないかと、いうふうに推測されるところであります。</p>
3番議員	<p>それだけ昨年卒業された3年生が非常に優秀で南高のほうへ行かれたというような理由がありましたが、そういった面も踏まえながら、またこれから質問させていただきます。</p> <p>次に、前は小海高校生と小海中学校生との交流事業があったと思うのですが、現在はどのようになっておりますか。やっていないとすれば、ぜひとも実施してほしい、それによって中高生徒間の意識が高まると思いますが、教育長の考えはどうでしょうか。</p>
教育長	<p>申し訳ありません、交流事業の件は承知はしておらないのですけれども、小海高校としますれば、毎年8月初めに中学3年生を対象に体験入学というものを行っております。コロナが発生する前は小海高校独自の取組としまして、南佐久郡下の小学生のための高校探検という催しを計画して、小海小学校の児童も参加したことがあります。ですが、コロナの感染拡大のために小中高それぞれ授業参観の実施もままならない状況になっておる中で中止になっているということでございます。よろしく申し上げます。</p>
3番議員	<p>ここでもコロナの影響があってそういった交流というのがなかなかできていないようではございますけれども、今後の中で、コロナが落ち着いた中で小海高校のほうと働きかけてこういった交流をしていただければと思います。</p>

	<p>続きまして、町としてどうしたら小海高校のよさを中学生に分かってもらえると思いますか。その辺について教育長に答弁をお願いします。</p>
教育長	<p>生徒はもちろんですけれども、まず郡下の中学校の校長や進路指導に当たっている先生に小海高校のよさを知ってもらう必要があるのではないかと思います。単なる偏差値では評価しきれない学校生活や進学、就職に当たってのきめ細かい指導など、小海高校のよさを、小海高校自らが地域の学校へ営業に回るといようなことも必要ではないかと考えております。</p>
3番議員	<p>町の教育長として、小海高校へとと言えることはできないと思いますので、地元の校長先生なり職員の方が、今言ったように郡下の小海線沿線の生徒さんのところへ、各中学校へ営業をしていただくという形でも今後も働きかけをしていただきたいと思います。</p> <p>今、そういう話も出ましたので、私のほうで地域校と行政が連携して努力を重ねている事例ということで紹介をさせていただきます。</p> <p>そういった中でも、今、教育長言ったように各中学校へ営業をかけている高校さんもございますのでちょっと紹介をさせていただきます。</p> <p>まず、本年度志願者数が昨年の2倍になった軽井沢高校の例としまして、まず単位制に移行、2年次は22単位、3年次は26単位を自由選択しております。2019年度軽井沢町が校内に公設塾、町学習センターを開設、町総合政策課軽井沢高校魅力化支援係2名が常駐し、5名のスタッフで運営しております。内3名は地域おこし協力隊でございます。それから、放課後7時45分まで英語、特に英検に力を入れているようです。国語、推薦入学等もあるようですので、小論文もかなり力を入れているということで、1対1の指導、講師は臨機応変に一人一人の学力に合わせた学習サポートをしております。場所としては校内ということで、同窓会館を使用しておるようです。料金は、1、2年生で月3,000円、3年生で月5,000円ということで、一般の塾から比べればはるかに安い金額ではないかと思います。</p> <p>本年度の志願者数増加につながった要因は、単位制移行、学習センターの運営体制を強化し、スタッフのほかにコーディネーターと魅力化推進員を配置したことによる影響が大きいのではないかと思います。</p> <p>続きまして、阿南高校の生徒を対象とした学習塾、南宮学習塾の開校。これは、先日大きく新聞に報道されておりましたが、阿南高校は本年度80名の募集定員に対し、入学者45名、小海高校と同じ状況にあるわけです。下伊那郡南部5町村でつくる阿南高校協力会が学習塾を近くの会館に設置、生徒の学力向上と、進路希望の充実に役立て、同校の魅力発信につ</p>

なげる狙いから設置をされました。講師は数学、これは写真家の方だそうです。英語はドイツ出身の元地域おこし協力隊、国語は元教員の方です。3名が常駐されております。ちなみに受講料は数学と英語が月1,000円、国語が500円という形になっております。

続きまして、この近くの立科高校への立科町からの財政支援等についてということで、まず、経済支援でございますが、立科高校育成会、これは多分小海高校を守り生徒を支援する会と同じような役割をしているようです。まず、3路線バス運行の補助、立科町から1,740万円の補助、2番、広報活動、3番、公設学習塾ポプラアカデミー、これは立科高校及び立科中学校対象で立科町から220万円の補助がされております。次に、立科高校教育文化振興協議会というところへ立科町から200万円の補助、それから立科高校運動部後援会ということで、野球部等立科町から40万円が補助をされております。人的支援として常勤講師、これは数学の担当の先生みたいですが、の配置ということで、立科町へ講師を任用し配置、人件費は立科町負担で373万円、数学における立科中学校と中高連携授業ということになっております。補助金額は合計で2,573万円になっております。

以上、各高校への行政取組について説明してまいりましたが、小海高校の場合は南佐久6町村で地域高校、小海高校を守り、生徒を支援する会により支援されています。令和3年度支援金は179万2,665円であります。使用目的は、運動部、文化部遠征費の補助、マイクロバスの維持管理費、マイクロバス基金の積立に使われております。しかしながら、学習面への支援は全くありません。令和4年度入学生及び保護者へのアンケート集計結果の推移を見ますと、生徒、保護者とも小海高校に望むことは学習指導、進路指導です。こういったことを踏まえて阿南高校、軽井沢高校、立科高校のように、小海高校の中に公設塾、八ヶ嶺塾を開設して、放課後の生徒の教科指導のために講師を何人かお願いして、数学、英語、国語、小論文、簿記情報処理、商業科なみの支援、IT関連等進学、就職のための個別指導をしていただいて、より一層の学力向上と就職活動に役立つように、難関大学進学を目指す生徒の皆さんはカリキュラム以上の指導を受けられるようにし、先生方の負担軽減、働き方改革にもマッチし、兼職願いを提出することで小海高校の先生が講師にもなれます。今年度の進学状況を見ますと、4年生大学39名、うち3名が国公立、36名が有名私立大学等に、短期大学へ4名が進学されております。7日発表された県立高校を今春卒業した生徒の進路状況は、4年生大学と短期大学に進学した割合は50.8%で、

	<p>初めて5割を超えたそうです。小海高校は4年制、短期大学合わせて40%、このような規模の高校としては大変頑張っていると思います。専修、各種学校を加えると83%になります。小海高校生の実力派は、他校に引けを取らないと私は思います。国公立進学者を今の倍以上になるように学力を強化して、小海高校の進学校としての魅力発信をしたらどうか、それには行政の支援が不可欠であります。</p> <p>下伊那郡南部5か町村協力会、立科町、軽井沢町のように南佐久6町村で学習面の大いなる支援を検討していただきたい。公設塾開設について教育長のお考えをお聞かせください。</p>
教育長	<p>お答えをいたします。立科町や軽井沢町の公設塾の話は私も承知しているところです。立地条件的に立科や軽井沢は単独で実施しやすい例として捉えております。阿南高校の例はこの地域にとってはとてもいい事例になり得ると感じたところでございます。学校側のニーズ、それから民業との調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。後ほど、この件に関しましては町長のほうへ考えを正したいと思っておりますのでお願いします。</p> <p>そのほか、私なりの提案をさせていただきます。小海町として教育専門の地域おこし協力隊を置いて中高の学習のサポート、魅力化コーディネーターの仕事をしていただければいかがでしょうか。軽井沢町の照井将人さんという方は地域おこし協力隊から学習センターのセンター長、それから今年度町の職員という形になって、今、軽井沢高校の学習及びコーディネーターとして頑張っている。そういった中で、今、働き方改革という中で、先生方の授業、また、スポーツ等のサポートという形にもしていただけるのではないかと思います。教育長、どのようでしょうか。</p>
教育長	<p>小海高校の立地条件ということで、立科高校や軽井沢高校と、あちらは単独でもできるくらいの立地条件があるというふうに私は理解しております。ですので、町単独でという考え方ですとなかなか乗っかっていけないかなというふうに感じるんですが、幸いにも先ほど来出ております郡下町村で組織されました地域高校、小海高校を守り、生徒を支援する会という会がございますので、地域おこし協力隊というお名前が出ておりますが、実際には、例えば先ほど議員さんもおっしゃったように高校の先生、現役の方に相当のお金をお支払いする中で放課後面倒を見てもらう方法ですとか、今、定年は60なんですけれども、年金の受給がもう全国的に65ということで、その5年間をと考える中で、先生方、高校の先生に限らず再任</p>

	<p>用、フルといいまして7時間45分を働く選択をされる方、それから、再任用、ハーフという形で半日出て来られる方とかおいでです。さらには、今、議員さん提案のように数時間であれば、つまり放課後から数時間という話であれば私もやってもいいよというような高校のOBの先生方、多分大勢いらっしゃるのではないかと考えておりますので、そういった方々を募りまして、その会を通じて、つまり支援する会を通じて事業展開を行うという事は可能であると考えております。</p>
<p>3番議員</p>	<p>そういった中で、先生が足りない、小中学校でも先生が足りないという中で、2クラスつくらなくてはいいけないところを1クラスというような話も聞いておりますので、今言ったOBの先生等を募って、そういったところをサポートできるような体制、また、小海高校を支援する会と、そういう中でもこういった先生をお願いしてサポートをしていくというような方向で考えていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、2番目として、町では高校生等通学費補助、鉄道使用の場合、通学定期券の3分の1を補助されておりますが、小海在住の小海中生徒が、小海高校へ入学した場合には、定期券に見合った補助を何らかの形で支援したらどうかという提案でございますが、入学祝金とか高校行きますと端末機器等は個人負担というような中で、こういった機器に対しての補助というようなものは出してもいいんじゃないか。仮に小海線の定期のあれを調べてみましたら、これ一月に換算させていただきますけれども、小海から中込駅間8万5,800円、3割ということで年2万5,000円の補助になるわけです。また、後ほど臼田までのやつは、臼田へは年間で約5万6,000円ぐらい。約6万円ぐらいかかるみたいなんですけれども、そうすると1万8,000円ほどの補助で行かれるのではないかと思いますけれども、その辺について教育長、いかがでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>現在、小海高校へ通われている小海町出身の高校生の皆さんにこういった補助があるかといえば、町営バスが無料であることぐらいでございます。ただ、おっしゃるようになかなか行政ですと小海高校に通っている子だけというわけにはいかないところがございます。町では今年度3月末に間に合うように高校進学というか、中学校卒業にも小中学校へ上がるときにPマネーを贈呈しておりますけれども、その事業を中学校卒業生にも拡大して、金額的には今高校でもICTの授業始まっている中で、各学校普通に5万円程度のiPadは親が用意してくださいという状況らしいです。ですので、それに見合う程度の支援は少なくともしたいという意思ございま</p>

	<p>して、12月の議会のほうへ補正予算計上させていただき予定でおるところでございます。</p>
3番議員	<p>今、小海高校生だけではちょっと補助できないということであったわけですが、家から通えるということは、金銭面にも非常に近間に通うということは経済的にも助かるわけです。そういった意味合いもあって、近間に通っている高校生、鉄道を使わない高校生、町内そういった祝金をという話であったわけですが、この3月末に中学校卒業生に対してもそういった補助金等もあるわけですが、今後の中で小海中から小海高校へ進学というにももう少し補助をさせていただくような形を取っていただければと思います。</p> <p>それから、この件に関してはまた後で町長のほうからも答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>3番目として、町長の公約である小海高校の活用、小海高校と教育分野以外にも連携を進め、地域を担う人材を育む拠点として魅力化を進めるほか、学生と地域のつながりの場を創出するとありますが、就職先も地元企業数社へ、本年度はIT企業の小海支社への就職、こういった企業によるIT関連の事業をしていただいて、地元への就職を働きかけていくのも必要ではないかと思えます。その辺、教育長、どんなでしょうか。</p>
教育長	<p>町長の公約の小海高校の活用ということは、もう3年度にも町部局におきまして高校生との交流は行っております。コロナ禍でなければ結構町のほうも高校生との交流がありまして、保育園では高校生がボランティアで夏休み期間来てくれて保育士をやってくれるというような例もあるわけです。そういったことは、現在コロナ禍で多分やってはおりないですか、今年の場合はどうもできるようですけれども。とにかくこれまで以上にやはり行政、小海町という行政と小海高校との連携、これは会を通じなくてもできることですので、引き続き拡充しながらやっていくべきだと考えております。</p>
3番議員	<p>これもコロナの関係でいろいろ難しいこともあるようですけれども、こういった保育園へ行って保育を勉強したりとかいろいろあったようなのですが、今後もこういったことは続けていただきたいと思えます。</p> <p>それと、小海高校駅前再整備検討委員会の案として、小海高校との連携を軸にした小海駅周辺の再生等の案が示されております。先日小海高校を訪問していろいろお話した中に、駅前の施設に軽音楽部、美術部等使用できる施設がほしい。そこで地域の皆さんとの交流ができたという要望があ</p>

	<p>りました。先ほど来、1番議員さん、8番議員さんからも駅前を活用ということがありましたので、今後の中でこういった施設を使えるようなもの、施設を造っていただきたいなと思います。</p> <p>3番目に、駅前、馬流駅で乗り降りする生徒さんを小海駅まで来てもらい、電車の時間帯に合わせて町営バス、下校時乗車をするバス代を小海高校は全て無料にするという形はどうかと思います。今、町内の学生さんは無料になっております。また、佐久方面から通学する生徒さんの希望者により、馬流小海間の定期券差額分は支援会で補填して、駅前での学生のにぎわいを増やす、佐久方面から通学する生徒さんが先ほど資料でも示されておりますが、上から来る生徒さん63名、小諸市、佐久市、佐久穂町の生徒さんが94名おるわけです。1年生から3年生まで。そういった生徒さんを、少しでも馬流で降りないで小海駅まで引っ張り上げるというか、そういう形にしたなら、そういったもので駅前の活性化も広がるのではないかなと思います。その定期券の差額分をちょっと参考資料として見ますけれども、中込、小海間は一月7,150円、中込、馬流間で6,910円で一月で差額が240円、年にして2,880円。臼田から小海間が5,500円、臼田、馬流間が5,360円で、差額140円、年1,680円です。一つ一つ早くからできることは取りかかってほしいと思いますが、思い切った施策は必要ではないでしょうかということで、町長の答弁をお願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>篠原議員におかれましては、様々な調査、細部にわたってしていただきありがとうございます。また、ご提案の件なんですけど、大変素晴らしいご提案をいただきました。先ほど来出ております小海高校を支援する会という会が佐久穂町、小海町、両相木、川上村、南牧村で構成されておまして、首長とそれから教育長の出席において小海高校で同窓会長、PTA会長、校長、それから担当職員ということで構成され、会議をさせていただいております。その中なんですけれども、過日5月9日に行われました総会におきまして、まず、首長に対して小海高校からの支援が申し出されました。それは全会一致でお受けするというので、手前どもも一つのまとまりとして、先ほど阿南町の阿南高校の例が出たわけなんですけど、それに近いものがございます。そして、教育長同士もこれは連携、非常によく取れていると思います。そういった中での提案でございますので、これはもう実行しなければならぬと私は感じております。また、小海高校のいわゆる懸念される部分としまして、あの高天原へ歩いて行くということが、非常に苦であるということをお聞きしました。先ほど篠原議員小海駅からという</p>

	<p>発想は大変素晴らしいことだと思います。私もそう思っております。そこで駅の活性も図られると思います。そして、高岩、馬流で下車することによる地域の影響というものはほぼないんじゃないかというふうに推測しております。そういった中でございますので、何とか工夫をすれば、これは小海駅下車ということで、そこからの足の確保、これはやはり行政で行うべきではないかというふうに私は考えております。</p> <p>それから、今、数々の提案、それからいろいろございました。そういった中で私も小海町に支店を出していただきましたIT企業に小海高校の生徒さん1名入社ということで、先般その懇親の会に生徒さん来ていただきまして、入社の際、それから様々な思いを語っていただきました。Vitalize今、イワナをIT企業である会社がイワナを飼ってまして、5センチぐらいのやつが大体25センチぐらいまで成長したということで、それをいただく会を催しました。その折、イワナは雑食ですのではらわたを出さなければいけないということで、私の指導の下、その小海高校卒業生が率先してやっていただきまして、食卓に上がったという例がございます。それにつきましても、やはりやる気十分でございました。ああいう素晴らしい人間が育つ高校ということでありますので、ぜひ町としても最大限の協力をしていきたい覚悟でございます。また、学校の方針として1名1名の生徒さんに丁寧に教育をするという素晴らしい方針がございますので、こういった面も学校はもとより行政としても、先ほど営業という話が出ましたが、発信していきたいというふうに考えております。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございました。数々した中で今、町長の答弁をお聞きしますので、こういった提案が実現しそうな形の答弁をいただきました。当町の黒澤町長、今後の中でも小海高校を支えるという方向で、こういった学校と連携を取りながら塾等開設、いろいろな形でバックアップをしていただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして小海高校のほうの質問は終わらせていただきます。ちょっと時間をかなり食いましたものですからちょっと後ろのほうで。</p> <p>もう一つは、小海町ゼロカーボンシティ構想についてということで質問をさせていただきます。</p> <p>去る3月23日にキックオフイベントで、小海町ゼロカーボンシティ構想を小海町として2050年CO₂実質ゼロを目指して住民、事業者の皆さんと一緒に地球温暖化対策に取り組んでいくことを表明しました。小海町ゼロカーボン構想の内容は、町の資源である森林空間や地元食材を活用した取組</p>

	<p>を行ってきました。憩うまちこうみ事業を核として、点ではなく面の政策を行うということで、町全体の魅力向上を図るということです。グローバルでも関心の高いゼロカーボンに先進的に取り組むことで小海町の競争力を高めるという目的の下、3つの事業を柱として事業展開を進めるということです。現在、19社になりました憩うまちこうみ事業の協定企業の皆様とともに、ゼロカーボン・ワーケーションの推進、再生可能エネルギー電気や地産消費電気を利用したクリーンエネルギーの推進、J-クレジットや排出等をベースに据えた新規事業の展開、以上3点を柱にするという。まず、1番の憩うまちこうみ事業の協定企業とのゼロカーボン・ワーケーション事業推進に向けて、推進協議会を今年度立ち上げる、協議会員は町内企業、東電、三井住友海上等推進企業、憩うまちこうみ事業アンバサダー企業として憩うまちこうみ協定企業を中心に公募をするということで構成され、実地試験の検証、取り組むべき事業について検討、令和4年から6年の3年間で基盤整備をして、令和7年からは自立をして事業展開をするという事業であります。今年度450万円の予算ということで取ってあるわけですが、3年間この金額でいくと約1,500万円からの予算が見込まれるわけですが、3年間の協議事項及び今年度の実施試験の内容日程等、もし計画立案があるようでしたら教えていただき、推進協力企業の役割というのはどのようになっているのか、総務課長のほうからお願いしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ゼロカーボンシティ構想につきまして、今、議員さんのほうからご紹介をさせていただいたとおりでございます。そして、具体的な事業ということでございますが、ゼロカーボン・ワーケーション推進協議会をまず立ち上げたいということです。そういう中で、議員さんからもありましたが、実施試験、検証などを行っていく予定であります。具体的な計画立案につきましては、今後詰めていくという段階でございます。以上でございます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございます。計画立案は今後の中でということになりますので、随時議会のほうでも報告をいただきながら、予算を執行していただきたいと思っております。</p> <p>もう一つは、この推進協議会立ち上げということになりますと、今、憩うまちこうみ事業の中でも協議会というのがあるわけですが、この事業に関しては、そうすると今度は2つ協議会というのが立ち上がってくるわけですが、この辺のすみ分けというのか、お互いの、憩うまちこうみがあって、ゼロカーボンシティ、コミュニケーションシティというん</p>

	<p>ですか、そういう形が進んでくるわけですがけれども、同じような協議会が進み、そこへ参加する企業も似てくるわけですがけれども、そういった中で、今後すみ分けとかそういうのなんですかけれども、そういうような形はどんなような形でいくのか教えていただきたいと思います。</p>
総務課長	<p>憩うまちこうみの推進協議会、これにつきましてはそういう名称であります。実際には憩うまちの事業を行う実施団体でございます。町はその団体に支援をする、地域おこし協力隊をはじめとしまして人的支援をするというものであります。そして、このゼロカーボンの関係の推進協議会、これはゼロカーボンに当たっての推進協議会を立ち上げていきたいということで、名称は似ておりますがしっかりと色分け、すみ分けの中で事業を推進していくということになるかと思っております。以上です。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。ちょっとここで時間を食いますので、またちょっと予算委員会なんかありますので、その席でまた質問させていただきたいこともあります。</p> <p>続きまして、ゼロカーボンを推進する中、小海町は豊かな森林に恵まれております。これからも森林再生に力を入れていかなければならないと思っております。そういった中で、憩うまちこうみ事業の中には協定企業が19社ほどございますので、今後の中で町が森林整備等森林再生活動を実施したりする場合に、企業版ふるさと納税というようなものがあるわけですがけれども、そういうのを募って実施したらと思っております。先日新聞に市川海老蔵さん一家、志賀高原で植樹、森林再生ABMORI公募の県民との記事が掲載されておりました。町でも協定企業、社員の皆さん、町民との交流を兼ねて、小海町版植樹祭、レンゲツツジを植えるとかいろいろドングリをまくとか等の開催を計画したらどうでしょうか。町の考えをお聞かせください、総務課長。</p>
総務課長	<p>ただいまご提案をいただきました森林を整備し、そして自然環境を守る、そしてゼロカーボンへつなげていく、これはまさに持続的な活動である、そういうことをご提案いただきましたので、これはこれとしてまた検討してまいりたい、産業建設課農林係、その皆さんとも共有しながら事業を進められるように検討していきたい、こんなことを思っております。以上です。</p>
3番議員	<p>そういうことで、各課一緒に共同で進めていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして2番の、再生可能エネルギーということで、太陽光について質問いたします。</p>

	<p>太陽光発電については、町内にもメガソーラーがございいますが、先日千代里財産区、全員協議会の中でシャープがメガソーラー発電の調査について説明があったようなのですが、現在千代里地区の溝ノ原地区で大規模な発電所が建設されております。今年秋ごろまでにまた新たな建設がされているようです。五箇地区にも太陽光発電施設の計画があるようですが、町として固定資産税が増えるわけですが、そういった中で山林の伐採による災害等も懸念されます。小海町自然保護条例もあるわけですが、今後業者による建設が加速すると思います。太陽光発電は建設していかなければならないわけですが、乱開発にならないように町の独自の条例を制定してもいいのではないのでしょうか。最近、新聞報道でも小諸市、青木村等のあれが載っておりますし、森林開発強化制度も災害防止のため、以前は1ヘクタール以上で申請であったのですが、最近は0.5ヘクタール以上でも申請をするというようなことがあります。太陽光発電推進についての町の考え及び条例制定についてはどのような考えなのでしょうか。お願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。現在、千代里地区で進められている太陽光発電でございます。山林を伐採してという部分につきましては、伐採する場合に伐採届、または面積が広い場合には開発行為の許可というようなものがありますし、また、農地につきましては農地法の転用の許可、そういうものが必要になりまして、県の許可制でありますので、そちらの書類を提出して認められれば、許可になれば太陽光発電の設備はできるということでございます。</p> <p>別に小海町におきましては、先ほど議員さん言われました小海町自然保護条例の中で小規模のものを規制しております。出力が50キロワット、または延べ面積500平米のどちらかを超える場合に届出が必要とされておりまして、届出の際には隣接地権者の同意、それから所属区長の同意が必要でございます。それまで規制はありませんでしたが、令和元年度規則改正し、周辺のトラブルも防がなければならないというようなことでして、説明会の報告書や同意書を提出いただくこととなった次第です。</p> <p>ゼロカーボンを推進することと、こういったトラブルを回避すること、これは相反するようなこととなりますけれども、トラブルを避けながらゼロカーボンを進めるというようなことの調整を行いながら進めていっているところでございます。以上です。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ちょっと時間もなくなってきましたので次に行きます。</p>

	<p>続きまして、新築住宅への太陽光設備及び蓄電池設備への小海町独自の補助金をつけたらどうかという提案でございますが、今後、本間村上団地の分譲が始まるわけですが、こういった補助をつけるということで、いいPRになると思いますが、佐久市なんかの例を見ますと、1キロワット当たり太陽光設備で1万円、上限が10万円、蓄電池は10万円と。1年以上の住宅には3万円というような補助がついておりますが、小海町としてゼロカーボン推進のために、こういった補助金をつけたらどうかということで町長の考えをお聞きしたいと思えます。</p>
町長	<p>ただいま村上団地のお話も出していただきましたが、まさにそういったもののやはりPRには大変なろうかと思えます。そして、ゼロカーボンに向けての主力だと私は認識しておりますので、前向きに検討させていただきます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。ぜひ前向きに今後の村上団地の分譲の中に入れていただいて、前向きに検討していただきたいということでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、前の1月28日の全員協議会の中で町、草刈久保へのメタン発酵によるメタンガス発電設備の建設計画が示されましたが、現在計画立案は進んでいるのかお願いします。</p>
町民課長	<p>お答えいたします。先般1月の臨時議会の全員協議会において、バイオマスについてそのような業者がありますということでご説明をさせていただきました。現在草刈久保のごみ処理場内に建設をお願いしたいということでもあります。原料としてはキノコの廃菌床や生ごみ、畜ふん、あとは剪定枝、廃白土というようなところを合わせまして年間2万1,000トン使用することとあります。1日で68トンぐらいを使用するということとあります。その中で、町で出ます生ごみ約3トン、畜ふん13トンを使用するというような説明を受けております。町としましても、町の生ごみなんです、1日の収集量は家庭・事業用合わせまして約1トン、畜ふんにつきましては1日約13トンの排出量があるというところとありますので、利用できればいい部分ではないかと思っております。現在の進捗状況といたしましては、県と業者が施設建設の関係、また事業の認可について協議に入るところというようなことで説明は受けております。以上です。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。これから県との協議ということになります。ちょっと今数字が出ましたので、特に畜ふんのことに限って、私先日聞き取り調査した中で、日量小海町で15、6トンのものが排出されているような</p>

	<p>ものですから、こういった処理を非常に畜産農家も1日15、6トンということになると、年間にすると2,000トン以上のものが排出されるわけです。これはなかなか農家の手元で全部排出するというわけにもいきませんので、今後の中でそれを利用した事業ということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。</p> <p>最後の通告の中に、農業用生分解性マルチの普及と補助ということで、先ほど6番議員のほうからも生分解性マルチということで質問がありまして、私は今回ゼロカーボンの中に併せて、現在農業ではポリマルチがなくてはならないということで使用済みマルチは廃プラとして大量に排出され、化石燃料の代わりに工場へ運ばれ、燃料として使われCO₂を排出されているわけです。直接産地でCO₂を排出するわけではないのですが、そういったところでCO₂が排出されていると。最近生分解性マルチはマルチ、ほぼ強度が強くて、今使われているのでは長野八ヶ岳で930本で小海では20本、南牧では910本と、そういう中で南牧では約1割の補助が出ております。マルチは先ほども高いということで黒で2万2,000円、白黒で2万9,000円という形になっておりますので、今後廃プラでCO₂を削減していくためにもぜひお願いしたいと思います。その辺のところを産業課長のほうでお願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。先ほどの話にも出たとおり、通常マルチの3倍の価格がするという事です。補助をしている町村もあるということなんですけれども、確かにいいということは明白でございます。ただ、少額の補助ではとても利用促進にはつながっていかないという部分もありますので、今後については大きな課題となりますけれども、検討の材料があると思います。以上です。</p>
3番議員	<p>時間をオーバーしました。以上をもちまして終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>以上で本日の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして明日15日午前10時から現地視察を行います。視察箇所は大畑の監的壕跡とレストハウスふるさとです。服装は通常の服装でお願いいたします。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。</p>

	これをもちまして本日は散会いたします。ご苦労さまでした。
--	------------------------------

(ときに16時32分)

令和 4 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	令和4年6月24日 午後 2時00分
* 閉会年月日時	令和4年6月24日 午後 3時42分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。令和4年第2回定例会最終日の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今回の第2回定例会で予算は3月の骨格予算と合わせて、総額42億円を超えて、これより本格的に運用が始まります。今年度は本間上区の宅地造成費や観光交流センター修繕費など大きな事業が盛り込まれています。また駅及び駅前周辺整備やアルルの件などこれから議論され、西馬流のJAと交換された跡地の活用などそして、今年度には確定するであろう中部横断自動車道の懸案など今の時期に見られます竹の子のごとく課題が山積しています。今定例会の招集日の挨拶でもふれましたが私達の日常において、物価の上昇、いわゆるインフレが加速しています。生活必需品だけでなく、あらゆる物品が値上がりとなり、安くなるのは円だけの様相を呈しています。このような状況にあり、行政も議会も社会情勢に合わせた行財政全般にわたる有効かつ適宜な判断が求められており、改めて町民の皆さんに寄り添う施策であり、予算でありますことを重ねてお願いする次第であります。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>尚、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。</p>
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	<p>日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>では1件ご報告いたします。</p> <p>小海町八ヶ岳開山祭が、11日土曜日に白駒の池において行われ、議員の皆さんをはじめ関係者40名ほど参加がありました。登山者の安全と一日も早いコロナの終息を祈願し、又、登山客や観光客の増加を願い、今後に期待しているところでございます。</p> <p>また今後の日程としまして、村上団地造成工事の契約議決案件などによる臨時会をお願いしたいと考えております。日程は議会運営委員会で協議させていただきますが、よろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>他に行政報告がありましたらお願いいたします。</p> <p>以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p>
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	<p>それでは順次議案を上程いたします。</p>
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。</p> <p>議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>

(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページ、5ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「承認第1号」</u>	
議 長	日程第4、承認第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第5～日程第8 「承認第2号～承認第5号」</u>	
議 長	日程第5、承認第2号から日程第8、承認第5号までについては一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義従 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより承認第2号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第9号)につ

	いて」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6 番議員	<p>はい。6 番的埜美香子です。私は令和 3 年度小海町一般会計補正予算第 9 号に反対の立場で討論します。本来執るべき手続きがきちんとふまれなかった。まず 1 点目は町有財産払下げの件です。行政財産を簡単に一個人に売却。ご説明では 11 月に売買手続きをし、1 月に契約が成立し、年度内に販売代金の納付があったと、しかしこの間、12 月議会、3 月議会、3 月 30 日の臨時議会と 3 回の議会があったにもかかわらず、議会に対して、何の提案も説明もありませんでした。町は今後このようなことがないよう注意するとお詫びの言葉がありましたが、議会軽視も甚だしい。</p> <p>さらに問題すべきは大畑町営住宅建設工事 94,380 千円の事業についてです。令和 3 年 3 月に町営住宅建設設計監理委託料と建設工事費という形で提案がなされました。隣接の住宅との関係や日陰の問題が指摘され、まずは調査をすべきではないか。拙速な大型事業に反対をしました。調査が後付けされた結果、当初予定の位置からかなりずらし、6 戸の予定が 4 戸に変更され、工事遅れました。そして危惧をしておりましたが 3 月 31 日工期でしたが、工期に間に合わないといったことが発生しました。3 月 22 日に雪が降ってしまい、工事が難航してしまっただと、そういったことがもしかしたらあることかもしれません。しかし、工期の延長を業者からお願いされたのではなく、町はそこで業者に延期を指示したというご説明でした。そんなことがあるのか。とても不可解であります。仮にそんなことがあるとしても、もっと大きな問題はその段階で工期延長変更手続きの議会議決をとらなかったということです。3 月 30 日の臨時議会があったにもかかわらず、そこで手続きがなされなかった。別の工事の請負契約の変更手続きはなされております。私達、今回の本会議の議案質疑の中でも、予算委員会の中でも確認しました。竣工日はいつなのか。最初から 3 月 31 日だというお答えでした。ではいったい出来上がったのはいつなのかお尋ねしたところ、それは 4 月 6 日とお答えになりました。出来上がった 1 週間前でいいのでしょうか。ましてやこの事業は国の過疎債を使った事業です。町長にこの問題をどう考えるのか問うたところ、穏便にお願いしますとおっしゃられました。不祥事を認められたということです。しかし穏便に済まさせられる話でしょうか。いいえ、済まされる話ではありません。大問題です。本来ならばこの問題は賛成、反対、許す、許さないの問題ではありません。町当局が本当に反省するならば、修正をして、出し直さなければなりません。到底認定されるべきものではありません。誠に遺憾です。私は本予算に反対をいたします。以上です。</p>
議 長	他に討論のある方はございませんか。

議 長	これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5、6
議 長	挙手多数と認めます。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第3号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから承認第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第4号「令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから承認第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第5号「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第19号」</u>	
議 長	日程第9、議案第19号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第19号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第10 「議案第20号」</u>	
議 長	日程第10、議案第20号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手

	をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 20 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 20 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 11 「議案第 21号」</u>	
議 長	日程第 11、議案第 21 号「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実 君。
	(委員長報告一可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 21 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 21 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 12～日程第 13 「議案第 22号～議案第 23号」</u>	
議 長	日程第 12、議案第 22 号から日程第 13、議案第 23 号については一括して議題といたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義従 君。

(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でありますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより議案第 2 2 号「令和 4 年度小海町一般会計補正予算 (第 2 号) について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5 番議員	<p>5 番渡邊晃子です。私は令和 4 年度一般会計補正予算第 2 号に反対の立場で討論いたします。本予算は黒澤町長第 2 期目の本予算であります。黒澤町長の元気な町づくりが表れており、戦争遺構調査などもちろん大切な予算もあります。一概に否定するものではありません。しかし本来まずはやるべき住民の福祉向上に果たして、目が向けられているのでしょうか。社会福祉費では新たに国から重層的支援体制整備事業で 8,230 千円、しかしこれまで町と社会福祉協議会が行ってきた多重で困難を抱える方々への支援に国がお金をつけてくれたものとのことでした。新しいものではないと。やすらぎ園延命化のための大規模改修で 15,000 千円がついています。社会福祉費としてそれらがあるだけです。児童福祉費でも保健衛生費でも新しいものはありません。一方で町長がアルルの無償譲渡を受けると表明されただけで、まだ議論もされていないうちに 1,100 千円をかけてアルルの設備を調査する。また本間村上団地造成では県の許認可について、河川占用が難航している。他の部分は概ね順調とのご説明がありましたが、今後の行程も許可次第で確定的ではない。設計は完了しているが、やはり許可の条件に影響されるなど視界不良の印象です。ワイン用ぶどうの施設補助に 3,000 千円、試験栽培中で何にも結果が出ていない中での補助事業です。補助率の高さ、特定の方に毎年高額補助されるなど制度設計も曖昧なままです。試験栽培中の補助は時期早々ではないでしょうか。そして温泉施設改修工事費は 200,000 千円です。昨年示された約 200,000 千円の設計で業者側とは何回も協議しているので大丈夫とのことですが、資材高騰がこれだけ叫ばれているなかです。今年 3 月の時点で建設資材物価指数は昨年同月比 19.2%も上がっています。結局足りませんと補正予算が出てくる懸念が残ります。またバイオマスボイラー設計委託に 5,000 千円、当初はバイオマスボイラーも改修計画図の中に存在していましたが、いつしか消えて、全く別物になってしまいました。バイオマス自体は環境面から賛同できるものですが、費用対効果の検証ができない、町としてのビジョンが不明確です。温泉改修は町長の公約にも載っていません。八峰、八峰温泉は観光交流センターではありますが、町民の健康増進のためのものか、町にとって、どういった位置づけなの</p>

	<p>か、今のままなら民間に移せばいいという町民の声が少なくないことも受け止めていただきたいと思います。財源はどうか。過疎対策事業債で320,000千円の申請をしています。うち180,000千円が温泉改修に充てられます。見込みを立てて、現在申請しているとのことでしたが、先程承認されはしましたが、令和3年度9号補正でも過疎債が絡んだ事業で竣工日について、大変な問題を起こしています。そうでなくともこれだけ額の許可がされるのか大変懸念のある予算であります。町の外から小海に来ていただく、小海で癒され、楽しんでもらい、来ていただく、住んでいただく、もちろん大事なことです。町の活性化はもちろん必要です。しかし引き続くコロナ禍、止まらない物価高、それでも年金は削られる。そこから国民健康保険税、介護保険料、高すぎる、否応なしに引かれる。生活が本当に大変だという町民の皆さんの声をもっと聴いていただきたい。今の町民の皆さんがもっと大切にされる、身近な問題、議長の開会挨拶にもありました町民の皆さんに寄り添う施策を、そして予算立てを最後にお願ひしまして、反対討論といたします。以上です。</p>
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。
議 長	これで討論を終わります。これから議案第22号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第22号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5、6
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第22号は委員長報告の通り可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第23号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第23号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第23号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第23号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
	<p><u>日程第14 「陳情第2号」</u></p> <p><u>日程第20 「発議第3号」</u></p>

議 長	日程第14、陳情第2号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」及び日程第20、発議第3号「女性トイレの維持及びその安心安全を求める意見書」は関連がありますので、一括して議題といたします。陳情第2号については総務産業常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久君。
	(委員長報告一採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第9番 小池捨吉 君。
9番議員	ただいま上程されました女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。意見書案にもありましたように、令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるとされました。この動きは男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。トイレでの性暴力被害、盗聴や盗撮被害は後を絶ちません。女性の安心安全を確保するためにも、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後ともこれを崩さず、女性トイレはすべ

	<p>からく維持し、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられよう要望いたします。</p> <p>以上が女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提案理由であります。議員各位には、御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。提出者の説明のとおり発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって発議第3号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
<p><u>日程第15 「陳情第3号」</u> <u>日程第21 「発議第4号」</u></p>	
議 長	<p>日程第15、陳情第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」及び日程第21、発議第4号「国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書」は関連がありますので、一括して議題といたします。陳情第3号については総務産業常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久君。</p> <p>(委員長報告—採択と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第3号を委員長報告のとおり、決定する</p>

	ことに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第4番 井出和人 君。
4番議員	ただいま上程されました国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 意見書案にもありましたように、国民の祝日「海の日」は「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として制定され、平成8年7月20日から施行されました。しかし平成15年以降ハッピーマンデー化により7月の第3月曜日とされ、7月20日が「海の日」とされた本来の趣旨から次第にかけ離れ、この日に対する国民の意識が薄らいでいくことが懸念されます。海の日制定の歴史的経緯を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会にするためにも、海の日を当初の7月20日へ固定化することを要望いたします。 以上が国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提案理由であります。議員各位には、御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第4号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
議 長	ここで3時20分まで休憩とします。 (ときに15時00分)

日程第 1 6 「陳情第 4 号」

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 20 分)</p> 日程第 1 6、陳情第 4 号 「J A長野八ヶ岳小海支所野菜安定基金に関わる助成金増額に関する陳情書」を議題といたします。陳情第 4 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—継続審査と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 4 号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。陳情第 4 号を委員長報告のとおり、継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第 4 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 1 7 「陳情第 5 号」

日程第 2 2 「発議第 5 号」

議 長	日程第 1 7、陳情第 5 号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び日程第 2 2、発議第 5 号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題といたします。陳情第 5 号については民生文教常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします

	す。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議長	事務局長に発議第5号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第5番 渡邊晃子 君。
5番議員	ただいま上程されましたさらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について提案理由を申し上げます。日本の教育に掛ける予算はあまりに低水準です。2018年のデータでは、OECD諸国のGDPに占める教育費は平均4.1%。対して日本は2.8%と最低でした。平均に押し上げて、意見書にありますように少人数学級推進、教員定数を改善させることが必要です。教員不足の問題は我が町にも影響を及ぼしています。昨年4月、国は2,518人の教員が不足していると認めました。本来でしたら北牧小との統合時の約束で小海小学校の1、2年生は30人を超えれば、2クラスになるはずですが、県内も教員が足りないということもあり、新1年生は31人で1クラスとなりました。義務教育費国庫負担制度についても自治体の財政状況によって、教育格差を生じさせないためには2006年以前のように国庫負担率が1/2にすることが求められます。全国どこでも子供達一人一人が主体的に学び、行き届いた教育を受ける権利があることは皆さん共通の認識であることだと思います。以上提案理由といたします。議員各位におかれましては、是非とも提案理由をご理解いただき、全議員のご賛同を宜しく願います。
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手

	をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これより討論を終わります。これから発議第5号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第5号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第5号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第18 「陳情第6号」</u>	
議 長	日程第18、陳情第6号 「ハーベスタ導入に関する補助金の陳情書」を議題といたします。陳情第6号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—不採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第6号を採決いたします。委員長の報告は、不採択であります。陳情第6号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成の方は挙手を願います。
	(挙手少数) ○1、3、4
議 長	挙手少数と認めます。したがって陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第19 「陳情第7号」</u>	
議 長	日程第19、陳情第7号 「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。陳情第7号については、総務産業常任委員長に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。

(委員長報告—不採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決いたします。委員長の報告は、不採択であります。陳情第7号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方は挙手を願います。
(挙手少数)	
議 長	挙手少数と認めます。したがって陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和4年第2回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <div style="text-align: right;">(ときに 15 時 42 分)</div>